

上勝町地域防災計画

(一般災害対策編)

令和4年6月

上勝町防災会議

目次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 上勝町の概要	1
第1 自然的条件	1
第2 社会的条件	3
第3節 計画の基本方針	3
第4節 用 語	4
第5節 計画の修正	5
第6節 計画の周知徹底	5
第7節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1 実施責任	5
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	6
第2章 災害予防計画	14
第1節 水害予防対策	14
第1 水害予防対策	14
第2 避難警戒体制の整備	14
第3 局地的集中豪雨対策	14
第2節 風害予防対策	15
第1 保安林整備	15
第2 農作物の被害予防対策	16
第3 通信施設の防災対策	16
第3節 土砂災害等予防対策	16
第1 地すべり防止予防対策	16
第2 急傾斜地崩壊予防対策	17
第3 土石流予防対策	18
第4 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域における予防対策	19
第5 山地に起因する災害危険箇所予防対策	20
第6 宅地防災対策	20
第7 正木ダム防災対策	20
第4節 建築物災害予防対策	20
第1 建築物の現状	20
第2 公共用建築物の災害予防対策	21
第3 既存木造建築物に関する対策	21
第4 文教施設の災害予防対策	21
第5 社会福祉関連施設等災害予防対策	21

第5節	雪害予防対策	21
第1	実施責任者	21
第2	除雪計画	22
第6節	気象警報等の伝達	23
第1	注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準	23
第2	火災気象通報	28
第3	地震情報	28
第4	噴火警報、噴火予報	29
第7節	防災知識の普及・啓発計画	29
第1	住民に対する防災知識の普及	29
第2	学校における防災教育	31
第3	町職員に対する防災教育	31
第4	防災上重要な施設の管理者等の教育	31
第5	災害教訓の伝承	32
第8節	防災訓練計画	32
第1	総合防災訓練	32
第2	個別防災訓練	33
第3	住民の訓練	34
第9節	緊急輸送路の確保計画	34
第1	緊急輸送路の指定	34
第10節	自助・共助の推進	35
第1	自助における防災対策	35
第2	自主防災組織の現況	36
第3	自主防災組織の育成指導計画	36
第4	自主防災組織の活動マニュアルの作成	38
第5	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	39
第11節	ボランティア受入体制の整備及び運用	39
第1	ボランティアの種類及び活動内容	39
第2	平常時におけるボランティア体制の整備	40
第3	災害時におけるボランティア活動の支援調整	40
第12節	企業防災の促進	41
第1	事業継続計画（BCP）の周知・啓発	41
第2	企業の防災力向上の推進	41
第3	中小企業等の防災・減災対策の推進	41
第13節	避難行動要支援者等への支援対策	41
第1	避難行動要支援者への支援体制の確保	42
第2	避難行動要支援者の避難支援体制の整備	43
第3	社会福祉施設等対策	47
第4	在宅者対策	48

第5	避難所における要配慮者対策	48
第6	外国人等に対する防災対策	49
第7	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策	49
第14節	帰宅困難者等対策	49
第1	方針	49
第2	内容	49
第15節	広域応援要請	50
第1	消防機関の相互応援	50
第2	応援の受入れ体制、応援体制の整備	50
第3	他市町村間等の相互応援	50
第4	緊急消防援助隊受入れ体制	51
第16節	防災施設等整備	51
第1	情報通信体制の整備	51
第2	防災拠点施設等の整備	52
第3	ヘリコプター離着場適地の確保	52
第4	応急物資等の備蓄及び供給体制の整備	53
第5	給水体制の整備	53
第6	水防に必要な備蓄資材、器材	54
第7	物資調達・輸送調整等支援システム等の活用	54
第17節	孤立集落対策の強化	54
第1	孤立集落及び発生原因	55
第2	孤立予想集落	55
第3	孤立化防止対策の強化	55
第18節	災害時医療体制の強化	55
第1	要配慮者等への支援強化	55
第2	避難所環境の向上	56
第3	情報共有機能の強化	56
第19節	危険物等災害予防対策	56
第1	危険物災害予防対策	56
第2	高圧ガス及び火薬類災害予防対策	56
第3	毒物、劇物災害予防対策	56
第20節	火災予防対策	57
第1	組織	57
第2	消防力の整備強化	57
第3	教育訓練	58
第4	防火思想の普及	58
第5	消防相互応援協定の促進	59
第21節	林野火災予防対策	59
第1	住民等の防災活動の促進	59

第2	林野火災防止のための情報の充実	59
第3	林野所有（管理）者への指導	59
第4	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	60
第2 2 節	徳島県国土強靱化地域計画の推進	60
第1	国土強靱化に向けた取り組みの推進	60
第2 3 節	大規模停電・通信障害への備え	61
第1	知識の普及・啓発	61
第2	事前予防のための取組	61
第3	業務継続に向けた取組	61
第4	訓練の実施	61
第2 4 節	事前復興の取組	61
第1	事前復興の取組	62
第2	外部支援者との連携	62
第3章	災害応急対策計画	63
第1 節	活動体制計画	63
第1	組織	63
第3	動員計画	71
第2 節	相互応援協力要請計画	72
第1	実施責任者	72
第2	資料の相互交換	72
第3	応援協力等の要請	72
第4	自衛隊派遣要請	74
第5	公共的団体等との協力体制の確立	74
第3 節	情報通信計画	74
第1	災害通信連絡	74
第2	災害時における通信方法	76
第3	町防災行政無線	77
第4	災害時優先電話の活用	77
第5	非常通話の利用	77
第6	非常電報の利用	77
第7	他の機関の通信設備の利用	77
第8	非常通信の利用	77
第9	放送の要請	78
第1 0	アマチュア無線	78
第1 1	急使による連絡	78
第4 節	災害情報収集・伝達計画	78
第1	実施責任者	79
第2	情報の収集・伝達	79

第3	収集、伝達すべき内容等	79
第4	情報の収集方法	79
第5	情報の収集、伝達系統	79
第6	被害状況等の報告	80
第5節	災害広報計画	88
第1	実施責任者	88
第2	情報の収集	88
第3	広報の手段	88
第4	広報資料の収集	88
第5	広報事項	89
第6	報道機関への情報発表	89
第7	広聴活動	89
第8	放送の要請	89
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	89
第1	災害派遣要請の範囲	90
第2	災害派遣要請要領	90
第3	災害派遣部隊の受入れ体制の整備	91
第4	災害派遣部隊の撤収要請	92
第5	経費の負担	92
第6	災害対策用ヘリポートの設置	92
第7節	災害救助法の適用計画	95
第1	実施責任者	95
第2	災害救助法の適用条件・基準	95
第3	災害救助法の適用手続	96
第4	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	96
第8節	水防計画	96
第1	水防責任	96
第2	水防組織	96
第3	監視、警戒	97
第4	器具、資材及び設備の整備等	98
第5	水防活動	98
第6	優先通行	101
第7	協力応援	101
第8	惨事ストレス対策	101
第9節	避難計画	101
第1	実施責任者及び基準	102
第2	避難指示等の伝達	103
第3	警戒区域の設定等	104
第4	避難者の誘導	105

第5	避難所の開設	105
第6	本町の避難所及び収容方法	105
第7	避難所の運営	107
第8	特設公衆電話の利用	108
第9	広域避難	108
第10	避難の周知徹底	109
第11	知事に対する報告	110
第12	避難所以外避難者の支援対策	110
第13	災害救助法に基づく措置	111
第10節	救助計画	112
第1	実施責任者	112
第2	救助の方法	112
第3	応援要請	112
第4	災害救助法による実施基準	113
第5	惨事ストレス対策	113
第6	安否不明者等の氏名等の公表	113
第11節	消防防災ヘリコプターの出動要請計画	113
第1	消防防災ヘリコプターの活動内容	113
第2	消防防災ヘリコプターの出動要請	113
第3	飛行場外離着陸場の確保	114
第12節	医療救護計画	114
第1	実施責任者	114
第2	医療救護所の設置	114
第3	救護班の編成	114
第4	後方医療救護体制	115
第5	傷病者の搬送	115
第6	医薬品、医療資器材の調達	115
第7	災害救助法による実施基準	115
第13節	遺体の捜索及び埋葬計画	116
第1	実施責任者	116
第2	遺体の捜索	116
第3	応援の要請等	117
第4	遺体の見分処理	117
第5	遺体の収容、安置	117
第6	遺体の火葬・埋葬	117
第7	災害救助法による実施基準	117
第14節	障害物の除去計画	119
第1	実施責任者	119
第2	実施方法	119

第3	障害物の保管場所等	119
第4	所要人員の確保	119
第5	災害救助法による実施基準	120
第15節	労務供給計画	120
第1	実施責任者	120
第2	動員の順序	120
第3	奉仕団	120
第4	応援要請	121
第5	災害救助法を適用した場合の要員の確保	121
第6	従事命令又は協力命令	121
第16節	給水計画	122
第1	実施責任者	122
第2	応急給水	122
第3	応急給水体制の整備	123
第4	災害救助法による実施基準	123
第17節	食料供給計画	124
第1	実施責任者	124
第2	災害時における食料の供給	124
第3	炊き出し	124
第4	災害時における食料集積場所	125
第5	住民への食料備蓄の推進	125
第6	災害救助法による実施基準	125
第18節	生活必需品等供給計画	125
第1	実施責任者	125
第2	調達計画	126
第3	生活必需品の種類	126
第4	物資の調達及び配分	126
第5	救援物資集積場所	127
第6	住民への備蓄の推進	127
第7	災害救助法による実施基準	127
第8	災害救助法が適用された場合の措置	127
第9	物資調達・輸送調整等支援システムの活用等	128
第19節	防疫・保健・食品衛生計画	128
第1	防疫対策	128
第2	健康管理、心のケア	129
第3	食品衛生対策	129
第4	家畜防疫	130
第20節	廃棄物の処理計画	130
第1	実施責任者	130

第2 実施方法.....	131
第2 1 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画.....	131
第1 実施責任者.....	131
第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理.....	132
第3 住宅の建設及び修理資材の確保.....	133
第4 労務及び資材の提供に関する協力体制.....	133
第5 要配慮者への配慮.....	133
第6 野外収容施設の設置.....	133
第7 公営住宅及び民間賃貸住宅の空き住宅の確保.....	133
第8 被災建築物に対する指導・相談.....	133
第2 2 節 義援金品配分計画.....	134
第1 実施責任者.....	134
第2 義援物資の取扱いに関する広報.....	134
第3 義援金の受付.....	134
第4 義援金品の配分.....	134
第5 義援品の保管場所.....	134
第2 3 節 ボランティア団体等支援計画.....	134
第1 ボランティア団体等の協力.....	135
第2 発災直後の情報提供.....	135
第3 ボランティア団体等の活動.....	135
第4 ボランティア支援体制の確立.....	135
第5 窓口の設置.....	135
第6 ボランティアに係る事務委託.....	135
第2 4 節 要配慮者への支援対策計画.....	135
第1 社会福祉施設等に係る対策.....	136
第2 障がい者及び高齢者に係る対策.....	136
第3 児童に係る対策.....	136
第4 外国人等に対する対策.....	136
第5 災害時コーディネーター（介護福祉）による調整.....	137
第2 5 節 緊急輸送計画.....	137
第1 実施責任者.....	137
第2 緊急輸送等の対象.....	137
第3 道路被害状況の調査.....	137
第4 輸送力の確保.....	137
第5 緊急輸送路の早期復旧.....	138
第2 6 節 交通応急対策計画.....	138
第1 実施責任者.....	138
第2 実施要領.....	139
第3 道路の巡視.....	140

第4	交通規制の周知	140
第5	緊急通行車両	140
第6	道路啓開	141
第7	道路の応急復旧	141
第8	応援の要請	141
第27節	教育対策計画	141
第1	実施責任者	141
第2	児童生徒の安全確保	141
第3	文教施設の災害応急対策	142
第4	応急教育の実施	142
第5	学校が地域の臨時の避難場所となる場合の留意事項	142
第6	教材・学用品の調達	142
第7	給食の実施	142
第8	教職員の確保対策	143
第9	児童生徒の転入学措置	143
第10	災害救助法による実施基準	143
第11	就学援助費等の支給	143
第12	文化財の保護	143
第28節	電力施設災害応急対策計画	144
第1	災害時における電力の供給計画	144
第2	災害時における電気の保安	144
第3	災害時における応急工事	144
第4	ダム、せき、水門等の管理	145
第5	燃料電池自動車等の活用	145
第29節	通信設備の応急対策計画	145
第1	基本の方針	145
第2	応急対策	146
第3	回線の復旧順位	147
第30節	危険物等災害対策計画	147
第1	実施責任者	147
第2	応急措置	148
第31節	消防計画	148
第1	実施責任者	148
第2	組織	148
第3	消防団員の招集及び出動	148
第4	応援要請	149
第32節	土地改良区等における災害応急計画	149
第33節	災害警備計画	149
第1	災害警備体制	150

第 2	災害警備活動	150
第 3	その他	150
第 3 4 節	動物救済計画	150
第 1	実施責任者	151
第 2	実施方法	151
第 4 章	災害復旧・復興計画	152
第 1 節	復旧・復興の基本方針	152
第 2 節	罹災証明書の発行	152
第 1	罹災証明書の発行	152
第 2	住家等被害調査	153
第 3 節	公共施設災害復旧事業計画	154
第 4 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	155
第 1	法律により一部負担又は補助するもの	155
第 2	激甚災害に係る財政援助措置	155
第 5 節	被災者の生活再建等の支援	157
第 1	調査等に関する説明	157
第 2	被災者生活再建支援金の支給	157
第 3	災害弔慰金等の支給、貸付け	158
第 4	雇用機会の確保	159
第 5	租税の徴収猶予及び減免等	160
第 6	被災者への融資	160
第 7	生活相談	161
第 8	安否情報の提供	161
第 9	罹災証明書の交付等	161
第 1 0	資金の安定供給体制の構築	162
第 7 節	計画的復興	162
第 8 節	事前復興の取組	163
第 9 節	激甚災害の指定に関する計画	163

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、上勝町の地域に係る災害対策に関し、次の事項について定め、もって防災の万全を期すものです。

- 1 町、県の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害に関する注意報又は警報の伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2節 上勝町の概要

第1 自然的条件

1 位置・面積・地形

本町は勝浦川の上流に位置し、徳島県中央やや南東寄りで、徳島市中心部から南西に隔たること約40km、東経134度24分17秒、北緯33度53分9秒にあり、東西19km、南北12kmにわたる行政区域を有し、面積は109.63平方キロメートルです。北部、西部は剣山と中津峯を結ぶ分水界の一部を形する雲早山（1,495m）、高丸山（1,439m）旭ヶ丸（1,019m）等の連山がそびえ、南部は1,000m～400m級によって形成され、西に高く東に低く傾斜しています。

北部は名西郡神山町、名東郡佐那河内村、西部・南部は那賀郡那賀町（旧木沢村、旧上那賀町、旧相生町）、東部は勝浦郡勝浦町に接している中山間地域にあり、森林面積が88.5%を占めるなど、防災対策の上では、土砂災害や孤立化などへの対策が求められる地域です。

農地は水田が最も多く、河川沿いの平地と山腹に分布しており、山腹の水田は急な傾斜勾配のため、狭隘な階段状の棚田を形成しています。

また、その一方で、県内臨海部が南海トラフ地震等により被害を受けた場合のバックアップ拠点の役割を果たすことが期待される位置にもあります。

■上勝町の面積

総面積	109.63	k m ²	令和3年4月1日
森林面積割合	88.5	%	令和元年4月1日
可住地面積割合	11.5	%	令和元年4月1日

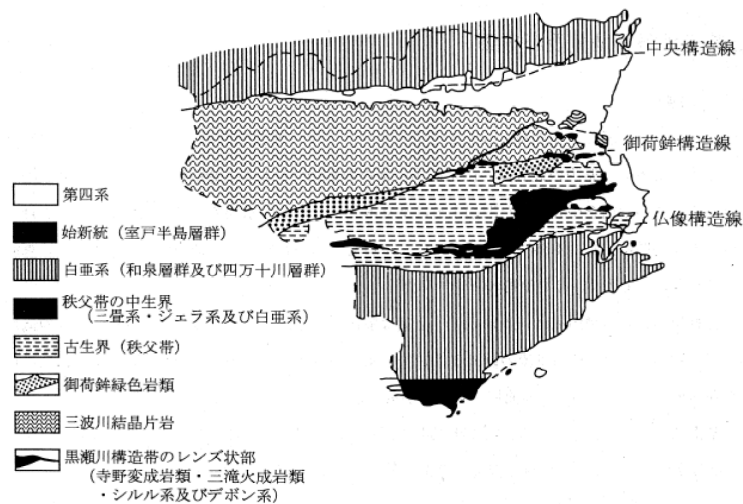
■上勝町の位置



2 地質

町の地質は秩父帯の中・古生層が分布し、砂岩、泥岩、輝緑凝灰岩、蛇紋岩等多様な岩石が複雑に入り組んでいます。泥岩、輝緑凝灰岩、蛇紋岩は地質的に地すべりが発生しやすく、町内のほとんどの集落が地すべり防止区域内にあります。

■徳島県の地質



3 気候

本町は、紀伊水道に流入する黒潮の影響を受け温暖で、年間平均気温は16.3℃であり、また、年間降水量が3,000mmを超える豪雨地帯で、夏から冬にかけては台風の襲来も多くなっています。冬季には積雪もみられます。

第2 社会的条件

1 人口

本町の人口は、減少傾向で推移しており、昭和55年の3,373人であった人口が、約40年経た令和元年には1,530人と半分弱(45.4%)に減少しています。

令和3年4月1日現在の年齢三階層別人口割合をみると、年少人口割合が6.7%、生産年齢人口割合が39.9%、老年人口割合が53.4%と、高齢者の割合が半数以上を占め、町の平均年齢も60.5歳に達している。

その一方で、令和2年国勢調査結果では、高齢者就業率が38.8%に上るなど、高齢者が元気で活躍する生涯現役のまちです。

■上勝町の人口基本データ

人口総数	1,486	人	令和3年4月1日
人口密度（総面積1k㎡当たり）	13.6	人	令和3年4月1日
人口密度（可住地面積1k㎡当たり）	94.2	人	令和3年4月1日
核家族世帯割合	47.1	%	令和2年10月1日
単独世帯割合	41.9	%	令和2年10月1日
65歳以上の高齢者のいる世帯割合	69.9	%	令和2年10月1日
高齢単身者割合	39.1	%	令和2年10月1日
年少人口割合	6.7	%	令和3年4月1日
生産年齢人口割合	39.9	%	令和3年4月1日
老年人口割合	53.4	%	令和3年4月1日
平均年齢	60.5	歳	令和3年4月1日

2 産業

本町の産業は、農林業を基幹として営まれており、町内総生産額は約53.3億円（平成29年度）となっています。

産業別就業者比率を平成27年国勢調査結果によりみると、第1次産業就業者が46.6%、第2次産業就業者が14.0%、第3次産業就業者が39.3%と、第1次産業に著しく特化しています。

第3節 計画の基本方針

防災対策は、住民の生命及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策です。本町は台風や集中豪雨による地すべりやがけ崩れの危険箇所が多く、災害に遭いやすい地形条件にあります。

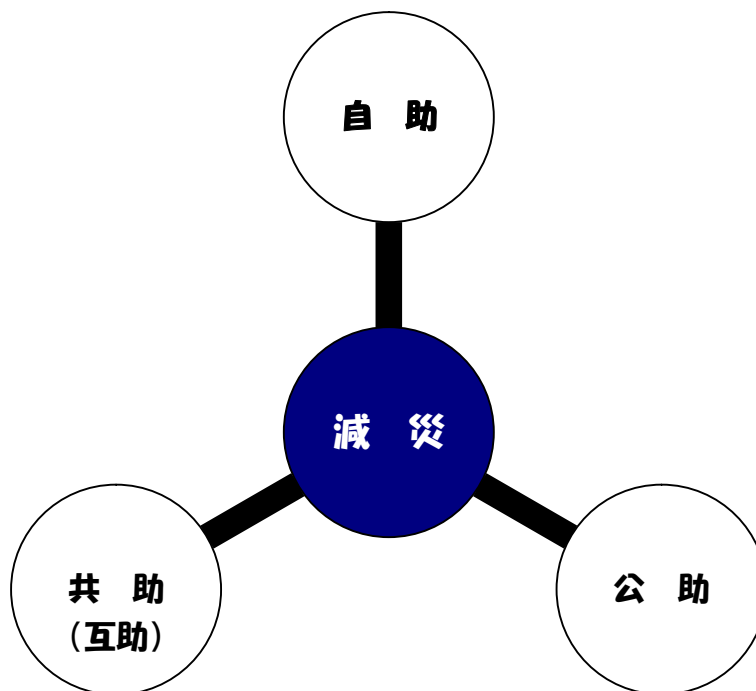
また、南海トラフ地震や、非常に強い揺れをもたらす直下型地震、大規模風水害、局地的集中豪雨等による大きな被害が懸念されており、阪神・淡路大震災（平成7年）や東日本大震災（平成23年）などの近年の大規模災害を教訓とし、町域における防災対策の一層の充実強化が求められています。

本計画は、これまでの風水害や地震災害等の経験を踏まえると、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、自助、共助（互助）、

公助を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、町と町に関連する防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものです。

なお、本計画の推進にあたっては、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下、「国土強靱化基本法」という。）など他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図り、ハード・ソフト両面から実施するものとします。

■計画の基本方針



第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 1 災対法 | 災害対策基本法 |
| 2 町本部（長） | 上勝町災害対策本部（長） |
| 3 県本部（長） | 徳島県災害対策本部（長） |
| 4 本計画 | 上勝町地域防災計画 |
| 5 県計画 | 徳島県地域防災計画 |
| 6 災害時 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 |
| 7 避難場所 | 災害の発生やその他の危険から身を守るために一時的に避難する場所 |
| 8 避難所 | 災害が起きたときに自宅に住めなくなった人たちが一定期間、避難生活をする場所 |
| 9 要配慮者 | 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童その他特に配慮を要する者 |
| 10 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自 |

ら避難が困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第5節 計画の修正

本計画は、毎年4月1日現在をもって検討を加え、必要な修正をするとともに、随時必要があると認めるときは、速やかに修正するものとします。

第6節 計画の周知徹底

本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、町職員、関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、広く住民に周知を図るものとします。

第7節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

上勝町の防災に関し、防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次の通りとなります。

第1 実施責任

1 上勝町

町は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びに町内の公共的団体及び住民の協力を得て防災活動を実施します。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に実施されるよう勧告、指導、助言等の措置をとります。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自主的に防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に実施されるようにその業務に協力します。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備に努め、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他防災関係機関の防災活動に協力します。

5 住民

住民は、食品、飲料水その他生活必需品の備蓄その他自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により、防災に寄与するよう努めます。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 上勝町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
上勝町	<ul style="list-style-type: none">・町防災会議に関する事務・防災組織の整備・防災訓練の実施・防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検・防災に関する施設及び設備の整備及び点検・町内の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査・住民等に対する災害広報・警報の伝達及び避難の指示・消防・水防その他の応急措置・避難行動要支援者に関する事項・被災者の救難、救助、その他の保護・災害を受けた児童、生徒の応急の教育・食料、医薬品、その他の物資の確保・施設及び設備の応急の復旧・清掃、防疫その他の保健衛生・緊急輸送等の確保・災害復旧の実施・町内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導・地区防災計画に関する事項・ボランティアに関する事項・その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

2 徳島県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県防災会議に関する事務 ・ 防災組織の整備 ・ 防災訓練の実施 ・ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 ・ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 ・ 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ・ 住民等に対する災害広報 ・ 警報の伝達及び避難の指示 ・ 消防、水防その他の応急措置 ・ 被災者の救難、救助、その他の保護 ・ 災害を受けた児童、生徒の応急の教育 ・ 食料、医薬品、その他の物資の確保 ・ 施設及び設備の応急の復旧 ・ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 ・ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持 ・ 緊急輸送等の確保 ・ 災害復旧の実施 ・ 市町村等関係機関との防災に関する連絡事項 ・ ボランティアに関する事項 ・ 公共的団体及び住民防災組織の育成指導 ・ その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置
徳島県東部県税局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に関する情報の収集伝達 ・ 県の実施する被災者の救助の応援及び調整
徳島県東部保健福祉局 (徳島保健所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の実施する被災者の救助の応援 ・ 食糧、その他の物資の確保 ・ 清掃、防疫その他保健衛生についての応急措置
徳島県東部農林水産局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び農業用施設に対する応急措置・新設改良及び災害復旧 ・ 治山・治水に対する新設改良及び災害復旧
徳島県東部県土整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設に対する応急措置 ・ 公共土木施設の新設改良及び災害復旧
徳島県警察 (小松島警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に関する情報の収集伝達及び災害原因調査 ・ 災害広報 ・ 避難の指示、誘導 ・ 被災者の救出、救護 ・ 危険物の取締り ・ 緊急輸送車両の確認及び確認証明書の交付 ・ 交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持 ・ 犯罪の予防その他災害地における社会秩序の維持 ・ 行方不明者の捜索、死体検視及び身元確認

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	<ul style="list-style-type: none"> ・管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 ・他管区警察局及び警察庁との連携 ・管区内防災関係機関との連携 ・管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 ・警察通信の確保及び統制 ・警察災害派遣隊等の運用 ・管区内各県警察への津波警報の伝達
四国総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制管理 ・災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 ・災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 ・災害時における通信機器、移動電源車等の貸出し ・地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四国財務局 徳島財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の検査立会 ・地方公共団体に対する災害融資 ・災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 ・災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
徳島労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業場における労働災害の防止 ・被災者に対する早期再就職のあっ旋等 ・雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等
中国四国農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地、農業用施設等の防護 ・農地保全施設又は農業用水利施設の維持管理の指導 ・農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 ・農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 ・農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 ・被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫の資金等の融資に関する指導 ・応急食料・物資の供給に関する支援

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国森林管理局 (徳島森林管理署)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 ・国有保安林の整備保全 ・災害応急対策用木材(国有林)の供給 ・民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の需給の調整 ・被災商工業、鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ・電気、ガス事業に関する復旧促進等の対策
四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、道路、港湾、空港などの防災対策及び災害復旧対策の実施 ・海上の流出油等に対する防除措置 ・緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の被災地公共団体への派遣
四国運輸局徳島運輸支局 (応神町庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上輸送機関、その他関係機関との連絡調整 ・陸上における緊急輸送の確保 ・道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
徳島地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表 ・気象業務に必要な観測体制の充実、予報、通信等の施設及び設備の整備 ・気象、地象(地震にあつては、発生した断層随動による地震動に限る。)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、これらの機関や報道機関を通じての住民への周知 ・気象庁が発表する緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報 ・市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関しての技術的な支援・協力を行う ・災害の発生が予想されるとき及び災害時においての、気象状況の推移やその予想の解説等 ・県や市町村、その他の防災関係機関と連携しての、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動 ・地震、津波知識の普及及び関係機関の計画等への助言を行う ・県からの派遣要請等があった場合、職員の派遣、及び防災情報の解説

4 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵政株式会社 四国支社	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便業務の確保を図るとともに、次により災害特別事務取扱い、援護対策を実施する。 ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救助用郵便物の料金免除 ・被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分
日本銀行 (高松支店・徳島事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通貨の円滑な供給の確保 ・損傷銀行券引換のための措置及び手形交換における不渡処分猶予等の特別措置 ・金融機関の休日営業日および営業時間の延長その他緊急措置についての指導 ・各種金融措置に関する広報
日本赤十字社 徳島県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・救護班の編成及び医療並びに助産等の救護の実施に関する事項 ・災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事項 ・義捐金品の募集配分に関する事項 ・ボランティア活動体制の整備に関する事項
日本放送協会 徳島放送局	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底に関する事項 ・社会事業団体等による義援金品の募集に関する事項
独立行政法人 国立病院機構本部 (中国四国ブロック事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 ・広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 ・災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報 ・独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
西日本電信電話株式会社 徳島支店及び株式会社エヌ・ティ・エム四国支社徳島支店	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信施設の整備に関する事項 ・警報の伝達及び非常緊急通話の取扱いに関する事項 ・被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事項
KDD I 株式会社 四国総支社	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信施設の整備に関する事項 ・警報の伝達及び非常緊急通話の取扱いに関する事項 ・被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事項
ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信施設の整備に関する事項 ・警報の伝達及び非常緊急通話の取扱いに関する事項 ・被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事項
日本通運株式会社徳島支店	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物自

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項
四国電力株式会社 四国電力送配電株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力施設等の防災管理に関する事項 ・ 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事項 ・ 被災施設の調査及び復旧 ・ 電力供給

5 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国ガス株式会社 徳島支店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時におけるガスの安定供給の確保に関する事項 ・ ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事項 ・ 住民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関する事項
一般社団法人 徳島県エルピーガス協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ L P ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策
四国放送株式会社、一般社団法人徳島新聞社、株式会社エフエム徳島	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及に関する事項 ・ 社会事業団体等による義援金品の募集協力に関する事項
一般社団法人徳島県バス協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスによる避難者の輸送の協力 ・ バスによる徳島県災害ボランティアセンターの活動等に従事する者の搬送
一般社団法人徳島県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項
一般社団法人徳島県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施 ・ 災害時における医療救護活動の実施
社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 上勝町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動体制の整備 ・ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付

6 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第14旅団及び自衛隊徳島地方協力本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 ・県・市町村が実施する防災訓練への協力 ・災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去） ・災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
海上自衛隊徳島教育航空群及び海上自衛隊24航空隊	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・主に航空隊による人命救助 ・救援物資の空輸 ・その他災害対策

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時の防災訓練等の実施 ・情報収集に関する事項 ・初期消火に関する事項 ・救急、救護に関する事項 ・避難誘導に関する事項 ・その他保有装備を活用した災害応急対策の実施に関する事項
東とくしま農業協同組合 徳島中央森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農林関係の被害調査及び対策の指導 ・被災農業者に対する融資のあっせんの協力 ・町その他防災関係機関の防災活動についての協力
商工会・商工団体	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業関係の被害調査及び対策の指導 ・被災商工業者に対する融資のあっせんの協力 ・町その他防災関係機関の防災活動についての協力
一般社団法人徳島県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策 ・輸送道路の応急復旧

8 住民

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの防災対策を定期的に点検するよう努める。 ・自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。 ・防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害時の備え、災害時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。 ・生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等を予め家族で確認しておく。 ・建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 ・家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 ・ブロック塀、公告板その他の工作物又は自動販売機を設置するものは、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 ・被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 ・災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 ・高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは住民課等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 ・自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。 ・災害が発生し、又は発生の恐れがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは、自主的に避難する。また町が避難指示等を発したときは、速やかにこれに応じて行動する避難は、町の地域防災計画、防災・ハザードマップ等によって示された行動基準に従って行う。
--	--

9 自主防災組織

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの防災対策を定期的に点検するよう努める。 ・予め災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。 ・避難所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。 ・災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図(ハザードマップ)を作成するよう努める。 ・避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。 ・災害時等に地域住民がとるべき行動について、災害時、避難途中、避難所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。 ・地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修・防災訓練を行うよう努める。 ・地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。 ・町が行う防災活動及び災害復旧活動に協力する。

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防対策

治山、治水対策上必要な、治山、砂防、河川改良及び地すべり防止事業を推進し災害の防除軽減を図るものとします。

第1 水害予防対策

河川の水害防止、山地の自然災害防止を図るため、河川改良の促進、砂防、治山、治水、造林事業の積極的な導入により、各種災害の防止を図るものとするほか、正木ダムについてはダム管理の強化を促進します。

なお、危険地域の巡視は、区域ごとに消防団員を配置して、巡視体制の充実を図るものとします。

第2 避難警戒体制の整備

水害被害を軽減するため、県等が管理する観測所から河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制を整備するものとします。

町は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとします。また、浸水想定区域内の主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとします。

なお、町長は、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を住民及び主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとします。

第3 局地的集中豪雨対策

気象庁のアメダス観測データによると、1時間当たりの降水量80ミリ以上の年間発生回数は、1976年から1987年の間の年平均が10.3回なのに対し1998年から2007年の10年間の年平均が18.5回と増加しています。ここ数年、全国各地で局地的集中豪雨が発生し、多くの死者も発生しています。特に2014年8月の広島市における局地的集中豪雨では土砂災害により70余名の死者が発生しており、局地的集中豪雨対策は、重要な防災上の課題となっています。

1 気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測するのが難しく、そこで、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位やダムの放水量など、周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用することが重要となります。

これら気象情報等の収集の手段としては、携帯電話の活用などが効果的であり、「すだちくんメール」や「徳島県携帯サイト」をはじめ、各種のメール配信サービスやインターネットなどを

広く住民が活用できるように、町は周知・広報します。

2 住民への周知

「大雨警報」、「洪水警報」、及び「特別警報」、「土砂災害警戒情報」、「記録的短時間大雨情報」などの気象警報や、「避難指示」などの避難情報の発表については、防災行政無線やインターネット、電子メールなどにより、町が、住民に対し迅速・適切に周知を図ります。

3 消防等による警戒

消防団、町等においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行います。

- (1) 各地域の雨量の動きや降水量の把握
- (2) 局地的豪雨が発生した場合における「浸水又は水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒
- (3) がけ地などの危険箇所等の警戒
- (4) 緊急の正木ダム放流が通知された場合における、急激な水位上昇により事故発生が予想される地域の警戒

4 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導します。

- ・雨天時の工事中止等の検討
- ・気象情報等の取得体制の強化とその活用
- ・避難行動の事前確認の徹底
- ・作業現場及び周辺の点検

5 施設管理者等の安全対策

各機関が管理する施設の管理等について、次の点に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講じます。

- ・気象情報の迅速な収集と活用
- ・道路法面などの危険箇所の警戒や対応
- ・早期の道路の通行規制

第2節 風害予防対策

風害を防止または被害の拡大を防止するため、農作物又は通信施設等の防災対策を推進します。

第1 保安林整備

風害、飛砂等防止のため保安林の適正な管理を行い、災害の防除軽減を図るよう働きかけます。

■町内の民有保安林の配備現況

水源涵養保安林		土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林		計	
箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
71	5,275	100	155	171	5,430

(R3.3.31現在)

第2 農作物の被害予防対策

- 1 風害を予防するため、防風ネットや防風林等を設置するとともに、また、被覆栽培による土壌飛散防止に努めるものとします。
- 2 栽培面では、幹や枝の誘引による作物体の折損防止、水田深水による倒伏防止対策等を講じ、被害の軽減を図るものとします。
- 3 各種施設については施設の補強、被覆資材の飛散防止対策を十分に行い、施設内外の被害防止を図るものとします。

第3 通信施設の防災対策

防災行政無線施設等については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図るものとします。

第3節 土砂災害等予防対策

地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を事前に防止するため、危険地域の実態を把握し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施するものとします。

また、災害発生のおそれのある箇所においては、町職員、消防団員等で警戒避難体制をつくり万全の措置をとるとともに、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとします。

第1 地すべり防止予防対策

町は、地すべり災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地すべり地域の実態を把握し、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとします。

■地すべりの前兆

- 1 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
 - 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
 - 3 斜面からの湧水が濁ったり、沸き方が急に变化する。
 - 4 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
 - 5 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
 - 6 樹木、電柱、墓石などが傾く。
 - 7 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
- 集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

■町内における地すべり防止区域及び地すべり危険箇所等

区 分	区域数（箇所数）	面積（ha）
地すべり防止区域	10区域	1,400.09
地すべり指定地	12区域	607.39
地すべり危険箇所	4箇所	614.7
地すべり危険地	4地区	203.3

（R3.3.31現在）

第2 急傾斜地崩壊予防対策

がけ崩れは、台風、集中豪雨及び地震が直接的な原因となりますが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがあります。

急傾斜地のがけ崩れによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、近年にがけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止の保全を重点的に実施します。町は、危険区域ごとにその範囲、面積、人口、世帯数、建物等についてもあらかじめ実態を調査し、予想される災害について被害状況を検討しておき、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとします。

■危険度の高いがけ

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 クラックのあるがけ 2 表土の厚いがけ 3 オーバーハングしているがけ 4 浮石の多いがけ 5 割目の多い基岩からなるがけ 6 湧水のあるがけ 7 表流水の集中するがけ 8 傾斜度が30°以上、高さ5m以上のがけ <p>集中豪雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。</p> |
|--|

また、次表に掲げる急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準についても町職員だけでなく、関係住民にも周知しておくものとします。

■傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準

	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。

(注) 降雪・融雪時並びに地震・地すべり等発生時は、別途考慮するものとします。

■町内の急傾斜地危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所

区 分	区域数 (箇所数)	面積 (ha)
急傾斜地崩壊危険区域	6 区域	17.27
急傾斜地危険箇所Ⅰ (※1)	41箇所	—
急傾斜地危険箇所Ⅱ (※2)	209箇所	—

(R3.3.31、1現在)

- ※1 傾斜角度30度以上、かつ、高さ5m以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満でも官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者施設等がある場合を含む)ある箇所。
- ※2 傾斜角度30度以上、かつ、高さ5m以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

第3 土石流予防対策

土石流は、台風や集中豪雨が原因となりますが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがあります。

土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に土石流等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施します。

また、町は、砂防指定地内の土砂流出を誘発する行為の制限や、土石流発生危険予想地域への簡易雨量計の設置に努めるとともに、警報の伝達、避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう、警戒避難体制の整備を推進するものとします。

なお、土石流危険渓流には重点的に砂防工事を施工して(主にえん堤)、土石流の流下を未然に防止するような事業の推進が図られるよう県に要請します。

■土石流対策雨量基準

区 分	警 戒 雨 量	危 険 雨 量
連 続 雨 量	200mm以上	300mm以上
日 量	150 //	200 //
6 時 間	120 //	180 //
4 時 間 量	100 //	150 //
2 時 間 量	70 //	100 //
1 時 間 量	50 //	60 //

■町内の土石流危険渓流

区 分	渓流数
土石流危険渓流Ⅰ（※1）	28渓流
土石流危険渓流Ⅱ（※2）	23渓流

（H26. 1. 1現在）

※1 土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家、または、人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがある渓流。

※2 土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害を生ずるおそれがある渓流。

■町内の砂防指定地

渓流数	面積 (ha)
25渓流	133. 2527

（R2. 6. 9現在）

第4 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域における予防対策

町においては、平成26年8月25日現在で土砂災害警戒区域57箇所、土砂災害特別警戒区域54箇所が指定されています。

■町における土砂災害危険箇所数

土石流危険箇所				地すべり危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ			急傾斜地崩壊危険箇所計		
Ⅰ	Ⅱ	準ずる	計		自然	人工	計	自然	人工	計	自然	人工	計	自然	人工	計
28	23	0	51	9	41	0	41	208	0	208	0	—	0	249	0	249

町は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を整備するものとします。

なお、町長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとします。

第5 山地に起因する災害危険箇所予防対策

町は、治山事業の推進を県に働きかけるとともに、危険地区に関する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立し、人的災害等の防止に努めるものとします。

■町内の山地に起因する災害危険箇所

区 分	箇所数	面積 (ha)
山腹崩壊危険地区	26箇所	394.22
崩壊土砂流出危険地区	60箇所	174.80

(R3.3.31現在)

第6 宅地防災対策

1 被災宅地危険度判定士の要請

大規模な宅地災害が発生した場合には、町は県に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止するものとします。

第7 正木ダム防災対策

県は、災害に伴うダムの被害を防止するため、正木ダム操作規則に基づき、ダム施設の適切な点検・整備を実施するものとします。

想定された計画洪水量を超える洪水が発生し、このままではダム水位がサーチャージ水位（洪水時にダムが洪水調節をして貯留する際の最高水位）を越えると予想される場合は、緊急放流を行うものとします。

また、大規模な地震（震度4以上）が発生した場合には、直ちに臨時点検を実施するものとします。

第4節 建築物災害予防対策

風水害、地震、火災等による建築物等の被害の軽減を図るため、建築物等の防災対策の促進を図ります。

第1 建築物の現状

本町には木造建築物が多く、鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロック等による耐震耐火構造の建築物は少ない状況にあります。また、平坦地が少ないことから、積極的に耐震、耐火性を考慮した住宅建設を住民等と協力して推進していく必要があります。

第2 公共用建築物の災害予防対策

- 1 公共用建築物の従業者及び住民に対する危険防止のため、各種設備の安全点検を、また、町の公共建築物にあつては消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとします。
- 2 公共用施設の改築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨構造等の堅ろうなものとし、耐震、耐火化を促進するものとします。
木造建築物とする場合は、耐震性のある構造とし、消防用設備等を設置し、防火対策に留意するものとします。

第3 既存木造建築物に関する対策

風水害、地震等による災害を防止し、被害を最小限にとどめるため、既存木造建築物について次の事項の普及周知に努めるものとします。

- 1 建具類を完全固定する。
- 2 壁に筋交いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。
- 3 軽量の屋根にあつては、角材等で飛散を防御する。
- 4 すでに老朽した建物にあつては、丸太、角材等で補強する。
- 5 石塀、ブロック塀の倒壊防止措置を行う。

第4 文教施設の災害予防対策

応急対策の拠点ともなる文教施設は、改築に当たっては、計画的に耐震、耐火化を促進するものとします。

第5 社会福祉関連施設等災害予防対策

超高齢社会の到来に伴い、避難行動要支援者への対策が重要性を増しているところであり、施設の新設又は老朽施設の増改築にあつては、耐震、耐火構造に改めるとともに、スプリンクラー、消防用設備等の設置を促進するものとします。

第5節 雪害予防対策

積雪による交通路の途絶、通信線の切断、なだれ等による家屋、人家の被災、さらには孤立集落の発生など長期化、広範化が予想される雪害を未然に防止するため、迅速かつ的確な除雪作業を行います。

第1 実施責任者

町管理の施設についての除雪は、町が行います。実務に当たっては、県及び地区住民等とよく協議し、協力を得て行うものとします。

第2 除雪計画

本町内の主要な県道については、県の定める徳島県地域防災計画に基づき除雪が行われますが、町道については、平常時は、路面上の積雪が概ね20cm以上に達したときに、路線の優先順位を次の基準により定め、通勤時等の除雪に努めるものとします。また、歩道についても同様の積雪基準にて、除雪を行います。

1 町道の除雪優先基準

- (1) 消防自動車、救急車等の車両確保
- (2) 通勤、物資輸送路の確保（定期バス、マイクロバス運行路線等を含む。）
- (3) 学校、役場等の公共施設に通ずる路線の区間及び集落と主要道路間の確保
- (4) 通学路の確保
- (5) その他緊急に必要とする路線

2 除雪路線

本町内の主要な県道についての除雪対策は、徳島県雪害防止対策要綱の定めるところによりますが、町内の該当路線、区間等については、次のとおりです。

事務所名	路線名	除雪区間	
		区間	延長(km)
徳島県東部県土整備局	⊕ 徳島上那賀線 (県道16号線)	徳島市大原町～上勝町（八重地トンネル）	51.6

(平成27年1月1日現在)

3 除雪機械等の整備

町は除雪に当たって、徳島県東部県土整備局と緊密な連携のもとに作業を効率的に行うよう努めるとともに、除雪機械等の確保に努めるものとします。

■凍結防止剤の配置

(令和2年1月1日現在)

事務所名	配置箇所	配置先	凍結防止剤数量
徳島県東部県土整備局	上勝町役場	上勝町役場	90袋

■除雪作業依頼業者

(令和2年1月1日現在)

事務所名	除雪路線名	除雪作業依頼業者	所在地
徳島県東部県土整備局	⊕ 徳島上那賀線 (県道16号線)	川端建設、藤井建設、 中尾建設	上勝町、勝浦町、徳島市

4 除雪要領

除雪優先町道については、除雪機械保有業者等に除雪委託を行い万全を期するとともに、地区住民の協力を得て、実施するものとします。

第6節 気象警報等の伝達

防災対策の適切な実施ができるよう、徳島地方気象台の発表する注意報、警報及び気象情報等を速やかに伝達します。

第1 注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準

1 注意報

種 類	発 表 基 準	
気 象 注 意 報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上（海上で15m/s以上）と予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上（海上で15m/s以上）と予想される場合
	大雨注意報	大雨によって、災害が起こるおそれがあり、具体的には、 上勝町では、 3時間雨量が140mm以上が予想される場合 土壌雨量指数基準では、 121を超える場合
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、24時間の降雪の深さが5cm以上、山地で10cm以上と予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、具体的には、視程が陸上で100m以下（海上で500m以下）と予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、具体的には、最小湿度が40%（※2）以下で、実効湿度が60%（※2）以下と予想される場合
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあり、具体的には、積雪の深さが50cm以上あり、 ①降雪の深さが20cm以上 ②最高気温7℃（※2）以上 ③降水量10mm以上のいずれかが予想される場合
	着雪注意報	着雪によって、災害が起こるおそれがあり、具体的には、気温-2℃～2℃の条件下で、24時間の降雪の深さが20cm以上と予想される場合
	霜注意報	晩霜によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想され、具体的には、晩霜期を対象とし、最低気温が4℃以下と予想される場合
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想され、具体的には、最低気温が-3℃（※2）以下と予想される場合
	※1 地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがある場合
※1 浸水注意報	大雨、長雨等による浸水によって災害が起こるおそれがある場合	

種 類	発 表 基 準
洪水注意報	大雨、長雨等による洪水によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、上勝町では、3時間雨量が140mm以上が予想される場合

2 警報

種 類	発 表 基 準
気象警報	暴風警報 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上（海上で25m/s以上）と予想される場合
	暴風雪警報 暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上（海上で25m/s以上）と予想される場合
	大雨警報 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、「上勝町」では、3時間雨量が200mm以上が予想される場合 土壌雨量指数基準では、152を超える場合
	大雪警報 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、24時間の降雪の深さが30cm以上、山地で50cm以上と予想される場合
※1 地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがある場合
洪水警報	大雨、長雨等による洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、「上勝町」では、3時間雨量が200mm以上が予想される場合

注1 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境や先行気象状況により変更することがある。

注2 ※1を付した注意報・警報は、これらの標題は用いないで、気象注意報・気象警報に含めて行う。

注3 ※2を付した数値は徳島地方気象台の値を示す。

注4 注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるときまで継続される。

注5 山地とは概ね標高500m以上の地域。

3 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼び掛けるため、「特別警報」が発表されます。

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪に伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

4 注意報・警報文の構成

- (1) 発表年月日時分及び発表気象官署名……発表時刻は24時制とする。
- (2) 見出し文……注意、警戒を要する事項について簡潔に記述する。
- (3) 本文……原則として次に掲げる事項を内容とし、努めて簡明に表現する。
 - ア 予想される異常気象等の原因、現在の状況及び今後の推移
 - イ 予想される異常気象等の起こる時刻、影響する区域及びその程度
 - ウ 災害の予想される時刻、場所及び程度

5 土砂災害警戒情報

徳島県と徳島地方気象台は、大雨警報発表中において大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする「土砂災害警戒情報」を共同作成・共同発表します。

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成・発表されます。

土砂災害警戒情報の内容は、タイトル、情報番号、発表時間、発表者名、発表対象地域名、情報文、今後の大雨による土砂災害危険度及び数時間内の最大1時間雨量の推移、文章を捕捉する図を含みます。

(2) 土砂災害警戒情報の発表・解除基準

発表（発表基準）

- ・大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、警戒基準に達したとき（監視基準は、県内を1km×1kmの格子で区分し、各格子毎に60分間積算雨量と土壌雨量指数によって定められた基準値）

解除（警戒解除基準）

- ・警戒基準を下回り、かつ数時間内で再び警戒基準を超過しないと予想されるとき
- ・無降雨状態が長時間継続しているとき

(3) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害に対する避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にします。しかしながら、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要があります。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する必要があります。

■土砂災害警戒情報発表例

徳島県土砂災害警戒情報 第×号

平成△△年○月○日○時○分
徳島県 徳島地方気象台共同発表

【警戒対象地域】
勝浦町、上勝町、阿南市*、那賀町麓敷地域、那賀町相生地域、那賀町上那賀地域、
那賀町木沢地域、美波町由岐地域、美波町日和佐地域、牟岐町

【警戒解除地域】
那賀町木頭地域、海陽町海南地域、海陽町海部地域、海陽町六喰地域

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

〈概況〉
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

〈とるべき措置〉
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告等の情報に注意してください。



	警戒対象地域
	警戒解除地域

問合せ先
088-621-2641(徳島県土木整備部 砂防防災課)
088622-3857(徳島地方気象台特設課)

6 気象情報

大雨や強風等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を加え、警報や注意報に先立って発表する気象情報（予告的情報）、注意報・警報を補完する気象情報（補完的情報）等を文章や図形式で「大雨に関する徳島県気象情報」等の名称で注意や警戒をする旨発表されます。

- (1) 警報や注意報に先立って発表する気象情報（予告的情報）
- (2) 注意報・警報を補完する気象情報（補完的情報）
- (3) 大雨に関する気象情報
 - ① 記録的短時間大雨情報

数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨を観測した場合に、「記録的短時間大雨情報」が発表されます。

この記録的短時間大雨情報は、担当予報区内で1時間に降った雨量(アメダス、解析雨量)が、下表雨量基準を超えた場合、記録的短時間大雨情報を発表し、より一層の警戒を喚起するものです。

② 記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部	1時間降水量	110ミリ
徳島県南部	1時間降水量	120ミリ

7 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報で発表されます。

■竜巻注意情報の発表例

<p>徳島県竜巻注意情報第1号 平成××年4月20日10時27分徳島地方气象台発表</p> <p>徳島県では、竜巻発生のおそれがあります。</p> <p>竜巻は積乱雲に伴って発生します。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。</p> <p>この情報は、20日11時30分まで有効です。</p>

8 台風予報、台風情報

(1) 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋(東経100度～東経180度、赤道～北緯60度)上に存在する台風の進路(中心位置)や強さ等について、実況及び24時間先までの予報を3時間毎に、72時間先までの予報を6時間毎に発表します。さらに、3日(72時間)先も引き続き台風であると予想される際には、5日(120時間)先までの進路予報を6時間毎に発表します。台風が日本に被害を及ぼす可能性が生じた場合には、1時間後の中心位置や強さ等を推定して1時間毎に発表するとともに、24時間先までの詳細な予報(3時間刻みの中心位置や強さ等)を3時間毎に発表します。

(2) 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要となります。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ(強風域:平均風速15m/s以上の強い風が吹いている範囲)を3段階、強さ(最大風速)を4段階で表現されます。

■台風の大きさの分類

平均風速 15m/s 以上の強風域の半径	分類
500 km未満	
500 km以上 800 km未満	大型(大きい)

■台風の強さの分類

最大風速	分類
17m/s 以上 33m/s 未満	
33m/s 以上 44m/s 未満	強い
44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い

800 km以上	超大型 (非常に大きい)	54m/s 以上	猛烈な
----------	-----------------	----------	-----

第2 火災気象通報

徳島地方気象台が消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報し、知事から市町村に伝達されたものについては、町は必要により防災行政無線等を通じ、関係機関及び住民に対し、伝達します。

■通報基準

- | |
|---|
| <p>(1) 実効湿度60パーセント以下で最小湿度40パーセント以下となり、最大風速7 m/s 以上の風が吹く見込みのとき。</p> <p>(2) 平均風速10m/s 以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。</p> |
|---|

第3 地震情報

1 地震情報の種類

情報の種類	内 容
震度速報	震度3以上を観測した地域名（全国を約180に区分）と地震の発生時刻を発表。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模（マグニチュード）を発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。

(1) 緊急地震速報

緊急地震速報には、強い揺れの到着前に伝える「警報」と「予報」があります。また、「警報」の中でも予想震度が大きいものは「特別警報」に位置付けられています。

種 類		内 容
緊急地震速報 (警報)	特別警報	緊急地震速報(警報)のうち、震度6弱以上を予測した場合に発表される
	警報	緊急地震速報として、一般向けにテレビ、ラジオを通じて提供されるもので、最大震度5弱以上を予測した場合に、震度4以上を予測した地域に対して発表される(全国を約200地域に分割)。
緊急地震速報 (予報)	予報	地震の規模がマグニチュード3.5以上、又は震度3以上を予測した場合に発表される。

第4 噴火警報、噴火予報

気象庁は、全国の活火山を対象とし、火山毎に警戒等を必要とする市区町村を明示して発表します。このうち噴火警報は、居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想された場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表されます。

噴火予報は、噴火警報を解除する場合や、火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合に発表されます。

徳島地方気象台は、徳島県に影響する火山が噴火した場合に通知します。

第7節 防災知識の普及・啓発計画

町・県・防災機関の活動が制約されると予想される大規模災害時に、住民、地域、行政が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う住民をあげての取り組みができるように、住民防災運動として、自主防災組織の組織化の促進を図ります。町は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して住民に防災思想、防災知識を普及・啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとします。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとします。また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとします。

さらに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから、「徳島県復興指針」に基づき、平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めます。

第1 住民に対する防災知識の普及

住民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、「自らの生命と財産は自らの手で守る」という心構えと行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を活用して、防災知識の普及徹底を図ります。

また、住民の防災意識の高揚及び防災知識の普及・啓発を図るとともに、災害時の円滑な防災活動に資することを目的に設置した徳島県立防災センターの有効活用を図っていくものとします。

1 実施機関

町及び消防団が実施します。

2 普及・啓発の内容

- (1) 簡単な気象知識に関すること。
- (2) 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等に関することと住民がとるべき行動。
- (3) 災害危険箇所に関すること。
- (4) 過去の主な被害事例
- (5) 災害対策の現状
- (6) 災害時における応急措置並びに心得
- (7) 避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等を含めた適切な避難場所の選択、避難経路、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、その他避難対策に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク、消毒液等）の準備
- (9) 自主防災組織への参加
- (10) 自動車へのこまめな満タン給油、フル充電
- (11) 自主防災組織への参加
- (12) 地震、風水害に関する一般的知識
- (13) 南海トラフ地震に関する事項
- (14) 「平時の延長が災害時の役立つ」考え方

3 実施期間

普及内容により各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで啓発等を行います。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 徳島県震災を考える日 | 毎年9月1日 |
| (2) 徳島県震災を考える週間 | 毎年8月30日から9月5日まで |
| (3) 防災の日 | 毎年9月1日 |
| (4) 防災週間 | 毎年8月30日から9月5日まで |
| (5) 水防月間 | 毎年5月1日から5月31日まで |
| (6) 山地災害防止キャンペーン | 毎年5月20日から6月30日まで |
| (7) 土砂災害防止月間 | 毎年6月1日から6月30日まで |
| (8) 防災とボランティアの日 | 毎年1月17日 |
| (9) 防災とボランティア週間 | 毎年1月15日から21日まで |
| (10) 津波防災の日 | 毎年11月5日 |

4 普及・啓発の方法

各種の広報媒体を活用するとともに、地域の実態に応じて地域、職域での各種講座、集会等の生涯学習を通じて周知徹底を図ります。

- (1) 防災行政無線の利用

- (2) 広報誌・広報車の利用
- (3) テレビ、ラジオ及び新聞の利用
- (4) 映画・ビデオ等による普及
- (5) パンフレットの利用
- (6) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (7) インターネットや携帯電話の利用

第2 学校における防災教育

様々な危険から児童等の安全を確保するため、次のような観点から防災教育の充実を図ります。

- 1 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにします。
- 2 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにします。
- 3 災害時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにします。

第3 町職員に対する防災教育

災害時における職員の適正な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期するため、次により職員に対する防災教育の徹底を図ります。

- 1 教育の内容
 - (1) 町防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割（職員の動員体制・任務分担）に関すること。
 - (2) 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
 - (3) 過去の主な被害事例に関すること。
 - (4) 防災関係法令の運用に関すること。
 - (5) 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。
 - (6) 南海トラフ地震に関する事項
 - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - ・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- 2 教育の方法
 - (1) 講習会、研修会等の実施
 - (2) 防災活動の手引等印刷物の配布
 - (3) 見学、現地調査等の実施

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

町及び防災関係機関は、危険物を有する施設、病院、社会福祉施設、宿泊施設等の防災上重要な

施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努めます。

特に、災害時における出火防止、初期消火、避難誘導等に対処できる自主防災体制の強化を促進します。

第5 災害教訓の伝承

町は県と連携して、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。

第8節 防災訓練計画

災害応急対策の円滑な実施を図るため、住民の積極的な参加を得て町独自に、あるいは関係機関や自主防災組織との協体制の更なる強化を目的として災害に対する各種訓練を実施し、的確な災害対応を体得するものとします。

また、訓練の実施後は、訓練成果等について検討し、必要に応じ改善に努めます。

第1 総合防災訓練

1 町総合防災訓練

町は、県及び防災機関との連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を目的に各種調査の被害想定を考慮して、自衛隊等関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て総合防災訓練を実施するものとします。

その訓練は、各種災害に対応するのはもとより、南海トラフ地震を想定した避難訓練をも考慮して実施します。

主な訓練種目は、次のとおりです。

- (1) 動員及び災害対策本部設置、運営
- (2) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置運営
- (3) 救出・救助、救護・応急医療
- (4) 各種火災消火
- (5) 道路復旧、障害物除去
- (6) 緊急物資輸送
- (7) 災害情報の収集伝達
- (8) 緊急地震速報対応訓練
- (9) その他災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施

2 図上訓練（ロールプレイング）

初動体制の確立を目指して、町災害対策本部を運営する職員の熟度の向上（組織体制、災害対応能力等の向上）及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講じるために図上訓練を実施します。

第2 個別防災訓練

1 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を予想し実施するものとします。

(1) 実施の時期

水害の予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとします。

(2) 訓練内容

- ア 観測（水位、雨量、風速）
- イ 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- ウ 輸送（資材、器材、人員）
- エ 工法（各水防工法）
- オ 樋門、角落しの操作
- カ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

2 消防訓練

町は、火災による被害を最小限にするため、次の方法により消防訓練を実施します。

(1) 学校教育訓練計画

(2) 一般教育訓練計画

(3) 委託教育計画

(4) 訓練計画の内容

- ア 機械、器具の操法
- イ 非常招集、出動、通信連絡
- ウ 人命救助
- エ 一般火災防御
- オ 特別物件の火災防御

3 避難、救助救護訓練

(1) 町は、避難その他救助、救援活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとします。また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施するものとします。

(2) 学校、病院、社会福祉施設、旅館等の管理者に対しては、児童・生徒、利用者、宿泊者等の人命を保護するための避難訓練を随時実施するよう指導するものとします。

4 非常通信訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからぬ被害を被ることが考えられることから、このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、徳島県非常通信協議会に所属する各無線局の参加を得て、非常通信に関する訓練を定期的に行うものとします。

5 非常参集、連絡訓練

勤務時間外の災害発生等を想定し、必要な職員及び人員の動員配備及び情報の伝達、連絡等活動体制の訓練を実施します。

なお、訓練後は実施効果の検証を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとします。

- (1) 伝達方法、内容の確認点検
- (2) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- (3) 集合人員の確認点検
- (4) その他必要事項の確認点検

6 職員の資機材操作訓練

町は、災害時に職員が適切な防災資機材の操作を行うことができるよう、日常から可搬ポンプ、消火器等防災資機材の操作訓練を適宜実施するものとします。

7 緊急地震速報対応訓練

県等関係機関と連携して、緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発に資するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用した緊急地震対応訓練を適宜実施します。

第3 住民の訓練

住民は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、町及び消防機関等の指導のもと、特に災害の際における避難行動要支援者の安全を考慮し、次に掲げる訓練の実施に努めるものとする。

- 1 情報伝達訓練
- 2 避難訓練
- 3 初期消火訓練
- 4 救助・救出訓練

第9節 緊急輸送路の確保計画

本町の道路は、概して幅員が狭く、また地形的に山崩れ、落石等のおそれが高いため、ひとたび災害を受けると通行が不能となることもあり、災害時の人命救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行う際に支障となることが予想されます。

したがって、災害時には、関係機関、関係業者等の連携により通行の確保を図るものとします。

第1 緊急輸送路の指定

1 県が指定する緊急輸送路

県は、次のとおり緊急輸送路を指定しています。

区 分	内 容
第1次緊急輸送道路	広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾、空港を接続する幹線道路
第2次緊急輸送道路	県内の防災活動の重要拠点施設である県庁、総合県民局、徳島県東部県土整備局、県警察、市町村役場及び地域の医療拠点、広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送確保路線とを接続する幹線道路

第3次緊急輸送道路	1次、2次路線を補完し、ネットワークを構築する路線
-----------	---------------------------

本町においては、次に掲げる道路が第2次・第3次緊急輸送道路として指定されており、災害時には優先的に早期復旧が図られることとなります。

第2次緊急輸送道路

徳島上那賀線：国道55号（小松島市）～上勝町役場

第3次緊急輸送道路

徳島上那賀線：上勝町役場～国道193八重地トンネル（那賀町木沢）

2 町における輸送路の確保

町においては、避難所等防災上重要な建物とを結ぶ町道を優先的に啓開できるよう、災害時の輸送路の確保を図るものとします。

3 緊急輸送体制の整備

- (1) 町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図ります。
- (2) 町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図ります。
- (3) 町は、民間事業者等に対して緊急通行車両の事前届出制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図ります。

4 輸送拠点

災害時の町内へ緊急輸送活動のため利便性等を考慮して、輸送拠点は町役場とします。

第10節 自助・共助の推進

災害対策は、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害時には連携して対応することにより被害の軽減が図られることを強く認識して、その対策への取り組みを推進し、町の実状に応じた自主防災体制の確立を図るものとします。

また、自主防災組織においては、自主防災計画の策定、計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制の構築を推進する必要があります。

第1 自助における防災対策

町民は、自分や家族の命を守るための事前の備えとして、各家庭において次の項目等を話し合い又は事前に準備・確認しておくなど、各家庭における災害時の対策について計画しておくことが重要です。

- (1) 耐震改修、耐震シェルター設置、家具・ブロック塀等の転倒防止など住宅の耐震対策

- (2) 備蓄、非常持ち出し品の準備
- (3) 警報発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (4) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (5) 指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (6) 様々な条件下(家庭内、路上、自動車運転中等)で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (7) 家屋が被災した際に、片付けや修理前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に必要な行動
- (8) 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）

第2 自主防災組織の現況

災害が発生した場合において、被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関の防災活動だけでなく、住民が平素から防災について認識を深めるとともに、災害から自らを守ろうとする意識を持ち、行動することが必要となります。また、住民による自主防災組織を設けて出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難及び避難誘導等の行動を行うことが効果的です。

特に、大規模災害時においては、その被害の軽減を図るために消防機関等による防災活動と相まって、地域住民及び施設の関係者による組織的な防災活動が必要です。

本町の自主防災組織の組織率は81.7%（令和2年4月1日現在）となっています。自主防災組織を結成していない地区については組織づくりを推進していきます。

第3 自主防災組織の育成指導計画

1 自主防災組織の育成指導

町は、地域防災活動の推進を図るため、自主防災組織を結成していない地区について組織づくりを推進しています。

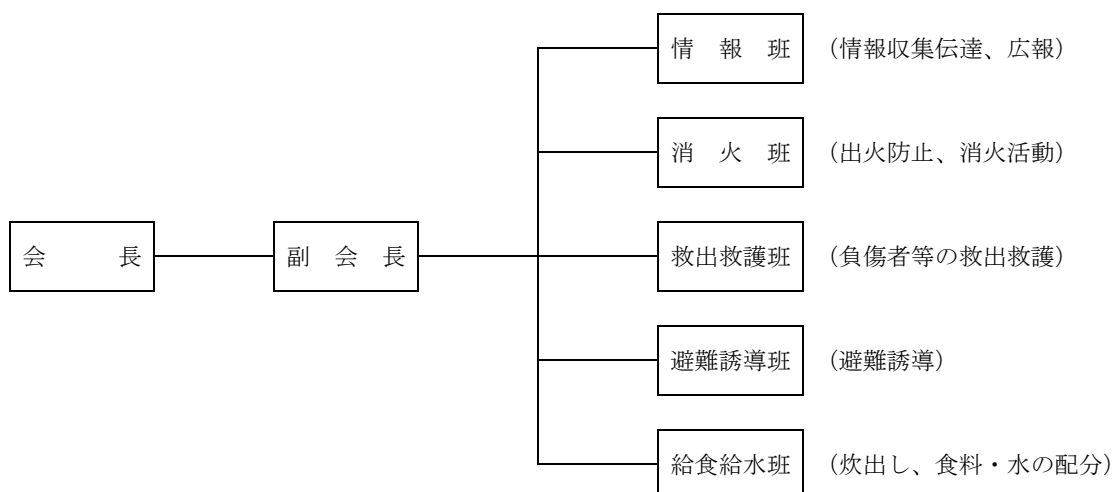
また、町は、自主防災組織の活性化を図るため、機会あるごとに、研修会、講習会等を開催し自主防災組織を指導するとともに、リーダー養成のための研修会や資機材整備などによりその活動を支援し、育成強化に努めるものとします。

2 自主防災組織の機能の充実

(1) 組織編成の充実

会長、副会長等の設定のほか、会員を各班に編成し、それぞれ日常的な活動と災害時の活動内容の充実を図るものとする。

< 自主防災組織の編成例 >



(2) 平常時又は災害時の活動内容の充実

ア 平常時の活動例

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班 "
救 出 対 策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請	救出救護班 "
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班 " "
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 町内防災関係機関や隣接区会との連絡方法の確立	情 報 班 "
避 難 対 策	1 避難対象地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な者のリストアップ	避難誘導班 " "
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	給食給水班 " "
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 町が行う防災訓練への参加	各 班 "
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各 班 "

イ 災害時の活動例

対 策	内 容	担 当
消 防 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全 員 " 消 火 班
救 出 対 策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救出救護班 "
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者などの医療機関への搬送	各 世 帯 救出救護班 "
情 報 対 策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と町等への報告 3 隣接町内会との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 町への地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報提供	各 世 帯 情 報 班 " " "
避 難 対 策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	避難誘導班 " "
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分	給食給水班 " "

3 地域コミュニティにおける防災活動

町は、地域コミュニティを住民防災運動の最も重要な啓発対象と捉え、広く地域住民に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助・互助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導助言など支援に努めます。その際、障害がい者、高齢者等の避難行動要支援者や女性の参画の促進に努めるものとします。

第4 自主防災組織の活動マニュアルの作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期、時刻等により、その態様が全く異なるため、第3の2に掲げた組織編成及び活動内容については各地区毎に協議を行い、各地区の実状に合致したものとし、その際、町は、積極的に協力するものとします。

また、町は、地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し、指導するものとします。

1 平常時の活動

- (1) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
- (2) 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
- (3) 初期消火、救出・救助用の防災資機材等の備蓄

- (4) 家庭及び地域における防災点検の実施
- (5) 地域における高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の把握

2 災害時の活動

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止、初期消火の実施
- (3) 避難誘導
- (4) 救出救護の実施
- (5) 給食、給水
- (6) 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施
- (7) 炊き出しの実施及び協力
- (8) 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとします。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととします。なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとします。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとします。

第11節 ボランティア受入体制の整備及び運用

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目されました。

発災に伴い人や公共施設等をはじめとして多種多様な被災が発生することが想定され、これに対応するためには、平常時から専門知識を有するボランティアを確保し、この計画についても策定しておく必要があります。

このため、町は、大規模災害時におけるボランティア活動が、速やかに立ち上がり効果的に生かされるよう、平常時からボランティアの受入体制等の整備に努めるものとします。

第1 ボランティアの種類及び活動内容

災害救援ボランティアの活動内容は、次のとおりです。

区分	一般ボランティア登録者	専門ボランティア登録者
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資の整理、仕分け、配分 ・ 避難所の運営補助 ・ 炊き出し、配送 ・ 避難行動要支援者等への生活支援 ・ 清掃、防疫等の手伝い ・ その他危険のない軽作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療看護（医師、薬剤師、看護師等） ・ 福祉（手話通訳、要約筆記、介護等） ・ 技能（大工、木工、水道、ガス配管資格等） ・ 情報（アマチュア無線、インターネット等） ・ 特殊車両操作（大型重機等） ・ 災害救援（救助活動、初期消火活動等） ・ その他特殊な技術を要する者

第2 平常時におけるボランティア体制の整備

町は、地域における的確なボランティア活動の展開を図るため、防災ボランティアの育成、ボランティアの組織化、ボランティアコーディネーター及びボランティアリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時の具体的な活動指針を示したマニュアルの策定等により体制づくりを推進するものとします。

1 ボランティアの育成

上勝町社会福祉協議会は、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成に努めるものとします。

- (1) ボランティア広報誌の発行
- (2) ボランティアの養成・研修事業の実施

2 専門ボランティアの活動への支援等

町は、医療、救護など専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、活動体制の整備に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとします。

また、土砂災害に係る啓発や危険箇所の点検などの災害防止活動に取り組んでいる砂防ボランティア、及び森林災害の原因となる異常兆候や集中豪雨等による森林被害・治山施設の被災状況を把握し、被害を受けた箇所の監視活動を行う山地防災ヘルパーについても、その育成を図り、活動を支援します。

第3 災害時におけるボランティア活動の支援調整

災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に全国から参集することが予想される数多くのボランティアの活動を支援・調整するため、関係機関との連携による体制の整備を図ります。

1 ボランティア窓口の設置

町は町社会福祉協議会にボランティア情報の専門担当部門を設置し、被災地におけるボランティアニーズの収集把握に努め、県や報道機関の協力を得ながらボランティア活動参加希望者等に対して、広く情報発信を行います。

また、この組織においては、全国から寄せられる救援救護活動への参加を希望するボランティア等の問い合わせに対しても統一的に対応するものとします。

2 関係機関との連携

町は、県社会福祉協議会、県ボランティア連絡協議会、日本赤十字社徳島県支部、その他のボランティア関係機関・団体との連携を図り、ボランティアの受入れをはじめとして、救援救護活動の実施、避難場所や在宅における要配慮者への支援等の分野におけるボランティアの円滑な参加が図れるよう努めます。

第12節 企業防災の促進

自然災害による不測の事態から地元企業の「事業継続」を確保するため、地元企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図るものとします。

また、企業は防災力を高めるため、「事業継続計画（BCP）」を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの企業の防災活動の推進に努めるものとします。

第1 事業継続計画（BCP）の周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定・運用を行うよう、県と連携して、こうした取り組みに資する情報提供を進めるため、講習会開催紹介や広報などを実施するものとします。

第2 企業の防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められることから、県と連携して、企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組むとともに、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言などの支援に努めるものとします。

第3 中小企業等の防災・減災対策の推進

町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとします。

第13節 避難行動要支援者等への支援対策

近年の高齢化の進行等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など災害対応能力の弱い要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられます。このため町及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（「避難行動要支援者」という。）を守るため、防災対策の一層の充実を図るものとします。

また、近年要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要があります。

このため、次により各種対策を実施し、災害時の要配慮者の安全確保を図るものとします。その際、災害時における要配慮者の特性に十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとします。

※ 社会福祉施設等とは、社会福祉施設、老人保健施設及び病院をいいます。

注) これまで使われていた「災害時要援護者」の代わりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。

第1 避難行動要支援者への支援体制の確保

1 避難行動要支援者支援マニュアルの作成

町は、県の避難行動要支援者支援マニュアルを参考に、町のマニュアルの整備に努めます。

2 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握・共有し、避難行動要支援者名簿（台帳）の作成に努めます。

3 個別避難計画の作成

ア 防災担当や福祉担当など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとします。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとします。

イ 町は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、町の条例に定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとします。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとします。

4 支援体制の整備

町は、個別避難計画の作成の有無にかかわらず、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努めます。

5 福祉避難所

ア 福祉避難所の指定

町は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努めるものとします。

福祉担当部門と連携のもと、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）を指定しています。

受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公表するものとします。

■町の福祉避難所

施設名	住所
上勝町老人福祉センター	上勝町大字正木字平間110番地1
特別養護老人ホーム 健祥会ピーター	上勝町大字正木字西浦25番地
養護老人ホーム 健祥会エジンバラ	上勝町大字正木字西浦25番地3
健祥会デイサービスセンター上勝	上勝町大字正木字西浦111番地7
健祥会在宅介護支援センター 上勝	上勝町大字正木字西浦111番地7
ケアハウス 鳩の家	上勝町大字正木字西浦25番地

イ 福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

関係機関等の協力を得て、福祉避難所の運営人員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調整・確保に努めるものとします。

ウ 福祉避難所の周知

福祉避難所に関する指定状況や役割について、広く町民に周知するよう努める。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努めるものとします。

エ 福祉避難所の運営

「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成のうえ、訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、円滑な運営管理体制の構築に努めます。

オ 福祉避難所における感染対策

「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対策編）」等を参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた円滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努めます。

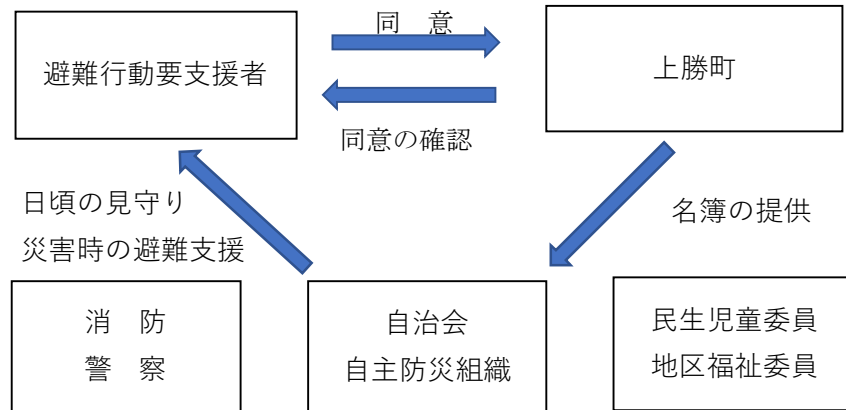
第2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を行うため、町は、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方（全体計画）を整理し、本計画に重要事項を定めることとしている。以下にその内容を示します。

1 避難支援等関係者の決定

全体計画の策定にあたっては、地域の実情に応じた実効性のある避難支援を計画します。そのため、避難支援等関係者の決定においては、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自治会、福祉事業者、自主防災組織に限定せず、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から、避難支援者を決める必要があります。また、より多くの避難支援等関係者を確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る必要があります。

以下に、町における避難支援等関係者の枠組みを示します。



2 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援を行うための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」を作成します。（災害対策基本法第49条の10 第1項）

(1) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとします。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めます。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握します。

また、町で把握していない情報については、徳島県その他の関係機関に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることとします。

(3) 避難行動要支援者の範囲

町は、名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を下記に設定します。

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができます。

- ・避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めることができます。
- ・形式要件から漏れた者が自ら命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めることができます。

自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者）

次に掲げる者のうち災害時に自力での避難が困難かつ家族の支援が得られない者又は家族の支援だけでは避難が困難な者であって、災害時において地域での支援を希望する者

（社会福祉施設等へ入所している者は除く）

- (1) 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の者
- (3) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (5) 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者
- (6) その他災害時の避難支援が必要と認められる者

3 名簿の管理

(1) 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき遵守を徹底します。

また、災害規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築します。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておきます。

(2) 名簿の更新と情報の共有

町は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持する。また更新された情報は、町及び避難支援等関係者間で共有を図ることとします。

4 名簿情報の提供及び漏えい防止

町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、名簿情報の提供にあたっては、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明したうえで、意思確認を行うものとします。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の適切な措置を講ずるよう指導します。

- (1) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該

避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること

- (2) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること
- (3) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- (4) 施設可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること
- (7) 名簿情報の取り扱い状況を報告させること
- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催すること

5 避難のための情報伝達

(1) 高齢者等避難等の発令・伝達

町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の判断基準（具体的な考え方）を適時適切に発令し、関係機関及び町民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときには、避難のための立退きの準備等の通知または警告を行うこととします。

特に、避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行います。

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障がい者に合った、必要とする情報を選んで流すこと

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線（同報系）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせます。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行います。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行います。

町等は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮します。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っており、ルールを決め、計画を作り、周知することとする。

第3 社会福祉施設等対策

1 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の利用者の大半は、ねたきり高齢者や障がい者、傷病者等のいわゆる避難行動要支援者であることから、施設の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高め、また耐震性の確保に配慮するとともに、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講じるものとします。

また、スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努めるものとします。

さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図るものとします。

また、町は、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等に存在する社会福祉施設等の保全のため、治山、砂防、地すべり、急傾斜の各事業の実施を県に働きかけるとともに、施設管理者に対し、危険箇所、避難場所等の情報を提供し、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努めます。

2 避難計画の整備

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた、主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難計画を作成・公表するとともに、避難計画及び訓練実施報告書を町に報告を行うものとします。

町は、避難計画作成及び避難訓練等実施について、支援するものとします。

警戒区域内の要配慮者利用施設

番号	施設名	施設住所	種別	警戒区域
1	養護老人ホーム健祥会エジンバラ	上勝町大字正木字西浦25-3	養護老人ホーム	急傾斜地
2	特別養護老人ホーム健祥会ピーター	上勝町大字正木字西浦25	特別養護老人ホーム	急傾斜地
3	ケアハウス鳩の家	上勝町大字正木字西浦25	ケアハウス	急傾斜地
4	彩保育園	上勝町大字正木字平間179	保育園	急傾斜地
5	上勝小学校	上勝町大字正木字平間179	小学校	急傾斜地
6	上勝中学校	上勝町大字正木字東戸越73	中学校	土石流

3 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、県及び国の中央防災会議が実施している各種調査結果や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとします。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努めるものとします。

3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時取るべき

行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するものとします。

特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあつては、職員が手薄になる夜間を想定した防災訓練や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等、地域の特性を配慮した防災訓練などについても実施するものとします。

また、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの避難対策を確立するものとします。

4 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めるものとします。

第4 在宅者対策

1 防災知識の普及・啓発

町は、避難行動要支援者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努めるものとします。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、避難行動要支援者の特性に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備に努めるものとします。

2 避難誘導・救出・救護体制の確立

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導・救出・救護するため、県が作成した「避難行動要支援者支援（災害時要援護者支援対策）マニュアル」により、平常時より自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉関係者との連携強化により避難行動要支援者の状況を把握し、その名簿を整備するなど、実態把握に努めます。

なお、把握した情報については、個人情報等の保護を厳守し、関係機関において共有するとともに、支援の必要性の高い者から優先的、重点的に、各避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び活用を図ります。

また、町は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、自主防災組織の育成についても促進を図るものとします。

あわせて、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努めるものとします。

3 的確な情報伝達活動

町は、避難行動要支援者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、防災行政無線のほか、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達など多様な伝達体制を整備します。

第5 避難所における要配慮者対策

避難所においては、一般の避難者が行動の不自由な要配慮者に協力し、共同で生活を行っていくのが望ましいですが、中には一般の避難所で生活を行うのが困難な要配慮者の存在も予想されます。

町は、必要に応じて要配慮者専用のスペースを確保するなど要配慮者に配慮した体制を検討して

おくものとしてします。

第6 外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努めるものとしてします。

1 防災知識の普及啓発

- (1) 町は、外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを作成・配布するとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及啓発に努めます。
- (2) 町は、在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を促進するよう努めます。

2 避難施設案内板の外国語併記等の推進

町は、避難場所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努めます。

第7 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

町は、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した防災対策に努めるものとしてします。

このため、県及び町は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努めます。

第14節 帰宅困難者等対策

第1 方針

災害時には、遠距離通勤者や来町者等が帰宅困難となるおそれがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要があることから、町は、県と連携して、こうした人々に対して適切に対応できる体制を確保するよう努めるものとしてします。

第2 内容

1 住民への普及啓発

町は、住民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の対応策等の普及啓発に努めるものとしてします。

2 企業等への普及啓発

町は、企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及啓発に努めるものとしてします。

3 安否確認手段の支援

県及び町は、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」、携帯電話の「災害用伝言板」、すだちくんメール（県が構築し

た災害時の安否確認サービス)等)について、普及啓発に努めるものとします。

4 帰宅困難者への情報提供等支援

町は、大規模災害が発生し、交通が途絶えた場合に、帰宅困難者に対し、次のような支援を可能な範囲で行います。

- (1) テレビやラジオ等で収集した被災情報の提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの提供
- (4) 休息スペースの提供
- (5) 地域の避難所情報の提供

第15節 広域応援要請

町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、相互応援協定を締結するなどして、広域的な応援体制を確立しておくものとします。

第1 消防機関の相互応援

大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に適切に対応できるよう、既に締結している「徳島県市町村消防相互応援協定」を踏まえ、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等消防広域応援体制の強化を図っています。

また、町は、勝浦町及び佐那河内村と「消防相互応援協定」を締結しています。

第2 応援の受入れ体制、応援体制の整備

1 受援体制

災害時に他市町村等からの応援が円滑に受け入れられるよう、具体的な活動拠点、対象業務、応援業務従事職員の宿舎の確保等、受入れ体制について事前に準備しておきます。

2 応援体制

他市町村等からの応援要請等に基づく応援業務が円滑かつ迅速に実施できるよう、応援対策本部の設置、職員の派遣、救援物資の送付等に関する必要な準備を整えておきます。

県及び町は、訓練を通じて「応急対策職員派遣制度」、「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」等を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとします。

また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとします。

第3 他市町村間等の相互応援

町は、大規模災害が発生した場合に円滑な応急対策等が行えるよう、「徳島県東部地域における災害時相互応援に関する協定」を踏まえ、広域的な応援体制の確立に努めるものとします。

また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」にそって、必要な措置を検討しておくものとします。

第4 緊急消防援助隊受入れ体制

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内における大規模災害時に人命救助活動等を迅速かつ効果的に実施するため創設された緊急消防援助隊（消防庁長官の要請により）が出動した場合、円滑に活動できるよう受入れ体制を整備します。

第16節 防災施設等整備

災害応急対策を円滑に実施するために必要な施設、資機（器）材及び物資の整備、充実に努めるものとします。

第1 情報通信体制の整備

1 町において利用可能な通信施設

本町において、現在利用可能な通信施設は、次のとおりです。

(1) 県総合情報通信ネットワークシステム

県、市町村、消防、主要な防災関係機関、県支部、県主要出先機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、県防災行政無線地上系システムと衛星通信システムの2系統の県防災行政ネットワークが県により整備されており、その町端末の維持管理に万全を期します。

(2) 町防災行政無線

町の防災行政無線の維持管理に万全を期します。

(3) 災害時優先電話

災害時においても一般加入電話を活用して各関係機関や団体との通信の確保を図るものとなりますが、災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想されます。このような状況に備え、町はあらかじめ災害時優先電話の登録を行っています。

災害時優先電話については、次の措置を行うなど職員への周知徹底を図ります。

周 知 事 項

- | |
|---|
| <p>① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にすること。</p> <p>② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底すること。</p> |
|---|

2 各無線施設等の整備充実

町は、無線施設及び設備についての定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保及び応急用資機材の確保充実を図り、災害時における通信手段の確保に努めます。

3 アマチュア無線局との協力体制の整備

災害時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合に、町本部の情報連絡体制

を補完するため、アマチュア無線局とあらかじめ災害時における協力体制の確立を図ります。

4 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情伝達体制等の整備

県及び町は、特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による伝達体制及び通信設備、設備の充実を図るよう努めます。

県、町及び放送事業者等は、受信した緊急地震速報を防災行政無線（個別受信機を含む。）等により住民等への伝達に努めるものとします。

5 Lアラート（災害時情報共有システム）による情報伝達等の整備・充実

県及び町は、Lアラート(災害情報共有システム)を活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努めます。

また、県、町及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めます。

6 エリアメール・緊急即報メールの活用

県及び町は、住民に災害情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急即報メールの活用を進めます。

7 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)をしておくものとします。

8 県及び町による情報提供

県及び町は、自主防災組織や町民等にわかりやすく十分伝わるような情報提供に努めるとともに、町は、地域コミュニティ等と連携するなど、工夫を凝らして情報提供に努めるものとします。

第2 防災拠点施設等の整備

本町における防災拠点は、次のとおりです。災害対策上重要な施設として、通信施設の整備増強、耐震化対策等の整備を図っていきます。

災害対策活動拠点	⇒	上勝町役場庁舎
避難拠点	⇒	避難場所
救援物資集積拠点	⇒	上勝町役場倉庫・支所倉庫
物資輸送拠点（ヘリポート）	⇒	上勝町彩公園
消防活動拠点	⇒	各消防分団詰所
医療拠点	⇒	上勝町診療所

第3 ヘリコプター離着場適地の確保

本町におけるヘリコプター降着場適地は上勝町彩公園ですが、町域内には平地が少なく、ヘリコプター降着場を確保するのが困難な状況にあり、道路不通時に孤立する可能性のある地区も存在することから、町はヘリコプター降着場適地の一層の確保に努めるものとします。

第4 応急物資等の備蓄及び供給体制の整備

1 輸送体制

指定した拠点へ搬送される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ物資を供給する。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなど体制整備に努めるものとします。

2 町による備蓄の推進

町は、被災者等のために飲料水や食料、生活必需品等の供給を行うなど地域住民の生活に密接した物資の確保に努めるものとします。町の備蓄目標数量は次のとおりです。

■町の備蓄目標数量（3日分）

備蓄品目	備蓄数
1 食料（一般）	744食
2 食料（要援護者）	636食
3 特定アレルギー対応食品（主食、粉ミルク等）	38食、1缶
4 飲料水	2,070リットル
5 粉ミルク	3缶（1,050g）
6 ほ乳瓶	3本
7 毛布	345枚
8 簡易トイレ	6基
9 トイレットペーパー	54ロール
10 生理用品	111枚
11 紙おむつ（乳幼児用）	51枚
12 紙おむつ（大人用）	69枚
13 尿もれパッド（大人用）	210枚

注）避難所避難者数を230人と想定。

徳島県備蓄計画より

3 住民に対する備蓄の啓発

町は、平素から広報誌、パンフレット等を利用して、住民に対して家族構成等に応じた食料、生活必需品の家庭内備蓄の促進を図るものとします。また、食物アレルギーをお持ちの方に対し、自分に適した食料を普段から備蓄するよう奨励します。

第5 給水体制の整備

(1) 運搬給水の備え

町は、初期段階の応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、非常用電源の確保、

その他必要な資材を整備、備蓄するとともに、給水拠点及び避難所、病院、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先とし、運搬先ごとに運搬給水の水源、消火栓、民間の飲用井戸等のほか、運搬輸送ルートについても定めておくものとします。

また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受け入れ体制を整えておくものとします。

その他、住民への非常用飲料水袋の配布についても図ることとします。

(2) 拠点給水の整備

町は運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要から、避難所等に給水拠点を配置することとし、また、給水拠点には耐震性貯水槽の設置を図ることとします。

第6 水防に必要な備蓄資材、器材

町は、水防活動に際し、自己の備蓄している資材、器材のみでは不足する場合、県に応急支援を要請します。

■町の水防備蓄資器材の現況

備蓄場所	備蓄資器材等
上勝町役場倉庫	照明器具 5個 鎌 5丁 斧 2丁 鋸 2丁 スコップ 3丁 鍬 3丁 カケヤ・ハンマー類 2丁 土のう袋類 200枚
上勝町支所倉庫	照明器具 1個 鎌 3丁 斧 1丁 鋸 1丁 スコップ 1丁 鍬 1丁 カケヤ・ハンマー類 1丁 土のう袋類 200枚

第7 物資調達・輸送調整等支援システム等の活用

(1) 県、町及び防災関係機関は、備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとします。

(2) 県及び町は、物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、物資調達・輸送調整等システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとします。

第17節 孤立集落対策の強化

平成23年台風第12号では、紀伊半島において道路の寸断など孤立集落が発生し、孤立化が予想される中山間地等における防災対策の必要性が改めて認識されたことから、孤立化が予想される地域に

対して、次に掲げる事項について、あらかじめ対策を講じておくものとします。

第1 孤立集落及び発生原因

孤立集落とは、中山間地域などの集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能になった集落をいいます。孤立集落の具体的な発生原因としては、以下の要因が挙げられます。

- (1) 地震、風水害等に伴う土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- (2) 地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石等のおそれがある個所に対する事前通行止め
- (3) 積雪、雪崩等による通行止め、道路構造物の損傷等

第2 孤立予想集落

町内で災害時に孤立化が予想される集落は、27箇所ある。

第3 孤立化防止対策の強化

(1) 通信手段の確保

町は、孤立化し通信の途絶が予想される集落において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話等）の配備に努めます。

また、町は、孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について住民に周知しておくものとします。

(2) 緊急ヘリコプター離着陸場の確保

町は、孤立化が予想される集落付近に、平時から緊急用ヘリコプター離着陸候補地の把握に努めるものとします。

(3) 生活物資の備蓄の促進

町は、孤立が予想される集落において、大量の水（1週間分以上）、食料等の生活物資、医薬品、医療用資機材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等、公共施設、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進することに努めるものとします。

第18節 災害時医療体制の強化

災害時においても医療の提供の継続を図るため、医療機関と連携を図りながら災害時医療体制の構築に努めます。

第1 要配慮者等への支援強化

要配慮者等が、より良い環境で避難生活をおくることが可能となるよう、福祉避難所等の環境整備や必要な物資の確保等に努めます。

医学的管理を必要とする在宅患者などが災害時も同一水準の医療サービスを受けられるよう、支援体制の構築を進めます。

第2 避難所環境の向上

生活の質を重視した避難所の運営

避難時の生活環境は、避難者の健康面にとって重要な要素となるため、様々な住民の視点を取り入れた避難所運営に地域ぐるみで取り組みます。

長期の避難生活における心的外傷後ストレス（PTSD）等の予防に向け、関係機関との連携のもと、対策に取り組みます。

避難生活を快適な環境で過ごせるよう、避難者が必要な物資の円滑な供給体制作りに取り組みます。

第3 情報共有機能の強化

(1) 住民への情報提供、住民からの情報把握

いかなる災害時においても、住民が気象情報や避難情報を入手でき、ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも被災者の情報が把握できるよう、テレビ、ラジオ、無線、電話、インターネットなど、多種・多様化した通信・情報手段の確保に努めます。

(2) 医療や防災関係機関との情報共有

災害時の医療提供を迅速かつ的確に行えるよう、医療や防災関係機関の情報共有と被災者の医療情報を把握できるよう、「災害時情報共有システム」を活用します。

第19節 危険物等災害予防対策

保安教育の徹底、規制の強化等により災害を未然に防止するものとします。

第1 危険物災害予防対策

危険物による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、自衛消防の促進、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図るものとします。

第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図るものとします。

第3 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による災害を防止するため施設管理の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他の自主保安体制の整備等指導体制及び保安体制の確立を図るものとします。

■町内の毒物・劇物取扱施設数

農業用品目販売業 2施設

平成25年2月1日現在

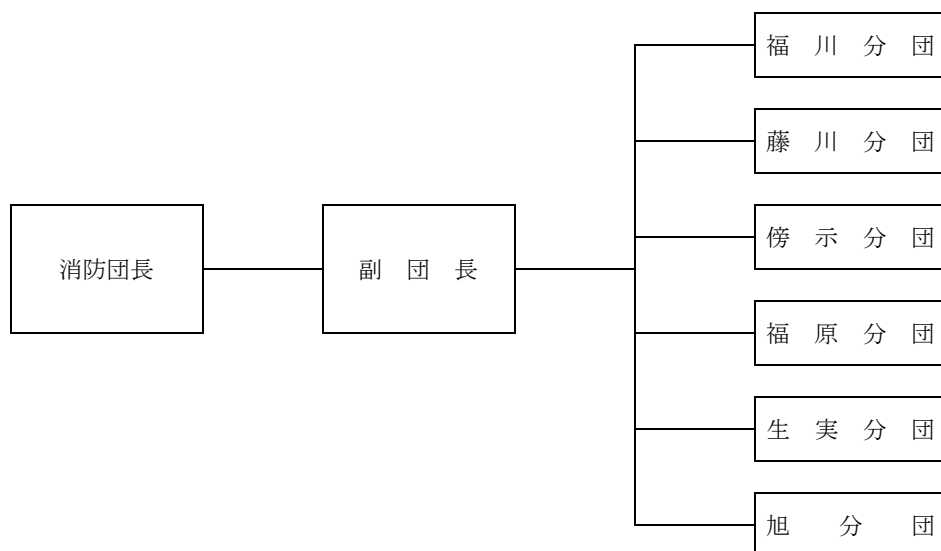
第20節 火災予防対策

防火思想の普及徹底及び消防体制の充実強化によって、火災の被害の未然防止及び軽減を図ります。

第1 組織

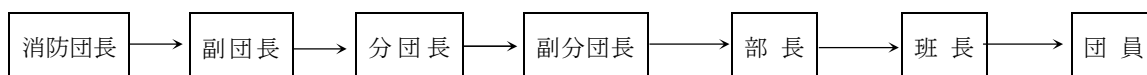
1 上勝町消防団

上勝町消防団は令和4年4月1日現在、6分団、187名の団員で編成されています。



2 伝達方法

連絡系統は、次のとおりであり、電話等により伝達するものとします。



第2 消防力の整備強化

1 消防組織の充実強化

町は、地域の実情を勘案のうえ「消防力の基準」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の強化に努めます。

また、団員の減少や高齢化等の問題に対し、団員の確保と資質の向上を図ります。

2 消防施設等の整備充実

町は、「消防力の基準」、「消防水利の基準」及び「消防団の装備の基準」に適合するように、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実について年次計画を立て、その推進を図ります。

3 消防水利の確保・整備

大規模災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高くなります。このため、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性防火水槽等の設置など多様な水利を確保します。

(1) 消防水利施設の整備

町は、消防活動に必要な水利を確保するため、引き続き消火栓、防火水槽、その他自然水利

等の整備充実に努めます。

(2) 耐震性防火水槽等の設置

防災拠点整備計画に基づき、庁舎等の災害対策活動拠点、避難拠点、学校等について、必要に応じ耐震性防火水槽の整備を図り、必要な水利の確保を図ります。

■町の消防用水利の現況

総数	消火栓	防火水槽		その他	
		40～60m ³ 未満	20～40m ³ 未満	河川	プール
88	2	86	1	21	2

令和3年10月1日現在

第3 教育訓練

1 一般教育

随時、団員の教養訓練を実施します。

2 委託教育

消防団員を消防学校へ入校させて、消防知識、実務能力のかん養を図ります。

3 訓練

(1) 常時訓練

消防団本部の教養訓練計画により実施します。

(2) 各分団通常訓練

各分団の機械運用、放水試験は、月1回以上の通常点検の際に行うものとします。

(3) 消防団操法訓練

随時、町操法大会を行い、その間分団ごとに訓練を実施します。

(4) 非常参集訓練・消防訓練等

本章第8節「防災訓練計画」に定めるとおり実施します。

第4 防火思想の普及

1 一般家庭に対する指導

(1) ガス器具や石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行います。

(2) 対震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図ります。

(3) 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導します。

(4) 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導します。

(5) 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図ります。

(6) 寝たきりの高齢者、ひとり暮らし高齢者、身体障がい者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について指導を行います。

2 職場に対する指導

- (1) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図ります。
 - (2) 終業時における火気点検の徹底を図ります。
 - (3) 避難、誘導體制の総合的な整備を図ります。
 - (4) 災害時における応急措置要領を作成します。
 - (5) 自主防災組織の育成指導を行います。
 - (6) 宿泊施設等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導します。
 - (7) 化学薬品を保有する学校等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導します。
 - (8) 危険物施設等については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図ります。
- 3 家庭及び事業所の貯溜水の活用
- 家庭における風呂水等の活用等について啓発・指導するものとします。

第5 消防相互応援協定の促進

本町では、勝浦町及び佐那河内村と消防相互応援協定を締結し、お互いの消防力を補完し合うとともに、県内の市町村及び消防の一部の事務組合と「徳島縣市町村消防相互応援協定」を締結していますが、今後は、さらに大規模火災に対処するため、広域的な消防相互応援協定の締結に努めるものとします。

第21節 林野火災予防対策

林野火災を防止するため、気象情報の迅速かつ的確な把握に努め、入山者に対する火災予防措置の徹底を図るほか、防火帯の設置の促進及び消火資機材の備蓄促進を図るものとします。

第1 住民等の防災活動の促進

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱によるものであることから、町は、広報活動や消火訓練等を通じて、また登山口や森林レクリエーション施設等に立札等を配置して林野周辺住民、入山者等の防災意識の向上を図るものとします。

第2 林野火災防止のための情報の充実

町長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとします。

第3 林野所有（管理）者への指導

町は、林野所有（管理）者に対して次の事項等について指導し、林野火災発生の防止に努めるものとします。

- 1 枯れ草等の刈り取り
- 2 火の後始末の徹底
- 3 消火用水利の確保
- 4 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく適正な火入れの実施
- 5 火災多発期における見回りの強化

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- 1 町は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等の消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとします。
- 2 林野火災は、隣接町村に及ぶ場合があるため、隣接町村と協議して林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努めるものとします。
- 3 林野火災等の大規模火災に対処するため、ヘリコプターを活用した空中消火について、あらかじめ検討しておくものとします。
- 4 被災者等への的確な情報伝達への備え
町は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくとともに、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとします。
- 5 防災機関等の防災訓練の実施
消防機関は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施するものとします。
また、訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するほか、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努めます。

第2 2 節 徳島県国土強靱化地域計画の推進

「南海トラフの巨大地震」に加え、近年大型化する台風や激化するゲリラ豪雨による大規模水害や大規模土砂災害及び突発的な豪雪による災害、また、複数の自然現象が同時又は連続して発生する「複合災害」等に対しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築を図ります。

第1 国土強靱化に向けた取り組みの推進

国土強靱化基本法の施行により、県は、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえた上で、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するため、徳島県国土強靱化地域計画を策定し、国や県内市町村と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な県土」をつくりあげ、住民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るための取り組みを推進しています。

町においても、徳島県国土強靱化地域計画に基づき、県と一体となって「強靱化」に向けた取り組みを推進していくものとします。

第23節 大規模停電・通信障害への備え

大規模災害の発生による、大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討しておく必要がある。

このため、次による各種対策を実施し、大規模停電・通信障害発生時の被害の軽減に努めるものとします。

第1 知識の普及・啓発

県、町及び防災関係機関等は、あらゆる機会を通じて、町民等に対して大規模停電・通信障害に備えた知識の普及・啓発に努めます。例示としては次のとおりです。

- (1) 大規模停電・通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識
- (2) 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- (3) ATMやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

第2 事前予防のための取組

県、町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとします。

第3 業務継続に向けた取組

町・防災関係機関及び企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等、平常時からの点検、訓練等に努めるものとします。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとします。

第4 訓練の実施

県、町及び防災関係機関等は、大規模停電を想定した訓練を行うよう努めるものとします。

第24節 事前復興の取組

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。

住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者は、迅速かつ円滑で、「より良い復興」の実現に向け、被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」、「地域コミュニティの維持・再生・育成」など、「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に取り組んでまいります。

第1 事前復興の取組

南海トラフ地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要です。

被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と称し、「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類する。復興を担う関係者は、「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組みます。

(1) 「準備する事前復興」

「準備する事前復興」とは、南海トラフ巨大地震などによる被災イメージを住民を含む関係者間で共有し、それらに対し必要となる復興プロセスについて、被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け、事前に行う様々な取組のことで、

具体的には、復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため、様々な指標（データ）を収集しておくことや、地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくことなどです。

(2) 「実践する事前復興」

「実践する事前復興」とは、事前実践することで、津波から被災しない状態を実現する取組であり、住宅の高台移転などのハード的な施策は、典型的な「実践する事前復興」です。

一方で、策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定など、継続的に見直しを行う（PDCAサイクルを回す）ソフト的な施策も、「準備」に留まらず、「実践する事前復興」です。

第2 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要です。外部からの支援は、フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたります。

復興期における円滑な支援の受け入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておくなど、平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくことが重要であり、こうした関係の構築も重要な「事前復興」の取組です。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動態勢を整備するものとします。

第1 組織

1 上勝町防災会議

地域における防災行政を総合的に運営するため、災対法及び上勝町防災会議条例に基づき、上勝町防災会議を設置します。

その組織及び所掌事務等は、次のとおりです。

(1) 組織

ア 会長（上勝町長）

イ 委員

(ア) 徳島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(イ) 徳島県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(ウ) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(エ) 教育長

(オ) 消防団長

(2) 所掌事務

ア 上勝町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。

イ 上勝町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(3) 上勝町防災会議の運営

上勝町防災会議条例の定めるところによります。

2 上勝町災害対策本部

(1) 上勝町災害対策本部の設置

上勝町内に災害が発生し、又は発生するおそれが生じ、その対策を総合的かつ迅速に行う必要があると認めるとき、町長は、上勝町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置するものとします。

(2) 町本部設置の基準

町本部の設置の基準は、次のとおりとします。

ア 自動設置

震度6弱以上の地震が発生したとき。

イ 判断設置

(ア) 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。

- (イ) 町内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (ウ) 暴風、大雨、洪水警報が発令され、大規模な被害の発生が予想される時。
- (エ) 大雨特別警報が発表されたとき。
- (オ) 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。
- (カ) 台風が接近し、本町あるいは本町近辺を通過し暴風圏に入ることが確実とされる時。
- (キ) 河川の増水により水位が氾濫注意水位を超えるおそれが生じ、大規模な被害の発生が予想される時。
- (ク) 人的被害、家屋被害が相当数発生したとき、又はそれが予知される時。
- (ケ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表されたとき。
- (コ) その他通常の町行政組織により、災害応急対策が不可能と判断される特殊な災害が発生したとき。

(3) 閉鎖の基準

町本部長は、災害の危険性がなくなり、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を閉鎖するものとします。

(4) 町本部の設置及び閉鎖の公表

町本部を設置、又は、閉鎖したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、防災行政無線、電話、広報車その他迅速的確な方法で周知するものとします。

公 表 先	連 絡 方 法
庁 内 各 課	庁内放送、電話、口頭
防 災 会 議 委 員	電話、FAX、口頭
県 知 事	電話、県総合情報通信ネットワークシステム、FAX
小 松 島 警 察 署	電話、FAX
駐 在 所 （ 福 原 ）	電話、連絡員
隣 接 の 町 村 長	電話、県総合情報通信ネットワークシステム、FAX、口頭
町 の 関 係 機 関	口頭、電話、FAX
報 道 機 関	口頭、文書、電話、FAX
各 区 長	電話、町防災行政無線
住 民 一 般	町防災行政無線、広報車、口頭

(5) 本部長の職務代理者の決定

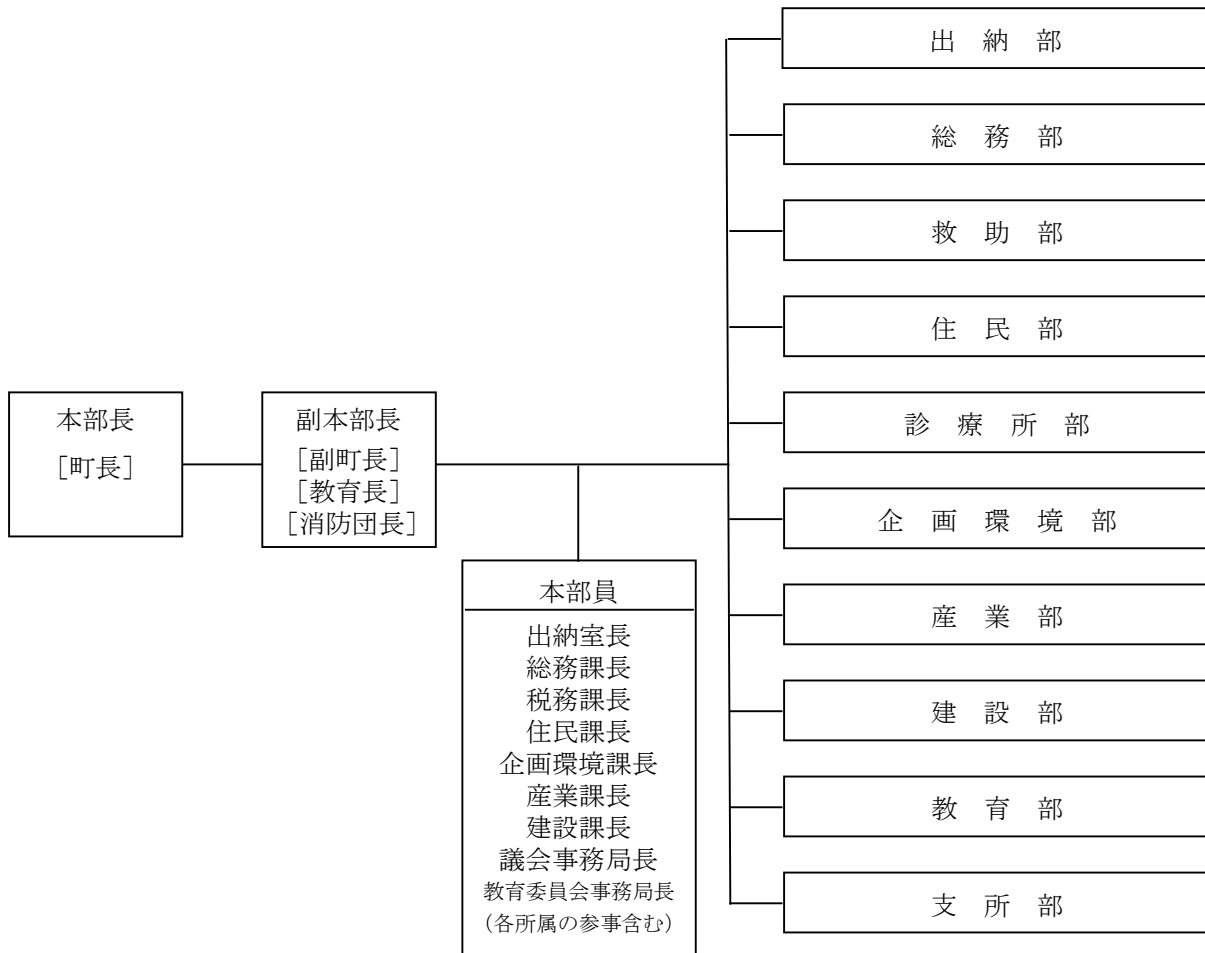
災害対策本部長（町長）並びに災害対策副本部長（副町長、教育長、消防団長）が通信の途絶、交通障害等により登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者の順位は、次のように定めておくものとします。この順位は、災害対策本部設置前の段階においても同様とします。

第1順位 副町長

- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長

(6) 町本部の組織と担当事務

<災害対策本部組織図>



<災害対策各部の担当事務>

対 策 部 名 (部 長)	担 当 基 本 事 務 案
出 納 部 (出 納 室 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係経費の出納に関する事。 2 義援金品の受付、出納、保管に関する事。 3 他部の応援に関する事。
総 務 部 (総 務 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関する事。 2 町防災会議、町本部、県本部との連絡調整に関する事。 3 本部の指示伝達に関する事。 4 職員の動員、労務調整に関する事。 5 自衛隊の出動要請に関する事。 6 他市町村への応援要請に関する事。 7 災害復旧計画に関する事。 8 各部との連絡調整に関する事。 9 気象情報の収集伝達に関する事。 10 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の伝達等に関する事。 11 住民に対する災害情報等の周知・伝達に関する事。 12 被害情報の収集・保存に関する事。 13 防災行政無線及び通信網の確保に関する事。 14 関係機関への災害報告に関する事。 15 応急財政措置に関する事。 16 災害対策の予算措置に関する事。 17 消防団の出動命令及び配備に関する事。 18 災害予防、警戒、防ぎよ、罹災者の救助避難等に関する事。 19 消防、水防に関する事。 20 災害救助法の適用・申請に関する事。 21 他の部に属さない事。
救 助 部 (税 務 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う町税等の措置に関する事。 2 災害救助関係機関との連絡調整に関する事。 3 被災者の搬送に関する事。 4 災害対策用の自動車の確保及び配車に関する事。 5 被災者及び被災世帯の調査に関する事。 6 罹災証明書等の発行に関する事。

対 策 部 名 (部 長)	担 当 基 本 事 務 案
住 民 部 (住 民 課 長) ・ 防 疫 活 動 担 当 班	1 避難所等の開設、運営に関する事。 2 医師会、医療機関との連絡調整に関する事。 3 被災者の搬送に関する事。 4 衛生材料及び防疫薬品等の確保に関する事。 5 高齢者、身体障害者等避難行動要支援者の援護に関する事。 6 炊出しに関する事。 7 寝具、食料品等生活必需品の確保に関する事。 8 福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事。 9 被災児童及び母子世帯の援護に関する事。 10 災害救助物資、義援物資等の受入れ、配分、確保、保管に関する事。 11 ボランティア等奉仕団との連絡調整に関する事。 12 災害見舞い及び視察者に関する事。 13 被災者の身元調査及び照会に関する事。 14 災害時の死亡獣畜(犬猫)に関する事。 15 防疫対策並びに清掃に関する事。
診 療 所 部 (所 長) ・ (医 療) 救 護 班	1 医療、助産の救護業務に関する事。 2 遺体の安置その他関連業務に関する事。 3 診療所施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 医療品並びに救護医療に関する事。
企 画 環 境 部 (企 画 環 境 課 長) ・ 取 材 担 当 班 ・ 清 掃 班	1 災害広報(広聴)に関する事。 2 公共施設の災害対策に関する事。 3 帰宅困難者の保護に関する事。 4 清掃活動に関する事。 5 災害による廃棄物等の処理及び施設の確保に関する事。 6 他部の応援に関する事。
産 業 部 (産 業 課 長)	1 主要食料品等の確保に関する事。 2 農林畜産関係の被害状況調査及び災害対策に関する事。 3 商工業関係の被害状況調査及び災害対策に関する事。 4 土地改良関係の被害状況調査及び災害対策に関する事。 5 災害対策のための労働者の確保に関する事。 6 災害時の死亡家畜に関する事。

対 策 部 名 (部 長)	担 当 基 本 事 務 案
建 設 部 (建 設 課 長)	1 道路、河川、橋梁、地すべり等の被害調査及び災害対策に関する事 2 災害時における通行路線の決定、交通不能箇所の調査に関する事 3 資器材の調達供給に関する事 4 応急復旧工事等に関する事 5 応急仮設住宅の建設に関する事 6 公共施設及び水道等の災害復旧工事に関する事 7 水道施設及び給水施設の水質検査及び災害対策並びに実施に関する 事。
教 育 部 (教 育 委 員 会 事 務 局 長)	1 児童生徒の避難及び救護に関する事 2 教育施設、文化財等の被害調査並びに災害対策に関する事 3 県教育委員会等との連絡調整に関する事 4 文教関係の義援金の受付に関する事 5 災害時における教育対策及び学校給食に関する事 6 青年会等の連絡調整に関する事 7 他部の応援に関する事
支 所 部 (支 所 長)	1 支所の防災対策に関する事

(7) 町本部の設置場所

ア 町本部は、上勝町役場に置きます。ただし、大規模な災害により施設が被災し、使用不能となった場合には、最寄りの公共施設に設置します。なお、その際、速やかにその旨を関係機関に連絡するものとします。

イ 町本部には、本部の所在を明確にするため、町役場正面玄関に「上勝町災害対策本部」の掲示をします。

(8) 本部開設前の措置

ア 総務課長は、予警報又は情報等により、災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置するものとします。

(ア) 予警報、情報の収集及び連絡調整

(イ) 人員配備の指示

(ウ) 関係課等との連絡調整

イ 休日又は勤務時間外において、予警報又は異常な情報を受理した当直者は、直ちに総務課長に通報して指示を受けるものとします。

(9) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、町本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長、消防団長）及び本部員（各

課等の長、消防団副団長)で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとします。

イ 本部会議の開催

(ア) 町本部長は、災害応急対策の基本方針及び必要な指示又は各部の総合調整を行うため、本部会議を開催するものとします。

(イ) 本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務課長に申し出るものとします。

ウ 本部会議の協議事項

(ア) 町本部の配備体制に関すること。

(イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施要請及び応援の要請に関すること。

(エ) 災害救助法の適用に関すること。

(オ) その他災害対策に関する重要事項

エ 決定事項の周知

本部員は、本部会議の決定事項を職員に周知させるとともに、各部の連絡調整を図るものとします。

オ 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、総務課が担当します。

4 現地災害対策本部の設置及び閉鎖

(1) 設置

町本部長は、大規模又は激甚な災害が発生した場合に、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災対法第23条の2第5項の規定に基づき、現地災害対策本部を置くものとします。

(2) 閉鎖

町本部長は、一応の応急対策が完了したときは、現地災害対策本部を閉鎖するものとします。

第2 職員の配備体制

職員の配備体制及び動員体制は、次によるものとします。

配備区分	配備時期	配備内容	配備要員	備考
第1非常体制 (準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> 大雨注意報等が発表され相当な災害の発生が予想される時又は台風が本県に接近するおそれがある時。 町域内に震度4の地震が発生した時。 その他特殊災害が発生し大規模な災害が予測される時。 その他町長が必要と認めた時。 	<ol style="list-style-type: none"> 情報連絡活動を円滑に行い得る必要最小限の職員を配備し状況に応じて速やかに第2非常体制に移行し得る体制とします。 配備につく職員は、原則として通常の勤務場所において、主として情報連絡活動を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課長、防災担当課長補佐 住民課長 建設課長 (総務課の職員) <p>* 不在の場合は、課長補佐等が代行するものとします。</p>	災害対策本部を設置する程度にいたらぬ場合、円滑な対応がとれるよう必要に応じ、警戒本部を設置します。
第2非常体制 (警戒体制)	<ol style="list-style-type: none"> 暴風、大雨洪水警報が発表された時。 台風が通過することが確実とされた時。 河川が氾濫注意水位に近づいた時。 町域内に震度5弱又は5強の地震が発生した時。 土砂災害警戒情報が発表された時。 その他特殊災害が発生し大規模な災害が予測される時。 その他町長が必要と認めた時。 	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部を設置した場合に必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備し、速やかに第3非常体制に移行し得る体制とします。 配備につく職員は、通常の勤務場所において情報連絡等に当たり、所要の措置を講ずるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課長、課長補佐 各課等の長 (各課の職員2名～半数) 	
第3非常体制 (非常体制)	<ol style="list-style-type: none"> 大雨特別警報が発表された時。 「顕著な大雨に関する情報」(線状降水帯)が発表された時。 町全域にわたり大災害が発生若しくは発生が予想される場合又は全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合 町域内に震度6弱以上 	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部を設置 全員配備体制 	全職員	全職員が直ちに登庁し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施

	の地震が発生したとき。 5 南海トラフ地震臨時情報が発表なったとき。			
--	---------------------------------------	--	--	--

第3 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次の動員計画により動員を行うものとします。

1 職員の動員計画

職員の動員は、「第2 職員の配備体制」の基準に従って、所属長の指示により行うものとします。

2 消防団の動員計画

消防団の動員については、総務部長（総務課長）は町長の指示に基づき、災害の態様、災害応急対策実施状況等に応じて、消防団長と連絡を密に行うものとします。また、消防団については、責任分担区域を定め、災害時の配置分担と業務、集合場所等を定めておくものとします。

3 動員配備等の伝達方法

職員等への非常配備の伝達は、次により行います。

(1) 勤務時間内における伝達及び配備

ア 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務部長（総務課長）は、本部長の指示により非常配備体制を決定し、各部長等にこれを伝達するとともに庁内放送又は口頭によりこれを徹底するものとします。

イ 各部長は、直ちに各部職員に連絡し、所定の配備による事務又は業務に従事させるものとします。

(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

ア 当直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに総務部長（総務課長）に連絡するものとします。

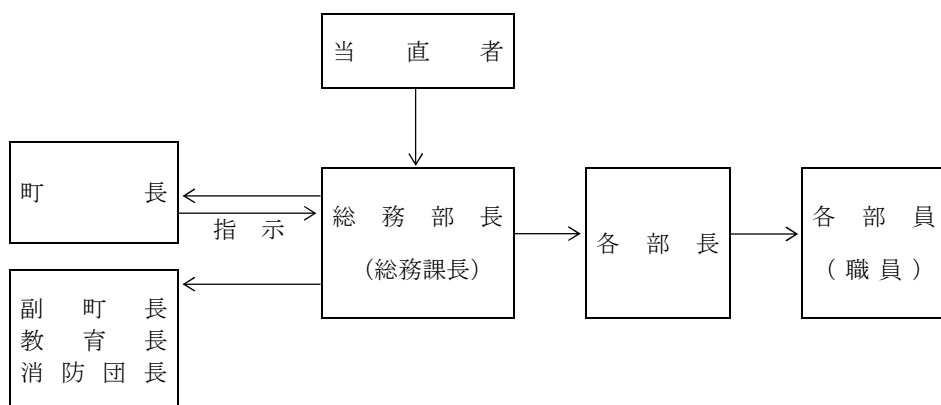
イ 総務部長（総務課長）は、町長、副町長、教育長及び消防団長に連絡するものとします。

ウ 総務部長（総務課長）は町長から配備体制の指示を受けた場合は、各部長に伝達するものとします。

エ 各部長は、速やかに職員に伝達するものとします。

オ 連絡を受けた職員は、災害発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、以後の状況の推移に注意し、必要がある場合は速やかに登庁するものとします。なお、道路等の途絶、火災等により勤務場所に参集することが困難な場合は、本部に連絡して指示を受けるか、最寄りの避難所等公共施設に参集するものとします。

■勤務時間外、休日の伝達等



(3) 地区への連絡

町長から指示を受けた総務部長（総務課長）は、区長等に連絡し、区長等は、各関係者に連絡するものとします。

4 職員の緊急参集

職員は、ラジオ、テレビ等により、突発的な災害等が発生し、若しくは発生するおそれがあることを自ら知ったときは、動員命令を待たずに直ちに登庁するものとします。

5 人材の確保

県、町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとします。また、県及び町は、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む。)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めます。

第2節 相互応援協力要請計画

災害時においては、町自らの所掌事務又は業務に従って応急対策活動を実施するものとなりますが、必要に応じ他の機関の協力を求め実施の円滑を期すものとします。そのため、平素から法令又は本計画の定めるところにより、関係機関と協議し、協力体制を確立するものとします。

第1 実施責任者

県等への応援要請は、町長が実施します。

第2 資料の相互交換

町は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果をあらかじめ県及び防災関係機関と相互に交換するものとします。

第3 応援協力等の要請

1 消防相互応援協定に基づく応援要請

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとします。

町長は、災害時において、緊急消防援助隊等を受け入れることとなった場合に備え、県との連絡体制、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するよう努めるものとします。

消防相互応援協定の締結状況は、第2章第5節「広域応援要請」によります。

2 他の市町村への応援要請

町長は、災害が発生した場合において、応急対策を実施するため、必要があると認めるときには、災対法第67条の規定に基づき、他の市町村長に応援を求め、災害対策に万全を期すものとします。

3 県への応援要請等又は職員派遣のあっせんの要請

町長は、県に対し応援を求める場合、又は指定地方行政機関等の応援のあっせんを県に求める場合には、知事に次の事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出するものとします。

(1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

ア 災害救助法の適用

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の状況
- (ウ) 適用を要請する理由
- (エ) 適用を必要とする期間
- (オ) 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- (カ) その他必要な事項

イ 被災者の他地区への移送要請

- (ア) 移送要請の理由
- (イ) 移送を必要とする被災者の数
- (ウ) 希望する移送先
- (エ) 被災者の収容期間

ウ 県の応援要請（徳島県職員災害応援隊等の出動要請を含む）又は災害応急措置の実施の要請

- (ア) 災害の状況及び応援（災害応急措置の実施）を求める理由
- (イ) 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量
- (ウ) 応援（災害応急措置の実施）を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急措置内容）
- (オ) その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関等、他の市町村、他県等の職員派遣のあっせんを求める場合（法第30条）

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の条件

オ その他参考となるべき事項

4 指定地方行政機関の長、他の市町村、他県等に対する職員の派遣要請（法第29条、地方自治法第252条の17）

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

第4 自衛隊派遣要請

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し、その旨依頼する。なお、詳細については、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとします。

第5 公共的団体等との協力体制の確立

町は、町の所掌事務又は業務に係る公共的団体及び防災組織に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制の確立を推進するものとします。

1 公共的団体とは次のものをいいます。

日赤奉仕団、医師会、農業協同組合、商工会、婦人会、青年団、アマチュア無線クラブ等

2 協力体制の確立

町は、公共的団体と災害時における協力業務、協力の方法等についてあらかじめ協議しておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておくものとします。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりです。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- (2) 災害時における広報等に協力すること。
- (3) 出火の防止、初期消火に協力すること。
- (4) 避難誘導、避難場所での救助に協力すること。
- (5) 被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 炊き出し、救助物資の調達配分に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。

3 応援に係る新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

応援職員の派遣に当たっては、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用し、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、また、地方公共団体は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとします。

第3節 情報通信計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常無線通信の利用、放送の要請等について定めるものとします。

第1 災害通信連絡

1 気象、地象及び水象に関する警報、注意報及び情報の伝達

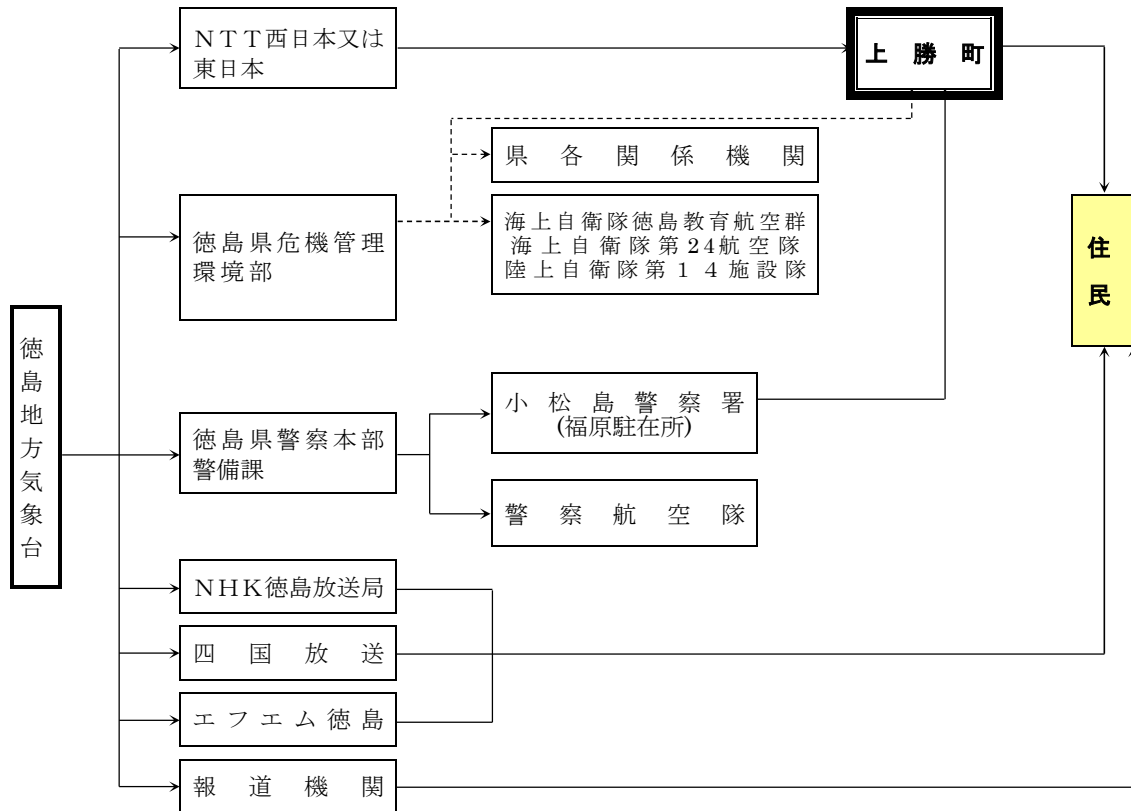
災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象、地象及び水象に関する特別警

報、警報・注意報及び情報の通信連絡は、次の伝達系統により、迅速かつ確に伝達し、その周知徹底を図るものとします。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、県は市町村への通知を義務付けられ、市町村は住民等への周知の措置を義務付けられている。

また、土砂災害防止法により、土砂災害警戒情報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、県から市町村への通知及び一般への周知を義務付けられている。

(1) 気象に関する警報・注意報・情報の伝達系統



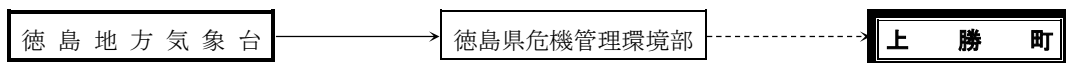
注1 NTT系統へは、警報とその解除だけを通知する。

2 ----> は総合情報通信ネットワークによる県庁統制局一斉通信を示す。以下各図とも同じ。

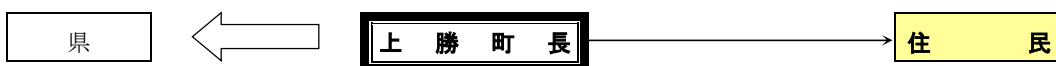
3 太枠は発表官署、機関を示す。以下各図とも同じ。

(2) 火災気象・警報の伝達系統

ア 火災気象通報の伝達系統



イ 火災警報の伝達系統



注 1 火災警報は、町長がアの通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときに発令することができます。

2 ——>は通知、⇔は連絡

2 異常な現象発見時の通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければなりません。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければなりません。
- (3) (1)又は(2)により通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければなりません。

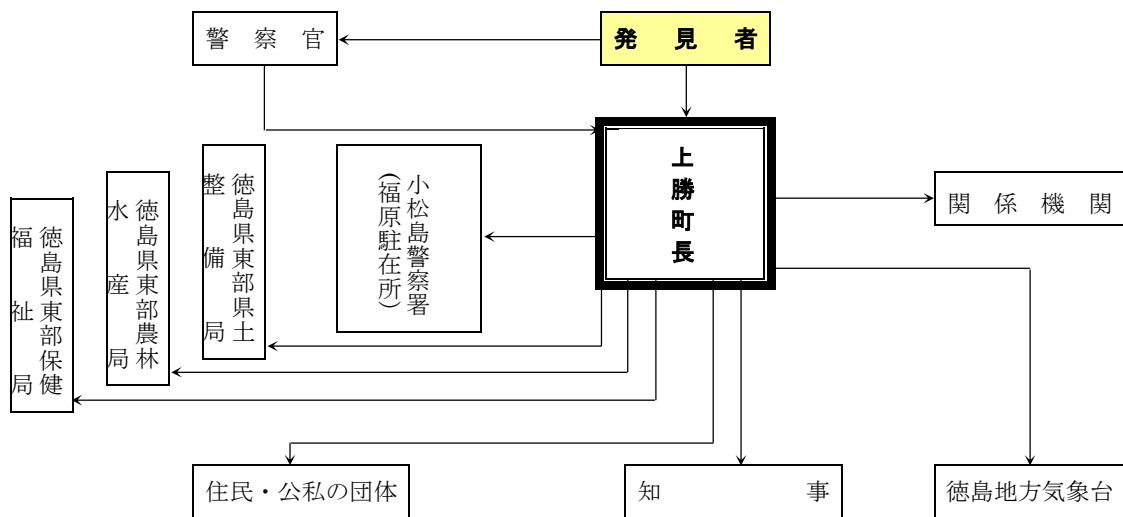
ア 徳島地方気象台

イ 知事（県災害対策本部が設置されているときは同本部長）

ウ 徳島県東部保健福祉局、徳島県東部農林水産局、徳島県東部県土整備局、小松島警察署（福原駐在所）及びその他の関係機関

- (4) 町長は、(3)による通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとします。

■ 異常現象通報系統



第2 災害時における通信方法

災害時における防災関係機関との通信は、一般加入電話により行うものとしませんが、一般加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合は、防災行政無線を有効に活用するものとし。また、災対法第57条の規定に基づき、緊急を要するため特に必要があるときは、他の機関が設置する専用通信設備を利用して通信することが可能なため、平常時から災害時における通信の確保を図るよう配慮しておくものとし。

関係機関との連絡方法は、次のとおりとします。

町	←→	県	=	電話・県総合情報通信ネットワークシステム・FAX
町	←→	警察署 各駐在所	=	電話・防災行政無線・FAX・連絡員
町	←→	消防団	=	電話・防災行政無線・広報車・口頭
町	←→	住民	=	電話・防災行政無線・広報車・口頭

第3 町防災行政無線

災害に関する情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速かつ正確に行うため、町防災行政無線を最高度に活用し、通信体制の強化を期します。

第4 災害時優先電話の活用

防災関係機関との通信連絡は、一般加入電話により速やかに行うものとしませんが、災害時には加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難となることが予想されます。

町は、非常・緊急事態が発生した場合には、あらかじめNTT西日本に登録してある災害時優先電話により指定避難場所、公共施設等との通信を確保します。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、送信用のみに使用することを徹底します。

第5 非常通話の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした市外（加入区域外）通話は、承認を受けた電話番号から西日本電信電話(株)徳島支店に「非常通話」と告げ、その理由を申し出るものとします。

非常通話は、すべての市外（加入区域外）通話に優先して接続されます。非常通話の通話料金は、102番電話の料金と同額です。

第6 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達されます。この場合、指定された西日本電信電話(株)徳島支店に「非常電報」であることを申し出ること。なお電報料金は、無料となります。

第7 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、電力事業を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することが可能なため、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておくものとします。

機	関	名
徳島県警察本部	小松島警察署 福原駐在所	
四国電力(株)	徳島支店	

第8 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信することが可能なため、平常時から最寄りの官公署、会社、アマ

チュア等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとします。

1 非常通信の要件

非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、雪害、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合です。

2 非常通信の依頼手続

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙にカタカナで書きます。
- (2) 通報は何通でも依頼できますが、1通の通報文は本文200字以内とします。
- (3) あて先は、住所、氏名及び分かれば電話番号をはっきり記載します。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載します。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載します。

3 非常通信の料金

- (1) 西日本電信電話(株)以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) 西日本電信電話(株)の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において西日本電信電話株式会社の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第9 放送の要請

町長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能がマヒしたとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、あらかじめ協議で定めた手続により、放送局に放送を要請することができます。

県においては、日本放送協会徳島放送局及び四国放送(株)並びに(株)エフエム徳島に放送を要請することに関して、知事と日本放送協会徳島放送局長及び四国放送社長並びにエフエム徳島社長との間に「災害時における放送要請に関する協定」を結んであり、町においてはこの協定を準用して放送を要請することが可能なので、これに関する取扱いの円滑な実施を図るため、平常時から関係放送局と十分協議しておくものとします。

第10 アマチュア無線

災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合は、本部の情報連絡体制を補完するため、アマチュア無線局に協力を要請します。

第11 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡を行うものとします。なお、道路の不通が予想されるので、あらかじめ連絡内容等を具体的に定め、要員を確保しておくものとします。

第4節 災害情報収集・伝達計画

町は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するた

めに必要な情報及び被害状況等を収集し、速やかに関係機関に伝達を行います。

第1 実施責任者

実施責任者は、町本部長（町長）とします。

第2 情報の収集・伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する包括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとします。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとします。

第3 収集、伝達すべき内容等

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりですが、人的被害、避難措置等住民の生命、身体
の保護に関連あるものを優先するものとします。

- 1 緊急要請事項
- 2 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
- 3 被害状況
- 4 災害応急対策実施状況
- 5 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
- 6 水道、電気等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- 7 避難状況
- 8 医療救護活動状況
- 9 住民の動静
- 10 その他応急対策の実施に際し必要な事項

第4 情報の収集方法

情報の収集に当たっては、広報車、防災行政無線等を活用するほか、職員及び消防団員を被災地区等に派遣することにより、また、各地区長、住民組織等の協力を得て、迅速かつ的確に災害状況等を把握するよう努めます。

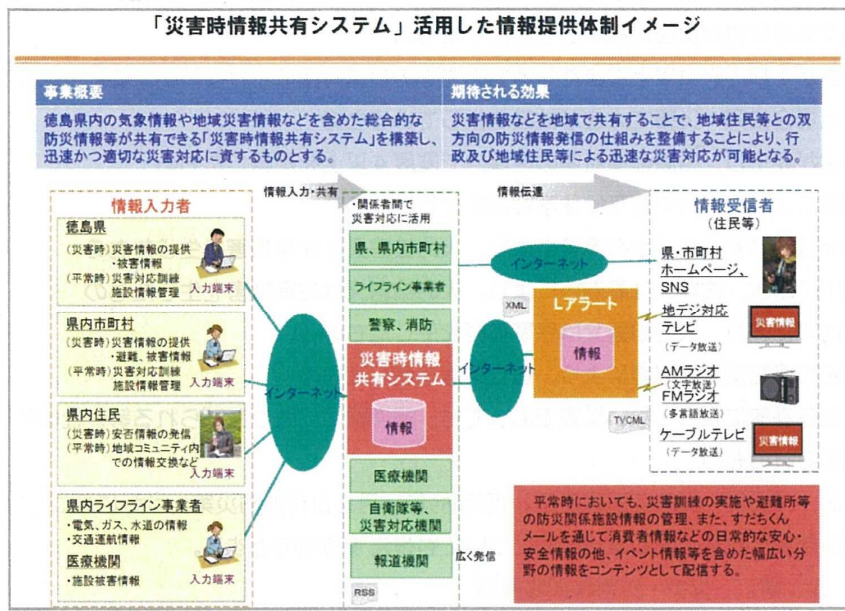
なお、被害状況を早期に把握するため、119番通報の殺到状況の確認、活用に努めます。

また、広報資料の収集には、以下について努めるものとします。

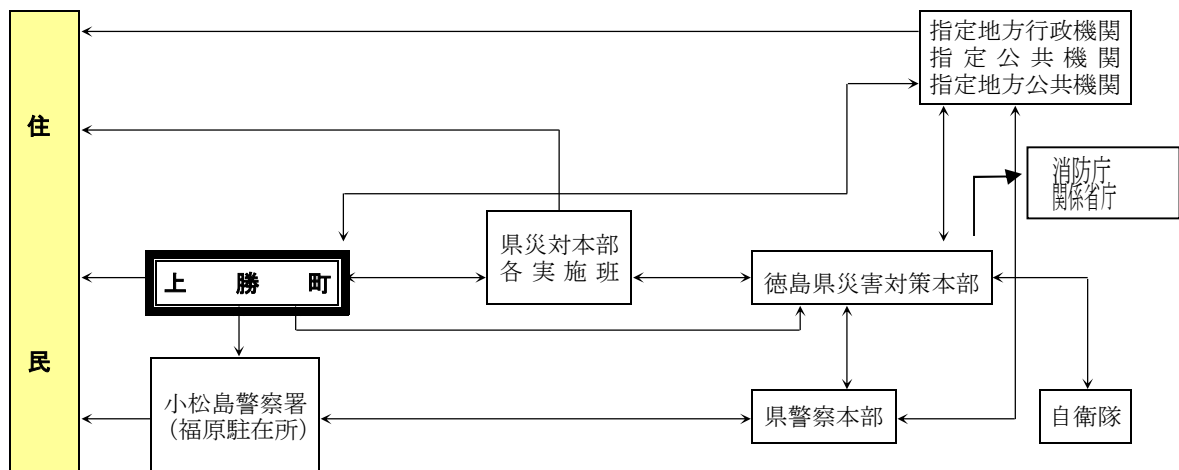
- 1 現地に派遣された者は災害現場写真を撮影すること。
- 2 本部各部は災害現場写真を収集すること。

第5 情報の収集、伝達系統

県及び町の情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。町は、おおむね次の系統により相互に情報の収集、伝達を行うものとします。



■情報の一般的収集、伝達系統図



第6 被害状況等の報告

災対法第53条の規定に基づき、町長は主に次のような災害が生じた場合には速やかに知事に被害状況等の報告を行うものとし、なお、報告に当たっては別記「災害報告記入要領」により行うものとし、

1 報告の基準

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 町災害対策本部を設置した災害
- (3) 災害による被害が軽微であっても、(1)、(2)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (4) 地震が発生し、町の区域内で震度4以上を記録したもの
- (5) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- (6) 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (7) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (8) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- (9) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

2 調査方法

- (1) 被害状況の調査は、町が関係機関、公共的団体及び各地区長等の協力を得て実施します。

被害等の区分	担当対策部	調査事項	協力機関等
被害の総括	総務部	総合被害	消防団 消防団長 施設の長
人的被害	住民部	死亡者・負傷者数の把握	警察署
町有財産被害	総務部	町有財産被害の総括	各施設管理者
商工業関係被害	産業部	商工業の被害状況	商工会 JA東とくしま
医療施設被害	診療所部	医療施設の被害状況	診療所長
社会福祉施設被害	住民部	児童・社会福祉施設の被害状況	各施設管理者
し尿処理施設被害	住民部	し尿処理施設の被害状況	
ごみ処理施設被害	企画環境部	ごみ処理施設の被害状況	
住家等一般被害	救助部	住家等一般被害状況	区長
土木施設被害	建設部	土木被害状況	区長
農林業関係被害	産業部、建設部	農作物、農地、林業被害状況 農林業施設等の被害状況	農業委員会 JA東とくしま 土地改良区
水道関係被害	建設部	水道施設被害状況	簡易水道組合長、区長
教育関係被害	教育部	学校・教育施設被害状況	各施設の長

- (2) 被害状況調査の集約

各部で行った被害状況の調査結果は、総務部に集約します。

総務部長は、集約した結果を町本部長に報告するものとします。

- (3) 被害が甚大等により、町において調査が不可能なときは、県に応援を求めて実施することとします。

3 被害報告の種類

被害状況の報告は、次のとおりとします。

- (1) 災害速報

災害が発生したとき直ちに行うこととします。

- (2) 中間報告

発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行うこととします。

(3) 確定報告

応急措置が完了し、その被害が確定したときに行うこととします。

4 報告の方法

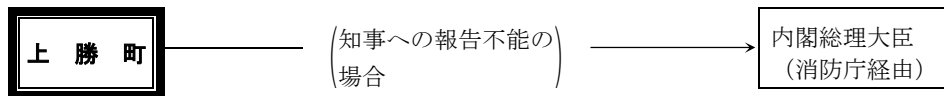
- (1) 原則として、災害時情報共有システムの入力による（ただし、システム障害等によりできない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。）
- (2) 災害速報及び中間報告は、原則として「火災・災害等即報要領」の別紙様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムにより速やかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとし、
- (3) 確定報告は、必ず同別紙様式により文書で報告するものとし、

5 被害報告責任者

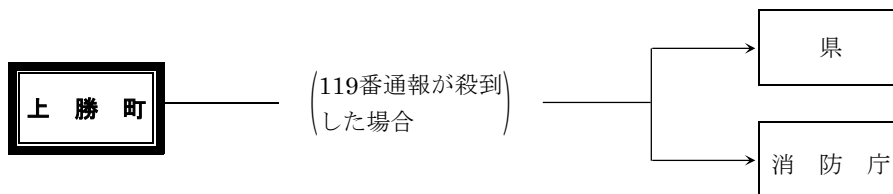
- (1) 被害報告責任者は、町本部長（町長）とします。
- (2) 各部長は、本町内に災害が発生したときは、速やかに災害による被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を総務部長に報告することとします。総務部長は、被害状況等を取りまとめ町本部長に報告し、町本部長は、別紙様式により知事に報告することとします。
- (3) 町長は必要に応じ被害状況及び応急対策等を町防災会議構成機関に通報するものとし、

6 消防庁への報告

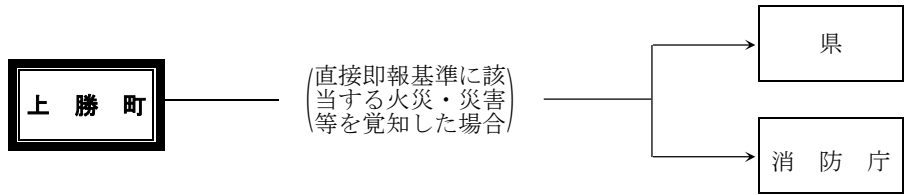
- (1) 町長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に対し直接報告をするものとし、報告後速やかにその内容について知事に対し連絡するものとします。



- (2) 災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとし、



- (3) 「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとし、



7 連絡窓口

消防庁	
平日 (9:30~18:15)	応急対策室 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
	衛星系 TEL 7-90-048-500-90-49013 FAX 7-90-048-500-90-49033
上記以外	宿直室 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
	衛星系 TEL *90-048-500-90-49102 FAX 8099**90-048-500-90-49033
徳島県危機管理環境部	
とくしまゼロ作戦課	TEL 088-621-2716 FAX 088-621-2987
県ネットワーク無線	TEL *-9500 FAX 8699**9366

県報告時の留意点

町長は、県が組織する活動体制に留意して、次表に従って報告することとします。

発信者	報告する内容		受領者
町長	県が災害対策本部を設置しない場合	県出先機関の所管に属しない町の被害の災害発生報告、災害確定報告（以下「災害報告」という。）	知事 (関係各課長)
		県出先機関の所管に係る町の災害報告	各県出先機関の長
	県が災害対策本部を設置した場合	県実施班の所管に属しない町の災害報告	本部長 (知事)
		県実施班の所管に係る町の災害報告	各県実施班長
	県が災害対策支部を設置した場合	すべての災害報告	県災害対策支部長
県現地災害対策本部を設置した場合	すべての災害報告	県現地災害対策本部長	

別記

災 害 報 告 記 入 要 領

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
- (2) 「災害関連死者」とは、当該災害により負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたものとする。
- (3) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
- (4) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (5) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。（なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。）
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物

とする。

- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失・埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失・埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
- (6) 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運用する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県		災害確定報告		区分		被害	
災害名 確定年月日		月 日 時確定		田	流失・埋没	ha	
					冠水	ha	
報告者名			畑	流失・埋没	ha		
				冠水	ha		
区的被害	区分		学 校	箇所			
	被害			病 院	箇所		
被害者	死者	人	道 路	箇所			
	うち 災害関連死者	人	橋りょう	箇所			
	行方不明者	人	河 川	箇所			
負傷者	重傷	人	港 湾	箇所			
	軽傷	人	砂 防	箇所			
住家被害	全壊		の	清掃施設	箇所		
	棟世帯 人			崖くずれ	箇所		
半壊	棟世帯 人			鉄道不通	箇所		
	棟世帯 人			被害船舶	隻		
一部破損	棟世帯 人			水道	戸		
	棟世帯 人			電話	回線		
床上浸水	棟世帯 人			電気	戸		
	棟世帯 人			ガス	戸		
床下浸水	棟世帯 人			ブロック塀等	箇所		
	棟世帯 人						
非住家	公共建物	棟	り	災世帯数	世帯		
	その他	棟	り	災者数	人		
			火災発生	建物	件		
				危険物	件		
				その他	件		

区分	被害	都道府県本部	名称	設置	月 日 時
公立文教施設	千円	災害設置対策市町村本部名	計	団体	
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円	災害設置対策市町村本部名	計	団体	
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体	災害適用市町村助名	計	団体	
農産被害	千円				
林産被害	千円	消防職員出動延人数	人		
畜産被害	千円				
水産被害	千円	消防団員出動延人数	人		
商工被害	千円				
その他	千円	備 考			
被害総額	千円	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）			

第5節 災害広報計画

災害時において、被害状況、その他災害情報を適切かつ迅速に周知し、一般住民及び関係機関に迅速かつ正確な広報を実施することにより、被災地域住民の的確な行動を促し、人心の安定と社会秩序の維持を図ります。特に高齢者、障がい者等避難行動要支援者、女性に配慮した広報を行うよう努めるものとします。

第1 実施責任者

実施責任者は、町本部長（町長）とする。

第2 情報の収集

総務部は、本章第4節「災害情報収集・伝達計画」に定めるところにより、各部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対し広報活動を行うものとします。

対 象 機 関	広 報 手 段
報 道 機 関	口頭、文書、FAX、電話
各 関 係 機 関	電話、FAX、町防災行政無線、連絡員
一 般 住 民、被 災 者	電話、町防災行政無線、広報誌、口頭
庁 内 各 課	庁内放送、庁内電話
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）

第3 広報の手段

1 防災行政無線、広報誌等による広報

防災行政無線、広報誌及び電話等を通じて迅速に広報するとともに、被害の大要、応急対策の実施状況等については、広報誌やチラシの配布、掲示板への掲示、町ホームページ等を通じて周知するものとします。

なお、広報の実施に当たっては、ひとり暮らし高齢者等の避難行動要支援者に特に配慮し、状況によっては、民生委員等の協力を得るなど正確な情報の提供に努めるものとします。

2 職員による広報

特に必要と認められる地域に対しては、職員を派遣しハンドマイク、掲示板等への掲示、広報ニュース発行等により広報を行うものとします。

第4 広報資料の収集

通常は、本章第4節「災害情報収集・伝達計画」によりますが、企画環境部は、災害の状況に応じて取材担当班を編成し、取材等を行うものとします。また、災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを収集することとします。

第5 広報事項

防災機関及び住民に対して実施する広報活動は、おおむね次の事項を重点とします。

- 1 災害時における住民の注意事項
- 2 災害に係る情報及び被害の状況の周知
- 3 町等が実施しつつある災害対策の概要
- 4 避難時の災害に適した指定緊急避難場所の選択、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等の避難方法についての周知
- 5 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難先の指示及び避難所での心得
- 6 指定避難場所の開設状況や混雑状況
- 7 災害復旧の見通し
- 8 電気、ガス、水道供給の状況
- 9 その他必要事項

第6 報道機関への情報発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ、迅速に伝達できるため、総務部は、被害状況、災害応急対策の実施状況、住民及び被災者に対する注意事項等の広報資料を取りまとめ、報道機関に対して発表するものとします。

報道機関への発表責任者は、総務部長とします。総務部長は、事態の軽重、緊急性等を検討したうえで報道機関へ発表するものとします。

第7 広聴活動

町は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせや要望に対応する相談窓口の設置を図ります。災害時の臨時相談は、総務部が行うこととし、また、住民からの要望事項は、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努めるものとします。

なお、相談窓口を開設した場合には、速やかに防災行政無線、広報車、町ホームページ等により住民へ周知することとします。

第8 放送の要請

町長は、緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能がマヒしたとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、県と報道機関が締結した「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きにより、放送局に放送を要請するものとします。放送要請は、原則として県を通じて行うものとします。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図るものとします。

第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ、事態が止むを得ない場合で、おおむね次のとおりです。

範 囲	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、船艇、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
行方不明者、傷病者等の捜索救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のうの作製、積み込み及び運搬
道路、水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）
応急医療・救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤等は、県又は市町村が準備）
人員物資の輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯及び給水等の支援	被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
消火活動	火災に対して、消防機関に協力しての空中及び地上消火活動
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年は総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与
その他	必要により、自衛隊の能力で対処可能な事項（通信支援、宿泊支援等）

第2 災害派遣要請要領

1 派遣要請

- (1) 町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し、次の内容を記載した文書により自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとします。ただし、事態が急迫し、文書で依頼するいとまのないときは、電信・電話等で依頼し、事後所定の手続をとるものとします。

〈記載事項〉

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

- (2) 町長は、災害に際して特に緊急を要し、通信途絶等により前記(1)に掲げる依頼を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通知するものとします。

なお、町長は、連絡がつき次第、速やかにその旨を知事に通知するものとします。

2 自衛隊の自主派遣

大規模な地震等が発生し、通信の途絶等により、町、県、自衛隊間の連絡が不可能である場合、人命救助等の災害応急対策につき、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請がなくても独自の判断で部隊等を派遣することができます。

3 要請窓口

(1) 県

担 当 課	所 在 地	電 話 番 号
危機管理環境部	徳島市万代町1-1	TEL 088-621-2716 (防災) TEL 088-621-2057 (夜・休日) 県ネットワーク無線電話 TEL *-9500

(2) 陸上自衛隊第14旅団

担 当 科	所 在 地	電 話 番 号
第15普通科連隊	香川県善通寺市南町2-1-1	第3部 TEL 0877-62-2311 (内線2235、2236、2237) 防災無線 TEL *-90-037-200-466-502

(3) 陸上自衛隊第14施設隊

担 当 科	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊 第14施設隊	阿南市那賀川町小延413-1	隊本部 TEL 0884-42-0991 (内線230) 防災無線 TEL 425**1

(4) 海上自衛隊徳島教育航空群司令

担 当 科	所 在 地	電 話 番 号
司 令 部	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	司令部 TEL 088-699-5111 (内線3213) 防災無線 TEL 355 (当直室)

(5) 海上自衛隊第24航空隊司令

担 当 科	所 在 地	電 話 番 号
幕 僚 室	小松島市和田島町字洲端4-3	幕僚室 TEL 0885-37-2111 (内線213) 防災無線 TEL 397**1 (当直室)

第3 災害派遣部隊の受入れ体制の整備

1 連絡担当窓口の設置

知事及び町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、総務部に連絡窓口を設け、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行うものとします。

2 作業分担計画の作成

町は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとします。

3 資材の準備

町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を準備するものとします。

4 宿泊施設等の準備

町は、災害派遣部隊等が宿泊施設及び野営施設を必要とする場合、公共施設等を整備し、対処するものとします。

5 情報の交換

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、県及び派遣部隊と相互に情報の交換を行うものとします。

第4 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害救助活動の必要がなくなった場合、町長及び派遣部隊の長と協議の上、撤収要請をするものとします。

第5 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとします。

第6 災害対策用ヘリポートの設置

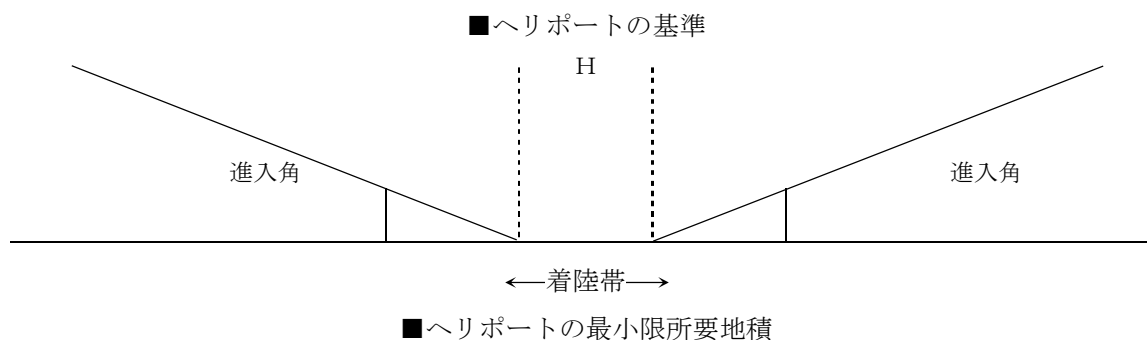
1 本町の災害対策用ヘリポート

町は、次の「2 選定要領」に基づき、以下の災害対策用ヘリポートの離着陸場を定めています。町長は、あらかじめその場所を県に通知しておくものとします。

上勝町彩公園

2 選定要領

- (1) 地表面は平坦でよく整理されていること。
- (2) 回転翼の回転によって、努めて砂塵等があがらない場所であること。
- (3) 所要の地積があること。



機 種	着陸帯 (直径)	進入角	摘 要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から50m以内に10m以上の障害物がないこと。
中型 "	50m	8°	ヘリポートの外縁から70m以内に10m以上の障害物がないこと。

大型	〃	100m	6°	ヘリポートの外縁から100m以内に10m以上の障害物がないこと。
----	---	------	----	----------------------------------

3 ヘリポート設置上の留意点

(1) ヘリポートの標示をすること。

- ア 上空から確認できる風向標示の旗を立てること。
- イ 着陸地点に石灰、白布等でⓂの記号を標示すること。

(2) 危険防止に留意すること。

- ア 離着陸時は、風圧等による危険防止のため子供等を接近させないこと。
- イ 着陸地点附近に物品等異物を放置しないこと。
- ウ 現地に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

(3) 生存者の使用する対空目視信号は、次によること。

- ア 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。

※ 生存者が通常利用できる方法には、細い布、落下傘の材料、木片、石又はそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、又は油で汚すことによって地上に標識をつけたりするものがあること。

- イ 記号は、25メートル以上とすること。

- ウ 他の記号との混合を避けるために、次表に掲げるとおり正確に記号を作るように注意すること。

- エ 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。

- オ 無線機、火煙、反射光のようなその他の方法により注意を引くためにあらゆる努力をすること。

番 号	通 報 内 容	記 号
1	医師を要する 重傷	
2	医療品を要する	
3	前進不能	X
4	食料及び水を要す	F
5	電池付の信号灯及び無線機を要す	
6	前進すべき方向を示す	K

番 号	通 報 内 容	記 号
7	この方向に前進中	↑
8	航空機大破	□
9	ここに着陸することは安全と思われる	△
10	燃料及び潤滑油を要す	L _
11	総員異常なし	L L
12	否定	N
13	肯定	Y
14	理解不能	J L
15	技術者を要す	W

(4) 地上捜索隊の使用する対空目視信号の記号

次表に記載した記号が使用される場合には、それらの記号はその図に示される意味を有するものとしなければなりません。

番 号	通 報 内 容	記 号
1	作業完了	LLL
2	我等総員を発見	<u>LL</u>
3	我等一部の人員を発見したに過ぎず	HT
4	我等続行不能、基地に帰還中	XX
5	二隊に分れ、それぞれ矢印の方向に前進中	↔

番 号	通 報 内 容	記 号
6	この方向に航空機ありとの情報を受信	→ →
7	何物も発見せず、搜索を続行す	N N

第7節 災害救助法の適用計画

災害に際して、町長が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については、災害救助法の適用を受け、国の機関として徳島県知事が行う救助のうち町長に委任された事項については、町長がこれを実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとします。

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施し、町長がこれを補助するものとします。

ただし、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について、町本部長（町長）が実施責任者となって応急救助活動を実施するものとします。

第2 災害救助法の適用条件・基準

災害救助法による救助は、町の区域単位にその区域を指定して行うこととし、同一原因の災害により被害の程度が次のいずれかに該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに適用するものとし、おおむね次のとおりとします。

1 災害が発生した段階での災害救助法の適用（法第2条第1項）

- (1) 町の区域内の被害世帯数が、30世帯以上に達したとき。
- (2) 住家滅失世帯が県の一部にわたる相当広範囲な地域に発生した場合で、県下の住家滅失世帯数が1,000世帯以上であって、本町の住家滅失世帯数が15世帯以上に達したとき。
- (3) 被害が県下全般にわたる極めて大きな災害で、本町の住家滅失世帯が前記1及び2の基準には達しないが、県下の住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、町の区域内の被害世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 災害が発生するおそれ段階での災害救助法の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法の規定する「特定災害対策本部」、
「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたとき、
当該所管区域の市町村の区域内において、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を
必要とする者がいるとき。

第3 災害救助法の適用手続

- 1 町長は、本町における災害による被害の程度が、前記「第2 災害救助法の適用条件・基準1 災害が発生した段階の救助法の適用（法第2条第1項）」の各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には、直ちにその状況を知事に情報提供するとともに、災害救助法の適用について協議するものとします。
- 2 町長は、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければなりません。

第4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

徳島県地域防災計画資料編の「災害救助基準」のとおりですが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において知事を通じ、内閣総理大臣と協議する。

第8節 水防計画

洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図ることとします。その内容及び実施については、水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定及び徳島県水防計画によるものとします。

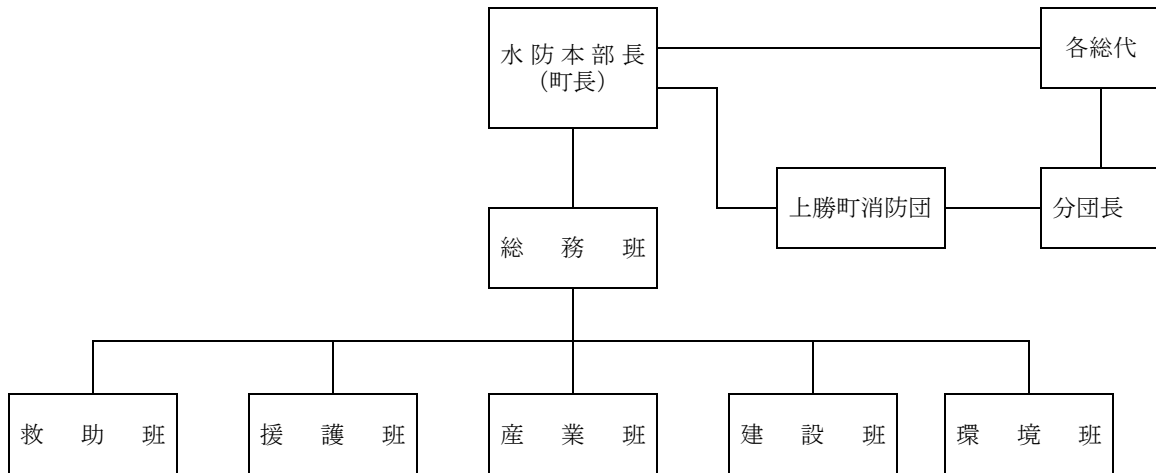
第1 水防責任

- 1 水防管理団体の責務
町においては、水防法（昭和24年法律第193号）第3条に基づき、水防管理団体としてその区域内の水防を十分に果たすべき責任を有するため、消防機関が水防にあたるものとします。
- 2 一般住民の義務
水防法第24条に基づき、常に気象状況、出水状況に注意し水害が予想される場合は、進んで水防に協力しなければなりません。

第2 水防組織

- 1 町に水防本部を置き事態を処理します。また、事務局は総務課に設置します。
- 2 水防本部を設置する時期は、徳島地方気象台から水防に関する予報又は警報が発せられたとき、又は町長が水防本部を設置する必要があると認めたときとします。
- 3 水防組織
 - (1) 水防業務を処理する水防の機関は、消防団をもってあてます。
 - (2) 本町の水防本部の組織は、次のとおりです。

■水防本部の組織



4 任務分担

水防本部は、災害対策本部が設置されたときは同本部に統轄されるものとし、任務分担についても、本章第1節「活動体制計画」の災害対策本部の組織、分掌事務に準ずるものとします。

第3 監視、警戒

1 監視、警戒

町長は、徳島県東部県土整備局から気象状況の通知を受けたとき、又は必要があると認めるときは、出水前に必ず巡視員を堤防の巡視にあたらせるものとします。この巡視は建設班の職員をもってあてることとします。

- (1) 巡視の結果、水防上危険と認められる箇所、交通不能となる場合は、速やかに住民に周知するとともに、徳島県東部県土整備局、警察署等関係者に通報するものとします。
- (2) 水位がはん濫注意水位に達したと認めた場合は、速やかに徳島県東部県土整備局、警察署等関係者に通報しはん濫注意水位が下がったときも同様とします。

2 決潰等の通報

ダム放流による急激な水位上昇や、堤防その他の施設が決潰した場合、町長は直ちに地区住民に急報するとともに、徳島県東部県土整備局、警察署、氾濫する方向の市町に通報するものとします。

3 避難の指示

- (1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合は、町長は必要な区域の居住者に立退きを指示するものとします。
- (2) 避難の指示は警鐘、サイレン、防災行政無線その他の方法により伝達するものとします。
警鐘、サイレンなどの水防信号は、水防法第13条の規定により次のとおり定められており、町役場で行うものとします。

■水防信号

区 分	信 号 の 内 容	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	河川の水量等がはん濫注意水位に達した場合	○休止 ○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒 ○— 休止 ○—
第2信号	水防関係者が直ちに出勤すべき場合	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	5秒 6秒 5秒 ○— 休止 ○—
第3信号	居住者が全員出勤すべき場合	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒 5秒 10秒 ○— 休止 ○—
第4信号	区域の居住者に避難のための立退きを指示する場合	乱打	1分 5秒 1分 ○— 休止 ○—

備考1 信号は適宜の時間継続すること。

- 2 必要あれば警鐘とサイレンの併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去った場合は、防災行政無線、口頭伝達等により周知させること。

第4 器具、資材及び設備の整備等

1 器具、資材及び設備の整備

- (1) 本町における水防資材、資器材の備蓄状況は、第1章第16節「防災施設等整備」に掲載のとおりです。
- (2) 水防資材は腐敗、破損しないよう管理者が保管するものとします。

2 水防資材の要請

町長は、水防活動により資材が不足した場合は、県の管理する水防資材の提供を徳島県東部県土整備局に要請するものとします。

徳島県東部県土整備局	電 話	088-653-8811（昼間） 088-653-8813（夜間）
------------	-----	-----------------------------------

3 輸送の確保

水防資材及び人員の調達、輸送のため使用する車両は、建設班所属の車両をあてるものとします。

第5 水防活動

1 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

町長は、次の事態に至ったときは、直ちに徳島県東部県土整備局を經由し、徳島県県土整備部河川整備課に報告するものとします。

- (1) はん濫注意水位に達したとき。
- (2) 消防団が出動したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）。

2 非常配備

町長が職員を非常配備につかせるための指令を発する基準は、次によるものとし、人員については臨機応変に町長が決定するものとします。また、消防団員についても、これに準じるものとします。

■配備体制

	基 準	基 準 配 備 体 制
(1) 第1 配備体制	大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるとき、又は台風が町域に接近するおそれがあるとき。	総務課長、総務課長補佐 防災・消防担当 建設課長、産業課長
(2) 第2 配備体制	(1) 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。 (2) 台風が町域を通過することが確実とされたとき。 (3) 河川がはん濫注意水位に近づいたとき。	総務課長、総務課長補佐 防災・消防担当 各課等の長
(3) 第3 配備体制	事態が切迫し、危険性が大で、第2 配備体制では処理しかねると認められたとき。（水防本部を設置する。）	水防本部長が必要と認める人員

3 消防団（水防団）が出動するときは、次の基準によります。

(1) 待 機

待機の指令は、水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発せられたとき、又は町長が必要と認めたときとします。

(2) 準 備

河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、消防機関に対し出動準備をさせるものとします。出動準備の要領は、下記によるものとします。

ア 消防団の幹部及び団員は、所属分団の詰所、器具置場等所定の場所に集合するものとします。

イ 水防資器材の整備点検及び作業員の配備計画等を行うものとします。

ウ 巡視のため一部団員を出動させるものとします。

(3) 出 動

河川の水位がはん濫注意水位に達したとき、水防警報（出動）の通報を受けたとき、又は水防管理者（町長）が出動の必要と認めたときは、直ちに消防団をあらかじめ定めた計画に従い警戒配置につかせるものとします。

出動の要領は、下記によるものとします。

第1 次出動

消防団の一部が出動して巡視に当たるとともに、危険箇所の早期水防等を行います。

第2 次出動

消防団の一部が出動、水防活動に入ります。

第3 次出動

消防団の全員が出動して水防活動に入ります。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、町長が危険度に適合するように定めるものとします。

(4) 解除

河川の水位が下降し危険のおそれなくなったとき、消防団員に対し水防活動の終了を通知します。

4 警戒区域の設定

(1) 消防団長又は消防団員（これらの者が不在のときは警察官）は、水防の万全を期するため、緊急に必要な場所について、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止、制限し、又はその区域からの退去を命ずることができます。

(2) (1)の措置を実施する場合、命令を発する者の責任を明確にし、避難場所等の指示に当たっては具体的に誘導者を設ける等の措置を必要とします。事後処理は水防関係機関に通報し処理するものとします。

5 水防記録

町長は、水防活動が終了したときは水防記録を作成します。その様式は、県水防計画に定めるところによるものとします。

6 住民の水防協力

町長又は水防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、町の行政区域内に住む者又は水防の現場にいる者を水防に従事させることができます。

7 公用負担

(1) 水防のため緊急の必要あるときは、水防管理者、水防団長又は河川管理者は、次の権限を行使することができます。（水防法第28条、河川法第22条第1項）

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木、その他資材の使用

ウ 土地、土石、竹木その他の資材の取用

エ 車馬、その他の運搬具又は器具の使用

オ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使するものは、町長又は消防団長（水防団長）にあつてはその身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提示しなければなりません。

公 用 負 担 権 限 証 明 書	
〇〇水防団〇〇部長	
何	某
上記の者に	の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明します。
年 月 日	
〇〇町長	
何	某 印

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければなりません。

(第 号)

公 用 負 担 金			
目的物	種	類	
負担内容	使用、収用、処分等		
	年	月	日
		町 長	何 某 ㊟
		事務取扱者	何 某 ㊟
○	○	殿	

8 避難のための立退

- (1) 水防法第29条の規定により本部長（町長）又はその命を受けた職員は、必要があるときは広報車その他の方法によって区域の居住者に対し立退き又は準備を指示することができます。
- (2) 本部長（町長）は、水防警報解除のあったとき、及び水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったときは水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、徳島県東部県土整備局長にその旨報告するものとします。

第6 優先通行

水防のために出動する自動車等は、知事の定める標識を付して優先通行するものとします。

第7 協力応援

- 1 町内の水防活動は地元消防団を中心に行うものとしませんが、消防団のみでは対処不可能なときは、消防相互応援協定を締結している勝浦町及び佐那河内村へ、消防団の協力応援を要請します。
- 2 町長は、必要があるときは、警察、自衛隊に応援を要請することができます。

第8 惨事ストレス対策

水防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとします。

第9節 避難計画

避難指示等の判断伝達マニュアルを作成し、これに基づき、災害時における危険地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退きの勧告指示等並びに避難所の開設及び避難所への誘導等を実施し、住民の生命、身体の安全を確保するものとします。

第1 実施責任者及び基準

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長 (災対法56条)	要配慮者等へ 避難を求める	災害の発生が高まった場合において、特に避難行動に時間を要する者が、避難をする必要が認められるとき。
避難の指示	町長 (災対法60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災対法60条)		町が災対法第60条の事務を行うことができないとき。
	知事又はその命を受けた県職員 (水防法29条) (地すべり等防止法25条)	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災対法61条) (警察官職務執行法4条)	立退き及び立退き先の指示	(1) 町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 町長から要求があったとき。
		警告及び避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要限度で避難の措置をとることが可能。
自衛官 (災対法63条) (自衛隊法94条)	警告及び避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に対し避難について必要な措置をとることが可能。	
緊急安全確保措置の指示	町長 (災対法60条)	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きをおこなうことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
			町長が災対法第60条の事務を行うことができないとき。
			(1) 町長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 (2) 町長から要求があったとき。

第2 避難指示等の伝達

実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により、避難指示等を行うものとします。

なお、町は、避難のための立ち退きがかえって危険を招くおそれがある場合は、住民に対して屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとします。

■避難の三段階

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	災害発生のおそれがある状況 高齢者等要配慮者、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者、特に高齢者等要配慮者、避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	災害発生のおそれが高い状況	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難
緊急安全確保	災害が発生、または切迫 <ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	指定された避難場所などへ立ち退き避難することがかえって危険な場合は、自宅や近隣の少しでも安全な場所に移動して緊急安全確保の行動をとります。

1 災害一般の避難の指示等

- (1) 町長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者に対し、計画された避難場所への避難を求めるものとします。
- (2) 町長は、災対法に基づき、避難のための立退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、これらについて速やかに知事に報告するものとします。
- (3) 町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを指示することができます。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければなりません。
- (4) 知事は、当該災害による被害が甚大で、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき措置の全部又は一部を代行します。

2 洪水についての避難指示

- (1) 町長は必要に応じて災対法に基づく避難のための立退きの指示をします。
- (2) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、水防法に基づき、立退きを指示することができます。水防管理者が指示する場合においては、小松島警察署長にその旨を通知するものとします。

3 地すべりにおいての避難指示

- (1) 町長は、必要に応じて災対法に基づく避難のために立退きの指示をします(地すべりについては屋内退避による安全確保は行わない)。
- (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、地すべり等防止法に基づき、必要と認める区域内の居住者に対し、立退きを指示することができます。この場合、小松島警察署長にその旨を通知するものとします。

4 土砂災害警戒情報の活用

町長は、「土砂災害警戒情報の発表」を避難指示の発令の判断基準とするものとします。

5 急傾斜地崩壊危険区域の避難指示

町長は急傾斜地の崩壊危険が切迫していると認められるときは、災対法に基づき避難のための立退きの指示をするものとします。この場合、小松島警察署長に協力要請等のため、その旨を通知するものとします。

6 避難指示の内容

町長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとします。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他必要な事項

第3 警戒区域の設定等

1 警戒区域の設定

- (1) 町長は、災害の発生により住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずるものとします。
- (2) 町長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は、町長の職権を代行することができます。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければなりません。
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、町長の職権を代行することができます。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければなりません。

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとします。

第4 避難者の誘導

1 誘導方法及び避難順位

住民の避難誘導は、警察等関係機関と協力して実施するものとしませんが、誘導に当たっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等の要配慮者を優先的に、できる限り集団で行うものとします。

ひとり暮らし高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対しては、地域住民等の協力により安全に避難を行うものとします。

2 避難行動要支援者への配慮

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとします。

3 住民への周知徹底

町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとします。

第5 避難所の開設

1 町長は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その災害の態様に応じ、安全かつ適切な避難所を選定し開設するとともに、管理要員として職員を派遣するものとします。この場合、避難所が県の管理する施設であるときは、県に開設の協力を要請するものとします。

また、町長は、避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知するものとします。

2 町は、指定緊急避難場所に避難してきたホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。また、町は地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとします。

第6 本町の避難所及び収容方法

町は、あらかじめ土砂災害危険箇所等の立地条件などを踏まえ、避難所となる施設の管理者の同意を得た上で、避難所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとします。

1 本町の避難所

災害時の避難をより適切、有効なものにするため避難場所の選定については、災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされますがその選定基準は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 洪水の場合は、低地、川沿等を避けた高地
- (2) 土砂災害の場合は土砂災害のおそれのある危険地の区域外に存在する場所
- (3) 大火災を防除できる面積等を備えた場所

本町の指定緊急避難場所及び指定避難所は、次のとおりです。

※指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から

逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定するものです（災対法第49条の4）。

※指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定するものです（災対法第49条の7）。

■指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

番号	施設名	指定緊急避難場所									指定避難所	
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	内水氾濫	大規模な火事	高潮	津波	火山現象	収容人員		収容人数
1	高鉾公民館	○	○	○	○	○	—	—	—	150	○	150
2	傍示定住センター（体育館）	○	—	○	○	○	—	—	—	150	○	150
3	上勝町福原多目的集会所	○	○	○	○	○	—	—	—	100	○	100
4	コミュニティセンター	○	—	○	○	○	—	—	—	200	○	200
5	上勝町基幹集落センター	○	○	○	○	○	—	—	—	100	○	100
6	老人福祉センター	○	○	○	○	○	—	—	—	100	○	100
7	上勝小学校体育館	—	—	—	—	—	—	—	—	300	○	300
8	上勝中学校体育館	—	—	—	—	—	—	—	—	150	○	150
9	上勝中学校	—	—	—	—	—	—	—	—	100	○	100
小 計		6	4	6	6	6	0	0	0	1,350	15	1,350
■指定なし緊急避難場所及び指定なし避難所一覧												
10	福川集会所	○	○	○	○	○	—	—	—	100	○	100
	—											
11	野尻集会所	—	—	—	—	—	—	—	—	50	○	50
12	自然教育センターあさひ	—	—	—	—	—	—	—	—	100	○	100
13	旭へきち集会所	—	—	—	—	—	—	—	—	100	○	100
14	千年の森ふれあい館	—	—	—	—	—	—	—	—	50	○	50
15	月ヶ谷交流センター	—	—	—	—	—	—	—	—	200	○	200
合 計		7	5	7	7	7	0	0	0	1,950	15	1,950

2 収容方法

- (1) 収容場所は、指定緊急避難場所、指定避難所とします。これら指定緊急避難場所、指定避難所が使用不可能なときは野外に仮設物等を仮設し、又はテントを設置するものとします。
- (2) 災害の状況により、指定緊急避難場所、指定避難所が使用できないときは、町長は、知事又は隣接町村長と協議して所要の措置を講ずるものとします。

第7 避難所の運営

1 避難所の運営・管理

- (1) 避難所の運営は、関係機関の協力のもと、町が適切に行うものとしします。この際、スフィア・スタアンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、地域住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めます。
- (2) 「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成のうえ、訓練等を通じて避難所の管理運営のために必要な知識等の普及啓発に努めます。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難場所を運営できるように配慮するよう努めます。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとしします。
- (3) それぞれの避難所で受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者（車中泊等の避難所以外で生活する避難者を含む）の状況を早期に把握するよう努めるものとする。
- (4) 町は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、段ボールベッド、パーティション等の活用状況等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとしします。
- (5) 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとしします。

特に、女性用トイレの快適な環境、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとしします。

なお、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとしします。

- (6) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜とわず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全性に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体、徳島被害者支援センターとの連携の下、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (7) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本としします。また、町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努めるものとしします。

2 要配慮者への配慮

町は、避難所での高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとしします。

また、各避難所において要配慮者専用のスペースの確保に努めるほか、要配慮者専用の施設や備品等を検討し、備蓄や入手ルートの確保を図る等、対策を講じるものとします。

県及び町は、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに、避難行動要支援者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとします。

3 避難所における感染症対策

- (1) 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとします。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所の開設に努めます。
- (2) 発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の必要性の検討又は確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等の活用について検討します。
- (3) テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるものとします。
- (4) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとします。

第8 特設公衆電話の利用

特設公衆電話は、災害時等において通信手段の確保のために被災者等が無料で使用することができます。特設公衆電話（事前設置）はN T Tが市町村等の要請に基づき避難所等に事前に回線を構築し、避難所等が開設された際には施設管理者により電話機が設置され利用可能となります。町に設置されている特設公衆電話は次のとおりです。

■町の特設公衆電話（事前設置）一覧

施設名	利用場所	設置台数
上勝町基幹集落センター	玄関ホール	1
高鉾公民館	玄関ホール	1
上勝町コミュニティセンター	広間	1
上勝町福原多目的集会所	玄関ホール	1
傍示定住センター	玄関ホール	1

第9 広域避難

1 広域避難の要請

県及び町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合又は災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域的避難が必要であると判断した場合は、次のとおり対応します。

(1) 町は、避難所不足が生じた場合は、「徳島県広域避難ガイドライン」に定めるブロック制及びマッチングに基づき、大規模災害発生当初から円滑かつ迅速に広域避難を実施するものとします。

(2) 町は、事前に想定していた各ブロック内での広域避難が実施できない場合等は、予備枠となっているブロックへの広域避難を実施するため、県へ応援要請します。

なお、県は町からの要請に基づき、被災の状況によって避難先市町村となりうるブロックとのマッチングの再調整を実施するものとします。

(3) 町は、県外への広域避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて国、関西広域連合又は他の都道府県に県を通じて広域避難に関する支援を要請します。

また、災害の発生により県及び町がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、国が代わって施行します。

(4) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとします。

第10 避難の周知徹底

1 避難場所等の周知

町長は、避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、経路、避難の心得及び次の事項をあらかじめ住民に周知徹底させておくものとします。また、道路の幅員も十分ではない本町の道路状況に鑑み、災害時における緊急車両の通行の確保を図るため、避難に当たっては、自家用車の使用は極力避けるよう、広報に努めるものとします。

(1) 火気等の危険物の始末を完全にすること。

(2) 家屋の補強（雨戸、門などの完備）を行い、家財は高い場所に移動させること。

(3) 食料、水筒、タオル、ティッシュペーパー、最小限の着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、印鑑等を携行すること。

なお、携行する物品等はあらかじめ非常用の標示をした袋（リュック等）に入れておくこと。

(4) 服装はできるだけ軽装としますが、素足は避け必ず帽子、頭巾等を着し、季節によって、雨合羽又は外とう等防雨、防寒用具を携行すること。

2 避難路の検討

災害時における安全な避難は、避難所の整備と避難路の適切な設定にあります。本町の道路は必ずしも十分な幅員を持っておらず、災害時における道路閉塞の可能性は高いです。したがって町では、より適切な避難路の検討が必要となり、さらに複数ルートの避難路の設定に努めるものとします。

3 避難指示等の周知徹底等

避難実施責任者が、避難指示等をする場合は、その内容につき、防災行政無線、広報車、町ホームページ、サイレンによる信号等により、地域住民に対し速やかに周知徹底を図るものとします。

なお、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織や、民生委員等の福祉関係者等との連携の

下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努めるものとします。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生のおそれがある場合、「自らを守るのは自らである」との原則により、自主防災組織など地域住民は、避難指示等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努めるものとします。

4 避難終了後の確認

- (1) 避難の指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとします。
- (2) 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとります。

第11 知事に対する報告

町長は、自ら避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したとき、及び警察官から避難のための立退きの指示について通知を受けたときは、速やかに知事に対し次の事項を報告するものとします。

- 1 指示・緊急安全確保措置又は立退き先の指示の区分
- 2 避難指示をした日時及び対象区域
- 3 対象世帯数及び人員

第12 避難所以外避難者の支援対策

避難者の様々な事情や目的、その意思に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する場合があることから、車中泊避難者及び指定避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所等への避難者（以下、「避難所外避難者」という。）に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、避難所等への移動など必要な支援を行うため、避難所以外避難者に対し、最寄りの公的避難所に現況報告を行うよう周知するものとします。

1 避難所以外避難者の状況調査

町は、避難所以外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとします。

県は、町が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、町からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

避難所外避難者の状況は、発災後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

2 要配慮者に対する配慮

町は、指定避難所以外に避難した要配慮者をできるだけ早く、指定避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関に移送する。

3 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等に対する配慮

町は、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよ

う努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供をするものとします。

4 車中泊避難者に対する配慮

災害時の「車中泊避難」は、エコノミークラス症候群や熱中症、一酸化炭素中毒等健康面から留意すべき点が多いことから、徳島県作成の「災害時の「車中泊」対応ガイドライン」（令和4年4月1日）により対応するものとします。

車中泊避難場所については、指定避難所駐車場とします。

5 支援の実施

町は、新たな避難先の提供（避難施設、テントなど）や食料・物資の供給、避難者の健康管理、健康指導を実施する。特に、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている方に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的な情報提供に努める。

県は、町に対する支援（物資提供等）を実施する。

第13 災害救助法に基づく措置

1 避難所の開設

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事（権限を委任された場合は町長）が行います。

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、公会堂、公民館、神社、仏閣、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に収容し保護します。

2 収容対象者

災害により現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者

3 被災者に対する通知

町長は避難所を開設したときは、被災者に周知し、収容すべき者を誘導し保護するものとします。

4 知事に対する報告

町長は避難所を開設したときは、直ちに知事に対し次の事項を報告するものとします。

(1) 避難所開設の日時及び場所

(2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込

5 開設期間

原則として災害発生の日から7日以内とする。（ただし、内閣総理大臣との協議により期間延長あり）

6 避難所開設ための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、次の金額の範囲内で支出するものとします。

ただし、高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を

収容する福祉（専用）避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができます。

設置方法別		避 難 所 設 置 費	備 考
季別			
夏 季	4月～9月	「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。	避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする。
冬 季	10月～3月	別に定める額を加算する。	

第10節 救助計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等に対する捜索又は救助の実施は、次に定めるところによるものとします。

第1 実施責任者

被災者の救助及び捜索等は、原則として町長が行います。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請します。また、災害救助法が適用されたときは、知事が行いますが、知事から権限を委任されたときは知事の補助機関として町長が行うものとします。

第2 救助の方法

救出は災害の条件によって異なりますが、関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出作業を行います。

- 1 被災者の救助及び捜索等は、消防団を主体とした救出班が小松島警察署とともに実施するものとします。
- 2 被災地域が広域にわたる場合は、事業所などの協力を求めるほか、一般住民の協力を求めます。
- 3 救出した負傷者は、応急措置をした後、医療機関に収容します。
- 4 救出・救護活動は、本章第12節「医療及び助産計画」に準じて実施するものとします。

第3 応援要請

町のみでは救助及び救出が不可能なとき、又は被災者が流出等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、県及び近隣市町村に応援の要請を行います。

その場合においては、次の事項を明示して行うものとします。

- 1 被災者が埋没又は漂着していると思われる場所
- 2 被災者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持ち物等
- 3 応援を求めたい人数又は舟艇、機材器具等
- 4 その他必要と思われる事項

また、町において、被災その他の事情により、救助及び救出ができない場合は県を通じて自衛隊の派遣要請を行います。

第4 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される救出の基準は、次のとおりです。

1 救出の対象者

- (1) 災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者

2 救出期間

災害発生の日から3日以内（ただし、内閣総理大臣との協議により期間延長あり）

3 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とします。

第5 惨事ストレス対策

町は、救助・救急活動を実施する消防団員等の惨事ストレス対策の実施に努めます。

第6 安否不明者等の氏名等の公表

安否不明者等については、全国的な公表基準が策定されるまでの間は、県において公表方針を策定し、迅速な搜索活動等に資するよう、その氏名等について情報の正確性に配慮して公表するものとする。なお、県は関係市町村に公表する内容を事前に連絡するものとする。

第1 1 節 消防防災ヘリコプターの出動要請計画

町は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、災害応急対策の充実強化を図ります。

第1 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの性能、機能、機動性等を活かし、災害時等において、主に次のような活動を行います。

- 1 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療機材等の搬送）
- 2 救助活動（孤立者等の搜索・救助）
- 3 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送）
- 4 火災防御活動（被害状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、火災等の消火）
- 5 その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

第2 消防防災ヘリコプターの出動要請

町長は、災害の状況により消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要と判断した場合には、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定め

により要請を行います。

■消防防災ヘリコプターの出動要請連絡先

1	勤務時間内の連絡先	徳島県消防防災航空隊事務所	電 話	088-683-4119
			F A X	088-683-4121
2	勤務時間外（17：15～8：30）における連絡先	徳島県庁衛視室	電 話	088-621-2057

第3 飛行場外離着陸場の確保

町は県と連携しながら、災害時において県消防防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるよう、活動の現場での拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努めるものとする。

第12節 医療救護計画

災害のため、町の地域の医療機能がなくなり、又は著しく不足若しくは医療機構が混乱した場合には、関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に医療助産活動を実施します。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は町長が行うものとし、上勝町診療所及び隣接の医療機関の協力により応急医療を実施します。ただし、町で対処できないときは、隣接町村、県又はその他の医療機関の応援を要請し実施します。また、災害救助法が適用されたときは、知事が行いますが、知事から権限を委任されたときは、町長が行うものとします。

第2 医療救護所の設置

町は、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性等を考慮の上、避難所、小中学校等公共機関、災害現場等に救護所を設置します。

なお、医療救護所を設置したときは、その旨を防災行政無線、町ホームページ及び標識の掲示等により住民に周知します。

第3 救護班の編成

- 1 災害発生により救護活動を実施する必要がある場合、町は、小松島市医師会と連携し、診療所部を中心に救護班を編成します。

医療救護班の編成は、おおむね次のとおりとします。

■医療救護班の編成

医師	1名
看護師	2名
連絡員（運転用務含む。）	1名

2 医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請するものとします。

- (1) 必要人員
- (2) 期間
- (3) 派遣場所
- (4) その他必要事項

3 救護所において、医療救護班は、次の業務を重点的に実施するものとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務＝トリアージ）
- (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 記録及び災害対策本部への状況報告

第4 後方医療救護体制

- 1 医療救護所で対応できない中・重症患者は、各救急医療圏ごとの2次救急医療機関（救急告示医療機関）に原則として収容するものとします。
- 2 2次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）に収容するものとします。

第5 傷病者の搬送

- 1 傷病者の医療機関への搬送は、原則として町が実施するものとします。町は、速やかに搬送車両を確保するものとします。

なお、本町は次の場所に患者輸送車を保有しています。

種 別	台 数	定 置 場 所	所 有 者	電 話 番 号
患者輸送車	1	上勝町役場	上勝町	(0885) 46-0111

- 2 医療救護所から医療機関、医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で、町で対応できない場合は、県、日本赤十字社徳島県支部及びその他の関係機関に応援を要請するものとします。
- 3 道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、必要に応じドクターヘリコプター及び消防防災ヘリコプター等による空輸を県に要請するものとします。

第6 医薬品、医療資器材の調達

町長は、医療及び助産救護活動に必要な医薬品等を調達するものとします。不足する場合は、知事に応援を要請します。

第7 災害救助法による実施基準

- 1 実施体制

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護所において行うものとなりますが、や

むを得ない場合は病院において医療を行うことがあります。

2 医療及び助産の対象

- (1) 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害の発生日以前又は以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者

3 医療及び助産の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
- (4) 病院等への収容
- (5) 分べんの介助
- (6) 分べん前及び分べん後の処置
- (7) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

4 医療及び助産の期間

- (1) 医療の実施期間は、災害発生日から14日以内とします。（ただし、内閣総理大臣との協議より期間延長あり）
- (2) 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とします。（ただし、内閣総理大臣との協議より期間延長あり）

第13節 遺体の搜索及び埋葬計画

災害により既に死亡していると推定される者の搜索、見分、検視及び災害の際死亡した者に対する処理及び埋葬について、次により応急的な対策を実施するものとします。

第1 実施責任者

遺体の搜索、収容及び埋葬は、町長が警察、消防団及び日赤奉仕団等の協力を得て行うものとします。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が実施しますが、知事から委任を受けた場合は町長が実施するものとします。

第2 遺体の搜索

遺体の搜索は、次の方法により行うものとします。

1 対象者

遺体の搜索は、災害により行方不明の状態にあり、かつ、災害の規模、被災地域の状況等の事情により、すでに死亡していると推定される者の搜索を行うものとします。

2 実施方法

- (1) 小松島警察署、消防団、奉仕団の協力を得て行方不明者の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容します。
- (2) 遺体の搜索は、町長が救出に必要な舟艇その他の機械器具を借り上げて実施するものとします。

第3 応援の要請等

町において、被災その他の事情により捜索が実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、県及び関係市町村に応援の要請を行います。

その場合においては、次の事項を明示して行うものとします。

- 1 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- 2 遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持ち物等
- 3 応援を求めたい人数又は舟艇、器具等
- 4 その他必要と思われる事項

第4 遺体の見分処理

遺体を発見したときは、速やかに小松島警察署に連絡し、その見分を待って次の方法により処理するものとします。

- 1 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- 2 遺体の一時保存
- 3 検案（遺体についての死因その他医学的検査を行う。）

第5 遺体の収容、安置

- 1 町は、寺院、公共建物又は公園等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容（安置）所を開設するものとします。
- 2 遺体収容（安置）所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとします。
- 3 葬祭業者の協力により、遺体収容所に必要な葬祭用品を調達します。

第6 遺体の火葬・埋葬

災害により死亡した者で、町長が必要と認めたときは、応急的に火葬又は埋葬に付するものとします。

なお、火葬又は埋葬の実施に当たっては、次の点に留意するものとします。

- 1 事故死等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後、火葬又は埋葬します。
- 2 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後、火葬又は埋葬するものとします。
- 3 被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いの例により実施します。
- 4 火葬については、近隣市町村又は、県に要請し火葬するものとします。

第7 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される遺体の捜索、収容、埋葬の実施基準は、次のとおりです。

1 遺体の搜索

(1) 搜索の対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の期間

災害発生の日から10日以内（ただし、内閣総理大臣との協議により期間延長あり）

(3) 費用の範囲

舟艇その他搜索のため使用する機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費、輸送費、賃金職員等雇上費とし、当該地域における通常の実費とします。

2 遺体の処理

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡したものについて遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとします。

(2) 処理の方法

現物給付として遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一時保存、検案を行います。

(3) 検案は、原則として救護班によって行うものとします。

(4) 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内

(5) 遺体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	遺体1体当たり「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とします。
遺体の一時保存	(1) 既存建物利用の場合 通常の実費 (2) 既存建物が利用できない場合 1体当たり「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とします。 (3) 遺体の一時保存にドライアイス等の購入費等の経費が必要な場合においては、当該地域における通常の実費を加算
検 案 の 費 用	救護班の活動として行われる場合は、費用を必要としないが、救護班でない場合は地域の慣行料金とします。

3 遺体の埋葬

(1) 遺体の埋葬を行う場合

ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備考
1体当たり 「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とします。	1体当たり 「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とします。	棺（附属品を含む。）、骨つぼ及び骨箱、埋葬又は火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含みます。

第14節 障害物の除去計画

災害により、道路、河川、住居等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して被災者の保護及び交通路の確保を図るものとします。

第1 実施責任者

- 1 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、町長が行うものとします。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が実施しますが、知事から委任されたときは、町長が行うものとします。
- 2 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者（町長）又は消防団長が行うものとします。
- 3 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとします。
- 4 山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町長が行うものとし、町のみでは実施が困難のときは知事に対し応援、協力を要請するものとします。
- 5 その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行うものとします。

第2 実施方法

障害物の大小によりますが、原則として機械により除去し、機械による除去が不適当な場合は人力により除去します。また、障害物を除去するために必要な資材等は、必要数量を確保するよう借用先を選定し、あらかじめ借用契約等を行うものとします。

第3 障害物の保管場所等

- 1 障害物の大小によりますが、原則として人命、財産に被害を与えない場所
- 2 道路交通の障害とならない場所
- 3 盗難等の危険のない場所

第4 所要人員の確保

災害時の障害物の除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもってあてるものとしますが、不足する場合は町内建設業者等から人員の供給を受けるものとします。このほか、本章第15節「労務供給計画」に定めるところによりますが、必要に応じ地区住民への協力、自衛隊

の災害派遣要請等を依頼するものとします。

第5 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される障害物除去の実施基準は、次のとおりです。

1 障害物除去の対象

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。
- (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 応急措置の支障となるもので緊急を要するもの

2 除去の実施期間及び費用の限度額

実 施 期 間	費 用 の 限 度 額	備 考
災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣との 協議により期間延長あり)	1戸当たり 「徳島県災害救助法施行 細則」に定める額とする。	除去に必要な機械器具等の借上費又は購 入費、輸送費及び賃金職員等雇上費

第15節 労務供給計画

災害応急対策に必要な要員の確保を図り、円滑な応急対策活動を実施します。

第1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者等の雇上げについては、町長が行います。

第2 動員の順序

災害対策要員は、おおむね次の順序で動員などを行うものとします。

- 1 奉仕団の動員
- 2 労務者の雇用
- 3 労務者等の強制従事

第3 奉仕団

奉仕団の編成と活動内容は、次のとおりです。

- 1 奉仕団の編成
 - (1) 上勝町青年会
 - (2) 各種団体
 - (3) その他の有志
- 2 奉仕団の活動内容
 - (1) 炊出し、その他災害救助活動の協力
 - (2) 清掃と防疫

- (3) 災害応急対策用物資、資材の輸送
- (4) 応急復旧作業現場の危険を伴わない軽易な作業

第4 応援要請

災害の程度により奉仕団又は労務者などによる作業が不可能なとき又は不足するときは、次の事項を明示し県等に応援又は派遣の要請を求めるものとします。

- 1 応援を必要とする理由
- 2 従事場所
- 3 作業内容
- 4 人員
- 5 従事期間
- 6 集合場所
- 7 その他参考事項

第5 災害救助法を適用した場合の要員の確保

県、町職員の労力だけでは、応急対策に効果をあげることが困難な場合、次の基準により救助の実施に必要な労働者を雇い上げ、救助活動に万全を期します。

- 1 雇上げの範囲
 - (1) 罹災者を避難させるための賃金職員
 - (2) 医療及び助産における賃金職員
 - (3) 罹災者の救出及びその救出に要する機械等の資材の操作又は後始末するための賃金職員
 - (4) 飲料水を供給するための賃金職員
 - (5) 遺体の捜索及び処理のための賃金職員
 - (6) 救済用物資の整理及び配分するための賃金職員
- 2 実施期間

前項の各救助の実施が認められる期間。ただし(1)については1日程度
- 3 費用の限度額

救出のために支出する費用は、当該地域における通常の実費とします。

第6 従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、災対法、災害救助法、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、消防法及び水防法の定めるところにより、従事命令又は協力命令を発するものとします。

■従事命令・協力命令の種類と執行者

対象 作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災対法第65条第1項	町長 警察官
		〃 第65条第2項	

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者
災 害 救 助 作 業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条	知 事
	協力命令	〃 第8条	
災 害 応 急 対 策 事 業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災対法第71条第1項	知 事 町長(委任を受けた場合)
	協力命令		
災 害 救 助 対 策 作 業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警 察 官
消 防 作 業	従事命令	消防法第29条第5項	消 防 団 員
水 防 作 業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 水 防 団 長

第16節 給水計画

災害時における飲料水の確保、供給体制を確立して、被災者に対して円滑な飲料水供給の実施を図ります。

第1 実施責任者

- 被災者に対する飲料水供給の実施は、町長が行います。また、災害救助法が適用されたときは知事が実施しますが、知事から委任を受けた場合は町長が行うものとします。
- 被害が甚大で、あるいは広域にわたり町のみで対応できない場合は、県又は隣接町村の応援、協力により実施するものとします。

第2 応急給水

1 飲料水の確保

- (1) 町は、水道事業者等に要請して、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保します。
- (2) 町等は、災害の発生に備え、災害用ろ水機を購入するとともに、ろ水機の管理者は、その機器が常に良好な状態を保つよう、定期的に使用点検等を行うものとします。

2 確保水量

被災者に対する応急給水は、おおむね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日目から復旧の段階に応じて増加させ、発災後4週を目処に被災前の水準にまで回復させるよう努めるものとします。

(1) 第1段階（災害発生から3日目）

最低給水量は、生命維持に必要な量として1人1日3リットル

(2) 第2段階（発災後4日目から）

食料水・炊事用水・トイレ用水の確保

(3) 第3段階（発災後4週を目処に）

飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯水の確保

3 給水方法

応急給水は、次の方法により実施します。

- (1) 町内全域にわたる災害の場合は、避難所、社会福祉施設、医療機関等に対する給水を優先させます。
- (2) 災害の規模により、1戸当たりの給水量を制限し、多くの住民に公平にいきわたるように努めます。
- (3) 給水場所、給水時間等を町防災行政無線、広報車、町ホームページ等により周知を図ります。

4 水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については、使用前に洗浄するよう努め、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認することとします。

特に、井戸水又は渓流水を供給する場合には、煮沸や、塩素消毒の処置をするものとします。

第3 応急給水体制の整備

1 運搬給水体制の整備

町は、目標水量の応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、その他必要な資材を整備、備蓄するとともに、給水拠点及び避難所、病院、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先と定め、運搬先ごとに運搬給水の水源、消火栓、民間の飲用井戸等を定めておくほか、運搬輸送ルートについても定めておきます。

また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受け入れ体制を整えておきます。その他、住民への非常用飲料水袋の配布についても図ることとします。

2 拠点給水体制の整備

町は、運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要から、避難所等に給水拠点を配置することとし、また、給水拠点には耐震性貯水槽の設置を図ることとします。

また、飲料水安全確保のためのろ過器、残留塩素濃度測定器、塩素殺菌用薬品を備蓄することとします。

第4 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される給水の実施基準は、次のとおりです。

1 給水の対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

2 給水の費用及び期間

費	用	期	間
水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内	

第17節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料等の調達、供給体制を確立して、被災者等に対して円滑な食料の供給並びに炊き出しの実施を図ります。

第1 実施責任者

食料供給の実施は町長が行います。ただし、町で対処できないときは、町長は他市町村又は県に応援を要請します。

なお、災害救助法が適用されたときは知事が行いますが、知事から委任された場合には町長が行います。

第2 災害時における食料の供給

1 炊き出しの対象者

- (1) 被災者
- (2) 災害応急対策従事者
- (3) 供給機構が混乱し、食料の確保ができない者

2 食料の調達配給方法

(1) 米穀及び乾パン

ア 町長は知事に対して応急食料の要請をすることができます。知事は、農林水産省農産局（農産政策部貿易業務課）と連絡をとり、米穀及び乾パンの応急売却の措置を講じるものとし、

イ 町内の米穀販売業者は、非常災害に備えて、いつでも町の要請に基づいて、備蓄米の配給を行うものとし、

ウ 災害救助法適用の場合については、災害時における食料の緊急引渡し手続きに基づき、町長は知事の指示により政府米指定倉庫に対し、引渡し要請を行い、直接引渡しを受けるものとし、

(2) 副食、調味料等

ア 商工会及び食料販売業者は、非常災害に備えて、町の要請に基づき副食、調味料等の供給を行うものとし、

イ 町長は、町において副食・調味料の調達が不可能又は困難なときは、知事にその斡旋を依頼するものとし、

ウ 知事は、町長から依頼を受けたときは、関係団体に対し出荷の要請を行います。

第3 炊き出し

1 炊き出しの実施

炊き出しの必要があるときは、町職員のほか、奉仕団、日赤奉仕団、地域住民、ボランティア等の応援を求めて行います。

2 炊き出し予定場所

炊き出しの実施は、避難所にできるだけ近い適切な場所で行うものとし、

3 応援要請

町長は、町において炊き出しを実施することが不可能若しくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に依頼するものとします。

第4 災害時における食料集積場所

県等から輸送される食料の集積場所は、上勝町役場庁舎とします。

第5 住民への食料備蓄の推進

町は、食料の調達体制の確立を推進するものとしますが、住民に対し「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に則り、平素から3日分の食料の備蓄を図るよう、広報誌等で啓発するものとします。

第6 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される炊き出しその他による食品の給与の実施基準は、次のとおりです。

1 炊き出し対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者

2 食品給与費用として国庫負担の対象となる経費

- (1) 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）
- (2) 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等についてはなんら制限はない。）
- (3) 燃料費（品目、数量についてなんら制限はない。）
- (4) 雑費（器物〔炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等〕の使用謝金又は借上料、握飯を包むアルミホイル等の包装類、茶、はし、紐等）

3 炊き出しの費用及び期間

費	用	期	間
一人1日当たり「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。		災害発生の日から7日以内	

第18節 生活必需品等供給計画

災害時における被服、寝具その他生活必需品等の確保、給与（貸与）体制を確立して、被災者に対して円滑な生活必需品等の供給を図ります。

第1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与は、町長が行います。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に調達の要請又は斡旋の要請を行います。

なお、災害救助法が適用されたときは知事が実施しますが、知事から委任された場合は町長が行

うものとしてします。

第2 調達計画

町長は、災害時に被災者に給（貸）与する生活必需品等の調達計画をあらかじめ樹立しておくものとしてします。

第3 生活必需品の種類

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の品目は、おおむね次のとおりです。

- 1 寝具（毛布、布団等）
- 2 被服（作業衣、婦人服、子供服等）
- 3 肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）
- 4 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- 5 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、バケツ等）
- 6 食器（茶わん、汁わん、皿、はし等）
- 7 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- 8 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

第4 物資の調達及び配分

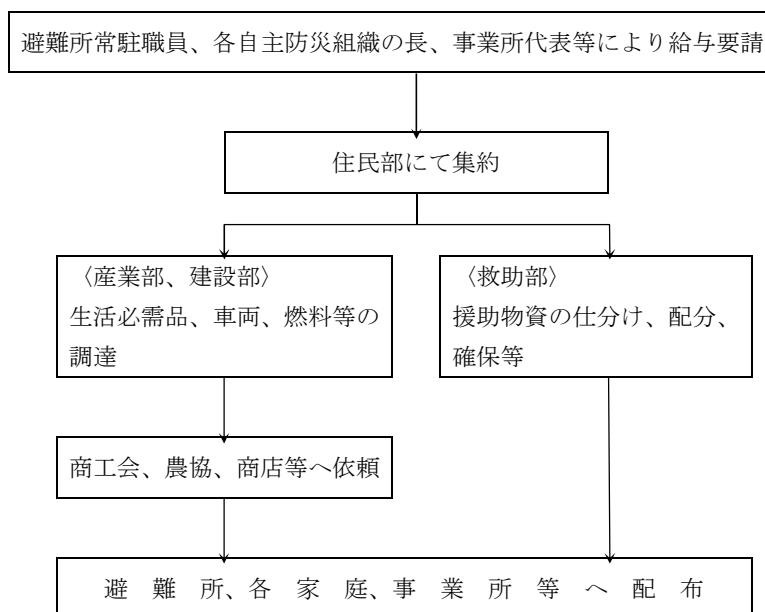
1 町内業者からの調達

町は、必要品目、必要数量を把握し、町内小売業者、J A東とくしま、商工会等に協力を依頼して調達するものとしてします。

2 調達及び配分の要領

知事から引渡しを受けた救援物資や他市町村から送られてきた救援物資は、被災者名簿により速やかに配分するものとしてします。

なお、物資の給与又は貸与については、次のとおり行いますが、仕分け及び配送については日赤奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施します。



第5 救援物資集積場所

救援物資集積場所は避難所の近くとしますが、円滑に仕分け、配送が行えるよう努めるものとします。

第6 住民への備蓄の推進

町は、住民に対し平素から懐中電灯、下着等必要最小限のものを非常袋などに備蓄するよう、広報誌、町ホームページ等で啓発するものとします。

第7 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される供給の実施基準は、次のとおりです。

1 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上に浸水し、生活上必要最小限の家財等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対し行うものとします。

2 支給物資

支給される物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとします。

被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料

3 供給の費用及び期間

費 用	期 間
「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。	災害発生の日から10日以内

第8 災害救助法が適用された場合の措置

1 救助物資の輸送及び引渡し

救助物資は、知事から町長に引渡しをするものとしてこの間の輸送は知事が行う。

2 救助物資の確保、給与又は貸与の方法

(1) 救助物資の備蓄及び調達

救助物資は知事が調達することとし、必要に応じて、あらかじめ備蓄を行う。

(2) 救助物資の購入

知事は、生活必需品等を購入しようとするときは、各市町村ごとの世帯構成員別被害状況等に基づき備蓄物資の品目別在庫数量を考慮のうえ、購入する。

(3) 救助物資配分計画

① 知事は、町長からの被害中間報告等に基づき救助物資の概算交付を行う。

② 町長は、知事から引渡しを受けた救助物資をり災者名簿によってすみやかに配分するものとする。

3 支給対象者及び支給物資

(1) 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水し、生活上必要最小限の家財等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対して行うものと

する。

(2) 支給物資

支給される物資は次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとする。

被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料。

第9 物資調達・輸送調整等支援システムの活用等

県及び町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかに物資支援のための準備に努めるものとします。

第19節 防疫・保健・食品衛生計画

災害時における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等によって生じる心身の不調や感染症に対処するとともに、被災住民の健康保持を図るために、町は県と協力して的確な防疫・保健衛生対策を実施するものとします。

第1 防疫対策

災害の発生地における防疫応急対策について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下この節において「法」という。）及び「予防接種法」（昭和23年法律第68号）の規定するところにより迅速かつ的確に実施し、感染症の発生及び流行等による被害の軽減並びに防止を図り、発生後は速やかに防疫活動を行うものとします。

1 実施責任者

災害地における防疫は、町長が県知事と連携して実施します。

2 防疫活動担当班

防疫活動は、住民部が徳島保健所と緊密な連絡のもとに、実施するものとします。

3 防疫活動の実施

町は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、知事の指示に従い、次の消毒等の措置を行うものとします。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）

町は、次に定める場所を消毒するものとします。

ア 感染症の患者がいる場所又はいた場所

イ 感染症により死亡した者の遺体がある場所又はあった場所

ウ 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

(3) 物件に係る措置（法第29条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について消毒又は滅菌するものとします。

(4) 生活用水の供給（法第31条）

知事が感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給するものとします。

- (5) 感染症患者が発生した場合は、医療機関を通じて、徳島保健所に連絡するものとします。
- (6) 防疫上必要と認める場合は、予防接種法第6条の規定に基づき、知事の指示により臨時の予防接種を行います。

4 防疫活動に必要な資材

防疫活動に必要な資材は、次に掲げるものとし、必要に応じ資材取扱業者から緊急調達をするものとします。

- (1) 噴霧器
- (2) 消毒薬品
- (3) 昆虫駆除剤
- (4) 検便用資材等

5 報告

町長は県警察、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省定）により徳島保健所を経由して知事に報告するものとします。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動の状況
- (3) 災害防疫所要見込経費
- (4) その他

第2 健康管理、心のケア

町は、被災地における被災住民の健康維持を図るために、的確な保健対策の実施を図るものとします。

1 健康相談等

町は、徳島保健所と連携して避難所等を巡回して、被災者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者、障がい者などの要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行うものとします。

2 精神保健相談等

町は、県、医療機関等と密接な連携を行い、被災者等のこころのケアを図るため、精神科医、臨床心理士、保健師等による精神保健に関する相談、カウンセリング、診察等を行うものとします。

第3 食品衛生対策

被災地における給食施設（炊き出し施設を含む。）の被災状況等を把握するとともに、応急食料（支援食品を含む。）の配布等の状況を調査し、次により安全な食品の供給を行います。

1 給食施設

関係機関と連絡を密にし、施設の実態を把握するとともに、気温等の状況に応じた指導を行い、食中毒等の事故の発生を防止します。

また、浸水被害を受けた施設については、清掃消毒の徹底を指導します。

2 応急食料

応急食料については、可能な限り保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを確保します。

3 住民に対する啓発指導

関係機関と連携し、次の事項について啓発指導を行います。

- (1) 手洗い、消毒の励行
- (2) 食器、器具の消毒
- (3) 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- (4) 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

第4 家畜防疫

被災地の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に、獣医師会、農業共済組合、町等の協力を得て、必要な家畜防疫及び家畜診療体制を構築し、次により対処します。

1 実施責任者

被災地における家畜防疫は、知事が関係機関と連携を図りながら実施する。

2 家畜の防疫

被災地における家畜防疫活動は、必要に応じ、次の方法により行うものとする。

- (1) 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、消毒法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じ、家畜の伝染病の発生予防に努める。
- (2) 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努める。
- (3) 県は、家畜伝染病が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、通行の制限又は遮断、殺処分等の防疫措置を実施し、伝染病のまん延防止に努める。

3 家畜の診察

被災地のみで家畜診療体制が不十分である場合、被災地域においても、十分な家畜診療体制を確保するため、獣医師会や農業共済組合等と連携し、被災地域以外からの人的・物的支援を実施する。

第20節 廃棄物の処理計画

災害地から排出されたごみ、し尿等汚物の収集処理を適切に行うため、次により清掃活動を行うものとします。

第1 実施責任者

- 1 ごみ及びし尿の処理は町が行うものとしますが、被害甚大で町で処理不可能の場合は、他市町村及び県の応援を求めて実施します。
- 2 県域で災害廃棄物の処理が行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理を災害廃棄物対策四国ブロック協議会、国及び他の都道府県等に対し応援を要請する。

第2 実施方法

ごみ処理は、町で環境に留意しながら実施するものとします。また、ごみ、し尿、死亡獣畜処理に伴う清掃班の編成及び運搬車、所要器具等の手配は、企画環境部において実施するものとします。

1 ごみの処理

- (1) 災害ごみは、可燃物、粗大物、埋立物にできる限り分類して、臨時集積場を確保し集積します。集積場は、消毒等を実施し環境の保全に努めます。
- (2) 分別収集された災害ごみは原則として、それぞれ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分施設で処理処分します。
- (3) 町で保有する車両及び人員で災害ごみの処理ができない場合は、一般廃棄物収集運搬業者に委託し実施します。
- (4) 県は、町の要請に基づき、町の実施するごみ処理について、必要な技術的な援助、情報提供及び市町村間の調整を行います。

2 し尿の処理

- (1) し尿の処理は、原則として小松島市外三町村衛生組合で行うものとしますが、必要に応じて、環境衛生上支障のないよう処理を行います。
- (2) 避難所等で既存の便所が不足するときは、仮設トイレを設置します。
- (3) 県は町の要請に基づき、町の実施するし尿処理について、必要な技術的援助、情報提供及び市町村間の調整を行います。

3 災害廃棄物の処理

町は、災害廃棄物を適正に処理するため、処理計画を速やかに策定するとともに、それらが大量に発生した場合は、保健衛生上適当と思われる場所に仮置場を設定します。

なお、計画策定に当たっては適正処分を確保するため、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努めます。

また、アスベスト等の有害物質の適切な処理にも努めるものとします。

第2 1 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害のため住家に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の確保ができない者及び応急修理をすることができない者等に対して、応急仮設住宅の建設及び応急修理を実施し、被災者の一時的な住居の確保を図ります。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、町長が実施するものとします。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施要員、建築資機材について応援を要請します。また、災害救助法が適用された場合は知事が実施しますが、知事から権限を委任された場合は町長が行うものとします。

第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

1 対象者

災害のため住宅が滅失又は半壊（半焼）した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保又は修理できない者に対し、一時的な居住の安定を図ることを目的とします。

2 応急仮設住宅

(1) 建設用地

町は、応急仮設住宅の建設用地を災害時の状況により、次のうちから選定し、建設は建設部が実施します。

また、激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行えるよう、あらかじめ建設予定地のリストを作成し、建設可能戸数等の状況を把握するものとします。

ア 電気、水道等の供給施設が敷設可能な場所

イ 道路、医療機関、教育機関等公共的施設の利用に便利な場所

ウ 応急仮設住宅の設置候補地

・彩公園 ・徳島中央森林組合貯木場 ・上勝町営運動公園 ・福原農村公園

候補地が使用不可能な場合は、他の場所に設置するものとします。

(2) 管理運営

町は、各応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとする。応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとします。

(3) 災害救助法適用時の基準

ア 収容の対象

(ア) 住宅が全壊（焼）又は流失した世帯であって、居住する住宅がないもの

(イ) 自らの資力では住宅を建築することのできない世帯

イ 住宅の種類

(ア) 一般向け

(イ) 高齢者、障がい者向け

ウ 建設の時期

災害が発生した日から20日以内に着工（ただし、内閣総理大臣との協議により着工期間の延長あり）

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とします。

3 ライフラインの整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、知事の委任により町長が行います。

4 災害救助法適用時の住宅の応急修理の基準

(1) 対象者

住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない世帯

(2) 期間

災害発生の日から1か月以内

(3) 範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分

第3 住宅の建設及び修理資材の確保

住宅の建設及び修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとしませんが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県又は町が確保について斡旋を行うものとします。

第4 労務及び資材の提供に関する協力体制

町は、労務及び資材の提供に関し、あらかじめ関係団体との協力体制を整えておきます。

第5 要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際には、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努めます。また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努めます。

第6 野外収容施設の設置

野外収容施設の設置は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するため、付近に適切な収容施設があっても被災者の全員を収容し得ないときは、必要に応じ臨時に付近の適当な場所にテントその他野外収容施設を設置するものとします。

第7 公営住宅及び民間賃貸住宅の空き住宅の確保

町は、応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った世帯に対し、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講じるとともに、近隣市町村の公営住宅の空き住宅への入居あっせんを依頼する等、住宅の確保に努めるものとします。

第8 被災建築物に対する指導・相談

- 1 建設部は、被災した住宅、事務所その他各種建築物の応急措置・応急復旧に際しての技術的相談、指導を行います。
- 2 倒壊のおそれのある建築物（工事中のものも含む。）、脱落等のおそれのある屋外取付物等の危害防止に関する相談・指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を総務部へ要請します。
- 3 電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼します。
- 4 町及び事業者は各作業を実施するにあたって、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとします。

5 被災建築物の復旧に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置し、次の相談を行います。なお、窓口へ担当職員を派遣するなど、緊密な連携を図るものとします。

- (1) 復旧に関する技術的指導及び相談
- (2) 復旧の助成に関する相談

第22節 義援金品配分計画

県内及び他都道府県等から被災者あてに寄託された義援金品を確実、迅速、公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図ります。

第1 実施責任者

被災者への義援金品の配分は、町長が行います。

第2 義援物資の取扱いに関する広報

町は、必要に応じ、県や関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先を国並びに報道機関等を通じて公表するものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努めるものとします。

第3 義援金の受付

義援金は、出納部において受け付けるものとします。

第4 義援金品の配分

知事又は日本赤十字社から配分を委託された義援金品は、出納部の職員のほか日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に適正に配分します。

第5 義援品の保管場所

寄託義援品を直ちに被災者へ配分することが困難な場合の一時保管場所については、上勝町役場庁舎とします。なお、役場庁舎で対応できない場合は、他に集積可能な保管場所を応急的に確保するものとします。

なお、飲料水や生鮮食料品等の腐敗変質のおそれのある物品は、なるべく着荷と同時に配分できるよう、衛生面に十分注意して保管場所及び管理体制を整備します。

第23節 ボランティア団体等支援計画

大規模災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想されます。

このため、災害応急対策を実施するうえで必要な人員を確保するため、各種ボランティア団体等と

の協力体制を整備し、救援救護活動、被災者の生活支援を効果的に進めます。

第1 ボランティア団体等の協力

町は、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受けます。

第2 発災直後の情報提供

町は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県、町社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行います。

第3 ボランティア団体等の活動

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他災害救助活動
- 3 高齢者介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 7 災害応急対策事務の補助
- 8 その他

第4 ボランティア支援体制の確立

町は、必要に応じて上勝町社会福祉協議会にボランティア救援本部を設置し、被災地におけるボランティアニーズの収集把握に努め、県及び防災関係機関等との連携を密にしながらボランティア支援体制を確立します。

また、徳島県共同募金会は中央共同募金会等と連携し、「災害等準備金」等を活用して「災害ボランティアセンター」の設置運営経費等を支援する。

第5 窓口の設置

町は、住民部にボランティア受入れ窓口を設置し、情報提供を行うものとします。

第6 ボランティアに係る事務委託

県または県からの事務の委託を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第24節 要配慮者への支援対策計画

災害時において、高齢者、傷病者、障害がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者に対

して配慮した災害応急対策を実施するものとします。

第1 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全確保に努めます。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入れに努めます。
- 3 被災した社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、町及び県等に支援を要請するものとします。
- 4 県及び町は、ライフラインの優先的な復旧や、水、食料品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努めます。

第2 障がい者及び高齢者に係る対策

- 1 県及び町は、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めます。
- 2 県及び町は、防災行政無線、掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等により、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととします。
- 3 県及び町は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努めます。
また、町のみでは対応できない場合は、県に応援を要請します。
- 4 県及び町は、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じるものとします。

第3 児童に係る対策

- 1 県及び町は、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、県と連携して児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うこととします。
- 2 県が被災児童の精神不安定に対応するためこども女性相談センターにおいて実施するメンタルヘルスケアについて、町は住民、関係機関等に対し周知徹底します。
- 3 県及び町は、掲示板、広報誌等により、また、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及びこども女性相談センター等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとします。

第4 外国人等に対する対策

- 1 県及び町は、被災した外国人等の迅速な把握に努めます。
- 2 県及び町は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努めます。
- 3 県及び町は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努

めるとともに、通訳の派遣等必要な支援に努めるものとします。

第5 災害時コーディネーター（介護福祉）による調整

町は、被災地域において介護士等の活動が円滑に実施されるよう、県が配置する災害時コーディネーターとの連携・調整を図ります。

第25節 緊急輸送計画

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送等に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとします。

第1 実施責任者

被災者、災害応急対策要員の輸送及び救援用物資、応急対策用資機（器）材等の輸送は、町長が行うものとします。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県、各輸送機関に車両、要員等の応援を要請します。

第2 緊急輸送等の対象

緊急輸送等の対象となるものは、次のとおりです。

- 1 医療、助産その他救護のため輸送を必要とするもの
- 2 医薬品、医療用資機材
- 3 食料、飲料水等の救護物資
- 4 応急復旧資機材
- 5 災害対策要員
- 6 情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員
- 7 その他必要と認められるもの

第3 道路被害状況の調査

災害が発生した場合には、速やかに道路、橋梁の被害調査を実施し、危険箇所や道路上の障害物の状況を把握するとともに、小松島警察署、徳島県東部県土整備局、徳島河川国道事務所から交通規制状況、道路被害情報を収集するものとします。

第4 輸送力の確保

町は、次の方法をもって、輸送力の確保を行うものとします。

1 町有車両の利用

災害が発生した場合には、町有車両は総務部が集中管理します。

総務部は、各部より緊急車両を請求された場合には、稼働可能な車両を把握するとともに、運用計画に基づき、各部に配車します。

町有車両については、平時からこまめな満タン給油に努めます。

2 車両の調達

町有車両のみでは不足する場合には、町職員の私有車両や輸送業者、建設業者から調達するものとしませんが、それでも不足する場合は県に応援を要請します。

3 人力による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合、賃金職員等を雇い上げ人力による輸送を行います。労務の確保は、本章第15節「労務供給計画」によるものとしします。

4 ヘリコプターの要請

町長は、輸送手段としてヘリコプターが必要なときは、知事に対し県消防防災ヘリコプターの派遣を要請します。

また、必要により自衛隊、他府県に対する航空機（ヘリコプターを含む。）の派遣要請を知事に依頼します。

本町におけるヘリコプター離着陸場は上勝町彩公園ですが、派遣を要請した場合には、速やかに環境整備を行うものとしします。

5 応援要請の手続

応援要請をする場合は、関係機関に対し輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台（隻）数等必要な輸送条件を明示して行うものとしします。

6 地域内輸送拠点の確保

必要に応じて町役場を地域内輸送拠点とします。

第5 緊急輸送路の早期復旧

本町においては、徳島上那賀線（国道55号（小松島市）～上勝町役場）が第2次輸送確保路線、徳島上那賀線（上勝町役場～八重地トンネル）が第3次緊急輸送道路に指定されており、災害時には優先的に早期復旧が図られることとなります。

第26節 交通応急対策計画

災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりです。

第1 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分により行います。

区分	実施者	範囲
交通規制	道路管理者 国 県 町 西日本高速道路 本州四国連絡高速道路	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合

	<p style="text-align: center;">警 察</p> <p style="text-align: center;">〔 公安委員会 〕</p> <p style="text-align: center;">小松島警察署長</p> <p style="text-align: center;">〔 警察官 〕</p>	<p>1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するため必要があると認める場合 (災害地策基本法第76条)</p> <p>2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため必要があると認める場合 (道路交通法第4条第1項、同法第5条第1項)</p> <p>3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合 (道路交通法第6条第4項)</p>
措置命令	<p style="text-align: center;">道路管理者等</p> <p style="text-align: center;">〔 国 〕</p> <p style="text-align: center;">〔 県 〕</p> <p style="text-align: center;">〔 町 〕</p> <p style="text-align: center;">西日本高速道路</p> <p style="text-align: center;">本州四国連絡高速道路</p>	<p>車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める場合。</p>
	<p>災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員</p>	<p>警察官がその場にはいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には、小松島警察署長に報告しなければなりません。）</p>

(注) 道路管理者と警察は密接な連絡をとり、適切な措置がとられるよう配慮するものとします。

第2 実施要領

1 道路管理者

災害により道路、橋梁等の道路施設に危険が予想される時は、速やかに必要な交通規制を実施するものとします。また、降雨予測等から交通規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く規制予告を発表するものとします。その際、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとします。

2 県警察

(1) 公安委員会

ア 災害の発生が広域にわたる場合又は幹線道路の破損、決壊等のため道路における危険若しくは交通上の障害が広域に及ぶ場合は、災害の規模、迂回路の関係等を総合的に判断して交通規制を実施するものとします。

イ 被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送の円滑を確保するため必要があるときは、緊急の度合いに応じて車両別又は車種別等の交通規制を実施するものとします。

ウ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があるときは、区域又は区間を設定して、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行うものとします。

(2) 警察署長

警察署長は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があるときは、当該道路につい

て必要な交通規制を実施するものとします。

(3) 警察官

ア 出水、道路の損壊、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時歩行者又は車両等の通行の禁止又は制限を行うものとします。

イ 通行の禁止、制限の区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあるときは、その管理者等に必要な措置を命ずるものとします。措置をとることを命ぜられた者又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官自らがその措置を行うものとします。

この場合、やむを得ない限度において、車両・その他の物件を破損することができるものとします。

なお、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な同上の措置をとることができます。

第3 道路の巡視

災害のため道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は危険が予想されるとき、建設部は、現地に職員を派遣巡視させ、その早期発見に努めるものとし、派遣した際には、特に災害危険箇所・区域等に重点をおいて実施します。

第4 交通規制の周知

交通規制の実施責任者は、交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、報道機関（道路交通情報センターを含む。）を通じて交通規制の周知徹底を図るものとします。

第5 緊急通行車両

1 緊急通行車両の確認申請

災対法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条（昭和37年政令第288号）の規定に基づき、知事又は公安委員会は、緊急通行車両の確認手続きを実施します。

町は、緊急通行車両であることの確認を受けようとする場合、「緊急通行車両確認申請書」を県（危機管理環境部）又は県公安委員会（県警察本部又は小松島警察署）に提出し、確認（「標章」及び「証明書」の交付）を受けるものとします。

2 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会においては、災害時の確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本町においても町有自動車のうち災害対策用の車両については、事前に県公安委員会に確認申請の手続きをしておくものとします。

第6 道路啓開

- 1 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとします。
- 2 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとします。
- 3 道路管理者等は、放置車両や往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等を行うものとします。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとします。
- 4 道路管理者等は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとします。

第7 道路の応急復旧

- 1 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路を速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況に関係機関に報告又は通報するものとします。
- 2 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するものとします。

第8 応援の要請

町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、小松島警察署と連携して交通規制を実施します。ただし、町で対処することができないときは、県に要員及び応急資機材の確保について応援を要請します。

また、町道が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力を求め、啓開に努めるとともに、必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとします。

第27節 教育対策計画

学校施設の被災又は児童生徒等の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は、次に定めるところによるものとします。

第1 実施責任者

- 1 町立学校における応急教育は、町教育委員会（教育部）が実施するものとします。
- 2 学用品の給与は、災害救助法が適用された場合、知事の委任により町長が行います。

第2 児童生徒の安全確保

- 1 児童生徒の所在及び通学路の安全確認を行うものとします。

- 2 応急教育を行う場所の選定に当たっては、児童生徒の安全確保に努めます。
- 3 精神的又は心理的ストレスを受けた児童生徒に対してカウンセリング指導を行います。

第3 文教施設の災害応急対策

1 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は、復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行うものとします。

なお、前記に該当する適当な建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措置を行うものとします。

2 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待たず復旧を行うものとします。

第4 応急教育の実施

1 学校長は、あらかじめ災害を想定して応急教育の方法についての計画を定めて、町教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底するものとします。

2 災害が発生した場合には、町教育委員会（教育部）は、学校長と密接な連絡のもとに実施計画を定めて、これに基づき応急教育を行うとともに、平常授業の早期再開に向け、努力するものとします。

特に、児童生徒の収容場所を確保するために学校の余裕教室（特別室・講堂・体育館等）利用計画、公民館、神社、寺院等の公共的施設の利用計画を確立するとともに、学校自体が避難所として臨時の利用を申し出られた場合の授業確保計画を樹立しておくものとします。

第5 学校が地域の臨時の避難場所となる場合の留意事項

- 1 避難場所に供する施設、設備の安全を確認し、町本部とその利用について必要な協議を行います。
- 2 学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努めます。
- 3 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について町本部と必要な協議を行います。

第6 教材・学用品の調達

- 1 学校において、貸し出し得る教材・学用品のリストを作成しておくものとします。
- 2 町、農協、保護者個人等による教材・学用品の輸送手段を確保しておくものとします。
- 3 教材及び学用品業者へ緊急連絡できる体制を確立しておくものとします。

第7 給食の実施

1 物資の確保

県学校給食会の保管する物資の特別配送、一般救援物資の利用等により物資の確保を図るもの

とします。

2 施設・設備の整備

給食施設復旧のための応急対策を立て、学校給食の早期開始に努めるものとします。

第8 教職員の確保対策

災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で、学校内において操作ができないときは、近隣の学校に応援を要請し、なお不足する場合はそれぞれの教科に応じ、指導主事等を派遣依頼し教科指導にあたるものとします。

第9 児童生徒の転入学措置

児童生徒が転入学を希望した場合には、受入れ可能な学校において、受入れ手続き等を可能な限り弾力的に取扱い、転入学を円滑に行うものとします。

第10 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、知事が行いますが、知事から権限を委任されたときは町長が行うものとします。

1 学用品の給与

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し学用品を給与するものとします。

2 配分基準

- (1) 教科書（教材を含む。）にあつては無償給与
- (2) 文房具及び通学用品は別に定める金額の範囲内

3 期間

教科書については災害発生の日から1箇月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とします。

第11 就学援助費等の支給

町長は、災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった小学校児童及び中学校生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給するものとします。また、既に準要保護に認定された小学校児童及び中学校生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学援助費を再支給するものとします。

第12 文化財の保護

1 被害防止対策

(1) 基本方針

災害発生時における文化財の保護を図るため町教育委員会及び所有者、管理者は、必要な計画を樹立し、実施するものとします。

(2) 対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会は、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期すよう指導、助言します。

2 被害報告

国、県及び町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会に報告するものとします。

3 応急対策

国、県及び町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図るものとします。ただし、人命にかかわるような被害が発生した場合は、この限りではありません。

第28節 電力施設災害応急対策計画

災害時における四国電力㈱及び四国電力送配電株式会社の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとします。

第1 災害時における電力の供給計画

災害時において、電力供給の異常事態が発生し、又は発生が予想される場合においては、次により供給の安定を図るものとします。

- 1 県内の需給バランスが確保できる系統構成を施します。
- 2 需給バランスについて、系統上県内供給力が不足する場合においては、自家用発電設備を保有する需要家に対し、発電余力の受電について交渉するとともに、負荷の重要度に応じて供給力を確保するものとします。

第2 災害時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合は、関係箇所と連絡のうえ、事故の拡大を防止するため当該地域の予防停電を実施するものとします。

予防停電は、被害の状況及び需要家に及ぼす影響を考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとるものとします。

第3 災害時における応急工事

災害が発生したときは、災害の規模、被災施設の状況に応じ、電力の早期供給を眼目とし、関係箇所との緊密な連絡のもとに、被災設備に対する状況を速やかに調査把握し、人員、資・機材、機動力等を最大限に活用するとともに、感電事故防止に十分留意しつつ、次により応急工事を実施するものとします。

1 発電設備

仮設備等により応急電力供給に努めるとともに被災機器の復旧を図ります。

2 送電設備

被害の状況、線路の重要度等を考慮し、必要に応じ仮設備を実施し、保安上必要な設備の確保に努めるものとします。

3 配電設備

保安上支障のない限り、支持物、電線等の手持資材並びに既設設備の活用によって、仮復旧を行うとともに、他ルートから逆送並びに応急ケーブル、移動変圧器等の利用により迅速な復旧送電を図るものとします。

4 通信設備

災害によって通信回線が途絶した場合は、回線種別に応じ必要最小限の回線数を迂回ルートによって確保します。また、通信機械室、電源室等の浸水により、通信機器が使用不能となった場合は、極超短波、超短波帯の移動無線設備等により、これら区間回線の構成に努めるものとします。

支持物が倒壊、折損、流失した場合は、健全な建設物、樹木等により応急的処置を講ずるものとします。

5 電源車等

大規模停電発生時に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設において、電源の確保が必要な場合は、県に電源車の配備要請を行います。

第4 ダム、せき、水門等の管理

高えん堤の管理は、河川法の定めるところにより行うものとし、えん堤ごとに管理主任技術者を置き、管理主任技術者は、常置の土木保安員を指揮監督してダムを管理するものとします。

洪水時の対策措置は、次のとおり実施するものとします。

- 1 洪水時においては、特に上流発電所えん堤並びに気象観測所と緊密な連絡を保ち、降雨量の変化状況等を勘案し、貯水池への流入量の把握に努めるものとします。
- 2 放流を行おうとする場合は、事前に電話等により下流の発電所のえん堤に連絡するとともに、警報設備並びに地元公共機関を通じ下流地域に警報連絡を行うものとします。
- 3 放流に当たっては、ダム操作規程により、下流地域へ被害を与えないよう適切な管理を図るものとします。

第5 燃料電池自動車等の活用

町は、水素燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド車、などを「走る発電所」として、災害時の電源確保に積極的に活用します。

第29節 通信設備の応急対策計画

災害時における西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとします。

第1 基本の方針

災害時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域

における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施します。

第2 応急対策

- 1 災害が発生し、又は発生が予想される場合は、次の各号の準備を行います。
 - (1) 電源の確保
 - (2) 予備電源設備、移動電源車の発動
 - (3) 移動無線機、移動無線措置局等の発動
 - (4) 応急対策用車両、工具の点検
 - (5) 応急対策用資機材の把握
 - (6) 緊急輸送対策
 - (7) 復旧要員の確保
 - (8) 通信設備の巡回点検
- 2 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、県、町、指定行政機関と連絡を密にする体制をとります。
- 3 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとります。
 - (1) 臨時回線の作成
政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して臨時回線を作成します。
 - (2) 市外（加入区域外）回線網の措置
交換措置、伝送路切替措置等を実施し、通話を確保します。
 - (3) 臨時市外（加入区域外）、中継回線の作成
可搬型無線機、応急復旧ケーブル等により、臨時の伝送路を作成し、必要限度の市内（加入区域内）、市外（加入区域外）通話の確保を図ります。
 - (4) 臨時電報電話取扱所の開設
指定避難場所、救護所等に臨時電報電話取扱所を設置し、電報電話が利用できるよう努めます。
 - (5) 特設公衆電話等の設置
 - ア 孤立化する地域をなくすため、地域の主要場所に特設公衆電話を設置します。
 - イ 指定の避難場所等に特設公衆電話を設置します。
 - ウ 市街地主要ターミナルに臨時公衆電話を設置します。
 - (6) 通信の利用制限
各種問合せや見舞電話等が集中し通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法に基づき規制措置を行い、利用制限を実施します。
 - (7) 非常緊急電報、非常緊急電話の優先利用
災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく非常緊急電報、非常緊急電話として他の通信に優先して取り扱います。

- 4 災害のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の各項について周知します。
 - (1) 被災区間又は場所
 - (2) 回復見込み日時
 - (3) 通信途絶、利用制限の理由
 - (4) 通信途絶、利用制限の内容
 - (5) 通信利用者に協力を要請する事項
 - (6) その他の事項
- 5 大規模災害時に、安否情報等を確認するため、被災地に向けた通話が輻輳した場合、災害用伝言ダイヤル「171」、インターネットによる災害用「Web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」を開設します。

第3 回線の復旧順位

災害により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとしますが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施します。

1 第1段階の復旧

(1) 加入電話

防災関係、報道関係など電話サービス契約約款における復旧第1順位、第2順位の機関の加入電話

(2) 公衆電話

避難場所等に特設公衆電話の設置及び街頭公衆電話の復旧

(3) 専用線

ア データ通信

イ ラジオ、テレビの中継線

ウ 道路通信

(注、上記(1)～(3)項は、ほとんど同時に復旧作業が行われます。)

2 第2段階の復旧

一般住民の加入電話を可能な限り早期に復旧します。

第30節 危険物等災害対策計画

町及び取扱施設は、危険物等による被害の未然防止又は被害の軽減を図るため、応急措置を講じます。

第1 実施責任者

- 1 施設の所有者及び管理者
- 2 町長
- 3 知事

第2 応急措置

1 施設の所有者及び管理者の措置

- (1) 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断するものとします。
- (2) 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化するものとします。
- (3) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとします。

2 知事又は町長の措置

- (1) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関との緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をするものとします。
- (2) 災害の防御は、消防団がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等の機関の応援を受けるものとします。
- (3) 危険物が漏洩した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置するものとします。

第3 1節 消防計画

火災から住民の生命、身体及び財産を保護し、又は被害の軽減を図るため、通常からの教育及び訓練、消防施設の整備点検並びに災害発生時の応急措置等に関する計画は、次のとおりです。

第1 実施責任者

- 1 町長は、災害が発生した場合には上勝町消防団を動員し、消防活動を実施します。
- 2 町長は、町に火災等が発生し必要と認めるときは、近隣市町村に応援を求めるとともに、状況により知事に対し、県消防防災航空隊、自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとします。

第2 組織

本町の消防団は、6分団、団員187名（令和4年4月1日現在）で編成されています。人口の減少、高齢化の進展を踏まえ、今後は団員個々の実働能力、年齢等を勘案し、再編成を行っていくとともに教育訓練の充実・強化をなお一層推進していきます。

第3 消防団員の招集及び出動

1 非常招集

- (1) 招集は消防信号により行います。消防団員が電話、サイレン、防災行政無線により火災を覚知したときは、所属分団は各詰所へ緊急出動し配備につくものとします。
- (2) 火災が発生した場合には、必要があるときは本団の命令を受けことなく分団員について所属分団長が命令を発することができます。

2 集結場所

団員は、各詰所に集結するものとします。

3 人員報告

消防団長は、非常招集発令から完了までの間、そのつど招集人員及び集結場所を本部長に速報すること。

第4 応援要請

1 相互応援協定に基づく要請

大規模火災時等で、自らの消防力では災害への対応が困難な場合は、相互応援協定に基づき、勝浦町、佐那河内村、他市町村等に応援を要請するものとします。

2 県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊等の出動要請

(1) 大規模火災が発生し、火災の状況から空中偵察、消火活動、負傷者の緊急搬送を行う必要があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うものとします。

県消防防災ヘリコプターの出動要請については、本章第11節「消防防災ヘリコプター要請計画」に定めるところによります。

(2) 県消防防災ヘリコプターだけでは対処できない場合には、県に対し、他県等の消防防災ヘリコプターの派遣要請や緊急消防援助隊の要請の依頼を行います。

3 自衛隊の派遣要請依頼

町は、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼します。

自衛隊の派遣要請の依頼については、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによります。

第3 2 節 土地改良区等における災害応急計画

ため池、用排水路等の農業用施設を管理する土地改良区及び水利組合等は、台風など風水害が予想されるときは、気象情報に注意し、次の事項を実施するものとします。

- 1 ため池や用排水路等の施設については、水の流下を妨げるものがないか確認し、障害物を除去するとともに、施設に浮遊物が引っかからないように注意するものとします。
- 2 施設の破損によって、地域住民に被害を及ぼすおそれが生じたり、ため池が決壊するおそれが生じた場合は、速やかに町及び水防管理者に報告するとともに、可能な応急対策があれば実施するものとします。

第3 3 節 災害警備計画

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防並びに交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとします。

第1 災害警備体制

災害に対処する警備体制は次のとおりとです。

1 災害警備体制の種別

(1) 準備体制

災害の発生のおそれがあるが、発生するまでに相当の時間的余裕がある場合。

(2) 警戒体制

暴風雨、洪水、高潮、津波等の警報が発令された場合等、災害の発生が予想される場合。

(3) 非常体制

暴風雨、洪水、高潮、津波等により災害が発生し、又は発生しつつある場合。

2 災害警備本部

警備体制が発令されたときは、警察本部及び警察署に災害警備連絡室、又は災害警備本部を設置します。

3 警備部隊の編成及び運用

災害の種別、規模及び様相に応じて警備部隊の編成及び運用を行います。

第2 災害警備活動

災害が発生した場合には、次のとおり必要な警備活動を行う。

- 1 情報の収集及び伝達
- 2 被災実態の把握
- 3 被災者の救出及び負傷者等の救護
- 4 行方不明者の搜索
- 5 危険箇所の警戒並びに住民に対する避難の指示及び誘導
- 6 災害警備活動のための通信確保
- 7 不法事案等の予防及び取締り
- 8 被災地、避難場所、重要施設等の警戒
- 9 避難路及び緊急交通路の確保
- 10 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- 11 広報活動
- 12 遺体の見分、検視
- 13 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第3 その他

災害警備については、本計画に定めるほか、徳島県警察災害警備計画及び各警察署災害警備計画の定めるところによるものとします。

第3 4節 動物救済計画

被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによるものとします。

第1 実施責任者

罹災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県が徳島県獣医師会とともに設置する動物救援本部に協力して、実施するものとします。

第2 実施方法

- 1 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施します。
- 2 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行います。
- 3 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施します。
- 4 特定動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努めます。
- 5 動物救済本部と連携し、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入れ体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行います。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針

町は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県及び国等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとします。

また、町は南海トラフ巨大地震などに被災しても、迅速かつ円滑に復旧・復興できるよう、あらかじめ復旧・復興の手順を理解するとともに、震災復興体制を構築するなど、「徳島県復興指針」に基づき、平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組むものとします。

被災地の復旧・復興にあたっては男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとします。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとします。

第2節 罹災証明書の発行

被災者生活再建支援法による被災者生活支援金の支給が迅速かつ的確に行われるよう、以下の事項を定めます。

第1 罹災証明書の発行

町は、住家の被害状況の調査の結果に基づき、早期に被災者に罹災証明書を交付します。

1 罹災証明の対象

罹災証明は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとします。なお、家屋以外のものが、罹災した場合において必要があるときは、町長が行う「被災届出証明（仮）」で対応するものとします。

- (1) 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

2 罹災証明を行う者

罹災証明は町長が行うこととします。

3 罹災証明の発行

罹災証明は、証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、町長が作成し、罹災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととします。ただし、1世帯1回限りの発行とします。

(1) 罹災台帳の作成

救助部は、本節第2の被害家屋の判定基準に基づき実施した住家等被害調査の結果に基づき、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した、罹災者台帳を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とします。

(2) 罹災証明書の発行

町長は、罹災証明申請書によって申請があった場合には、罹災台帳で確認の上、罹災証明書を発行するとともに、その旨を、罹災証明書交付簿に記録します。

なお、罹災者台帳で確認できない場合は、申請者の立証資料に基づいて現地調査を行った上、罹災証明書を発行します。

4 被害家屋の判定

罹災証明を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「本節第2 住家等被害調査」により行います。

5 広報と相談窓口の設置

罹災証明書発行に関する広報を総務部に依頼し、広報誌やマスコミと連携しながら被災者へ周知徹底を図ることとします。特に、災害発生後に実施される被災建築物応急危険度判定調査と家屋等被害調査の違いを、正確に被災者へ伝達することが必要となります。

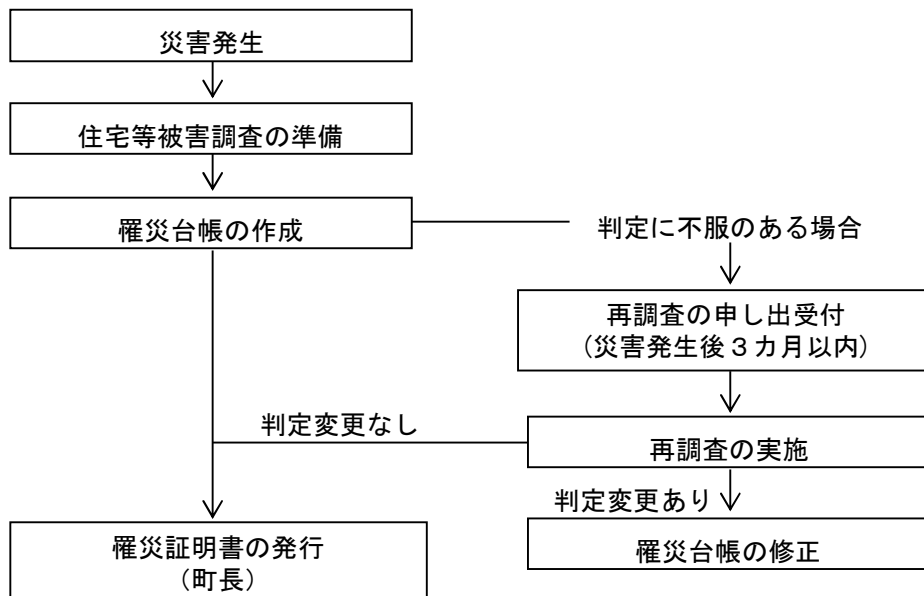
また、罹災証明書に関する相談窓口を設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施します。

6 定期的に発生する風水害に対する罹災証明書の考え方

罹災証明書を発行する過程においては、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した「罹災証明書発行の基本台帳」を作成してから臨むことが前提となります。

定期的に発生する台風・豪雨等の比較的被害程度の軽いものについては、災害発生後被害の痕跡を現場で確認したものについて罹災台帳に記録し、それに基づいて罹災証明書を発行するものとします。

■ 罹災証明書発行の仕組み



第2 住家等被害調査

罹災証明を発行するに当たっての家屋被害の判定は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府令和2年3月）に基づき、行うこととします。

■災害の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとしします。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとしします。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当程度の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、損害割合が30%以上40%未満のものとしします。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとしします。
準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、損害割合が10%以上20%未満のものとしします。
一部損壊	準半壊に至らないが、住家の一部が損傷を受けたもので、損害割合が10%未満のものとしします。

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

※中規模半壊：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年6月24日付府政防670号内閣準半壊 府政策統括官（防災担当）」による

一部損壊

第3節 公共施設災害復旧事業計画

災害復旧は、被災した各施設の原型復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立てるものとしします。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別

によるものとします。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

次の各施設の計画を立てるものとします。

- (1) 河川 (2) 砂防設備 (3) 林地荒廃防止施設 (4) 地すべり防止施設
(5) 急傾斜地崩壊防止施設 (6) 道路

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

次の各施設の計画を立てるものとします。

- (1) 農地農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 共同利用施設

3 教育施設災害復旧事業計画

4 水道施設災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

7 その他の公共施設災害復旧事業計画

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものですが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりです。

第1 法律により一部負担又は補助するもの

1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

3 公営住宅法

4 土地区画整理法

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

7 予防接種法

8 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

10 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

11 上水道災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

12 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

第2 激甚災害に係る財政援助措置

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 公共土木施設災害復旧事業

(2) 公共土木施設災害関連事業

- (3) 公立学校施設災害復旧事業
 - (4) 公営住宅等災害復旧事業
 - (5) 生活保護施設災害復旧事業
 - (6) 児童福祉施設災害復旧事業
 - (7) 老人福祉施設災害復旧事業
 - (8) 障がい者支援施設等災害復旧事業
 - (9) 婦人保護施設災害復旧事業
 - (10) 感染症医療機関災害復旧事業
 - (11) 感染症予防事業
 - (12) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - (13) 湛水排除事業
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (6) 土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助
 - (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - (8) 森林災害復旧事業に対する補助
- 3 中小企業に対する特別の助成
- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - (3) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (4) 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- 4 その他の財政援助措置
- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (4) 母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - (5) 水防資器材費の補助の特例
 - (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - (8) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 被災者の生活再建等の支援

災害時には、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の自立的な生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとします。

県及び町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活支援に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳を活用してきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を活用できる環境の整備に努めます。

第1 調査等に関する説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることをふまえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明するものとします。また、県は町の活動の支援に努めるものとします。

第2 被災者生活再建支援金の支給

県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、次の基準に該当する自然災害の被災者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行います。

1 適用基準

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 支給対象世帯

上記の自然災害により

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 支給条件

(1) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(2) 対象世帯と支給限度額

(単位：万円)

区 分		基礎支援金	加算支援金	計
複数世帯 (世帯の構成員 が複数)	全壊世帯	100	建設・購入 200	300
			補 修 100	200
			賃 借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補 修 100	150
			賃 借 50	100
単身世帯 (世帯の構成員 が単数)	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
			補 修 75	150
			賃 借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補 修 75	112.5
			賃 借 37.5	75

(3) 申請期間

ア 基礎支援金災害発生日から13月以内

イ 加算支援金災害発生日から37月以内

(4) 申請書提出先

上勝町

3 被災者生活再建支援基金

(1) 被災者生活再建支援法人の指定

財団法人道府県会館

(2) 基金

支援法人は、支援業務を運営するための基金を設ける。

都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、世帯数等を考慮して拠出する。

(3) 支給事務の委託

県は、支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。また、支援法人は、支援金の支給に関する事務の一部を町に委託することができる。

第3 災害弔慰金等の支給、貸付け

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」及び災害弔慰金の支給等に

関する条例（昭和49年条例第22号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行います。

1 災害弔慰金の支給

(1) 支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

(2) 支給額

生計維持者 500万円以内

その他の者 250万円以内

2 災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象

政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民

(2) 支給額

生計維持者 250万円以内

その他の者 125万円以内

3 災害援護資金の貸付け

(1) 貸付対象

災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限あり）

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1箇月以上の負傷 150万円～350万円

イ 住居又は家財の損害 150万円～350万円

(3) 利率

年3%（据置期間は無利子）

(4) 据置期間

3年（特別の事情のある場合は5年）

(5) 償還期間

10年（据置期間を含む。）

(6) 償還方法

年賦又は半年賦

(7) 申込先

上勝町

第4 雇用機会の確保

1 計画目標

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう、被災者に対しその定めるところにより雇用保険の失業給付を行いながら、きめ細かい職業相談を実施し、職業の斡旋を行いその生活の確保を図ります。

2 対策

町は、被災者の職業斡旋について、徳島労働局に対する要請措置等の必要な計画を樹立します。

第5 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりです。

1 町税

町は、被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を樹立します。

第6 被災者への融資

1 生活福祉資金（災害援護資金）の応急融資

(1) 貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯

(2) 貸付限度額 150万円以内

(3) 貸付条件

(ア) 据置期間 6カ月以内

(イ) 償還期間 7年以内

(ウ) 利子 無利子（連帯保証人有）又は、
年1.5%（連帯保証人無、据置期間中は無利子）

(エ) 保証人 原則として上勝町民であること。

(オ) 償還方法 年賦、半年賦及び月賦による元利均等償還

(4) 申込方法

原則として官公署発行の被災証明書を添付し、民生委員、あるいは町社会福祉協議会へ申し込みます。

2 災害復興住宅融資

自然災害により住宅の被害を受けた者に対し、（独）住宅金融支援機構が指定した災害について、住宅復旧のための補修並びに住宅の建設、購入に要する資金の貸付を行う。

3 災害対策資金

災害により被害を受けた中小企業等に対し再建を促進し、生産力の維持と経営の安定を図るため、金融機関の融資ならびに信用保証協会による融資の保証を行う。

4 農林漁業関係融資

災害により被害を受けた農林漁業者等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るため、各種融資を行う。

(1) 日本政策金融公庫資金

(ア) 農業基盤整備資金

(イ) 林業基盤整備資金

(ウ) 漁業基盤整備資金

(エ) 農林漁業施設資金

(オ) 農林漁業セーフティネット資金

(2) 農業近代化資金

- (3) 漁業近代化資金
- (4) 天災資金
- (5) 県単林漁業災害対策特別資金

5 労働者ライフサイクル資金

災害により被害を受けた勤労者に対し、四国労働金庫が資金の貸付を行い、被災者の生活の安定化を図る。

第7 生活相談

町は、被災者のための臨時相談窓口（相談所）の設置等、被災者に対する迅速かつ適切な相談業務が行われるよう努めるものとします。

なお、臨時相談窓口においては、職業斡旋、弔慰金等の支給、住宅資金等各種資金の貸付など被災者の生活安定のための生活相談を行うものとします。

第8 安否情報の提供

県・町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとします。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めることとします。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとします。

第9 罹災証明書の交付等

1 体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。
- (2) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めます。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用いたします。
- (4) 県は町に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害調査の迅速化を図るものとします。また、他の都道府県や民間団体との協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとします。

2 災害時の対応

- (1) 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

- (2) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うことにより、被災市町村間の調整を図るものとする。
- (4) 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

3 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとし、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供します。

第10 資金の安定供給体制の構築

県及び町は、財務会計システム等が機能しなくなった場合においても、公金の支払事務に支障が生じないように、あらかじめシステムのクラウド化、金融機関への支払データ送信手段の多重化、手処理での支払事務マニュアルの策定などの対策を行うものとし、

また、前述の被災者生活再建支援金、災害弔慰金等の支給、被災者等への各種融資が円滑に実施されるよう、指定金融機関、関係団体、関係課が連携し、公金を含む資金の安定供給体制を構築するものとし、

第7節 計画的復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地の再建は、町の生活環境構造や産業基盤の改変を伴うような高度かつ大規模な事業となることから、町は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、県及び関係機関と調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとし、

1 復興方針及び復興計画の策定

(1) 復興方針の策定

町民、事業者、自治体が一体となってより効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人が地域のあるべき姿を共有することが必要となる。そこで、一日でも早い復興に向け、復興法に基づき国が定める復興基本方針に即して、県は復興方針を策定し、遅滞なく公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

(2) 復興計画の策定

町は、復興法に基づき復興基本方針及び復興方針に即して、町復興計画を策定します。

2 防災のまちづくり

- (1) 県及び町は、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向性についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努めます。

また、町の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図ります。

- (2) 町の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧・復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとします。

- (3) 県は、建築物の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて事業者に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとします。

- (4) 県及び町は防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等をふまえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めます。

第8節 事前復興の取組

被災後に早期かつ的確に復興計画が策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングなどの事前復興に取り組みます。

第9節 激甚災害の指定に関する計画

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害指定基準又は局地激甚災害の指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告するとともに、県が実施する調査に協力します。